

ニッポン・オフショア・ファンズ

# グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド



ケイマン籍オープン・エンド契約型公募外国投資信託（豪ドル建て）

ニッポン・オフショア・ファンズ - グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券

管理会社 **BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド**

1. この目論見書により行うニッポン・オフショア・ファンズーグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「ファンド」といいます。）の受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2025 年 11 月 28 日に関東財務局長に提出しており、2025 年 11 月 29 日にその届出の効力が生じております。
2. 請求目論見書とは、金融商品取引法第 15 条第 3 項の規定により、同法第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書のことで、投資者から交付の請求があったときには、直ちに、交付しなければならない目論見書です。請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっております。
3. ファンドは投資信託であり、投資元本が保証されている商品ではありません。
4. ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

## 投資信託説明書（請求目論見書）

ニッポン・オフショア・ファンズーグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
(Nippon Offshore Funds - Global High Yield Bond Fund)

2025年11月28日有価証券届出書提出

発行者名：BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド  
(BNY Mellon International Management Limited)

代表者の役職氏名：取締役 スコット・レノン  
(Scott Lennon, Director)

本店の所在の場所：ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、  
サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱 309 号、  
メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド気付  
(c/o Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, South  
Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)

代理人の氏名又は名称：弁護士 三浦 健  
同 大西 信治

代理人の住所又は所在地：東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

### 届出の対象とした募集

募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称：ニッポン・オフショア・ファンズーグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
(Nippon Offshore Funds - Global High Yield Bond Fund)

募集外国投資信託受益証券の金額：60 億オーストラリア・ドル（約 5,870 億円）を上限とする。

（注）オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）およびアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、  
別段の記載がない限り、便宜上、2025年9月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=97.84円および1米ドル=148.81円）による。

### 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項なし

## 目 次

	頁
第一部 証券情報 .....	1
第二部 ファンド情報 .....	4
第1 ファンドの状況 .....	4
1 ファンドの性格 .....	4
2 投資方針 .....	13
3 投資リスク .....	20
4 手数料等及び税金 .....	30
5 運用状況 .....	36
第2 管理及び運営 .....	42
1 申込（販売）手続等 .....	42
2 買戻し手続等 .....	46
3 資産管理等の概要 .....	50
4 受益者の権利等 .....	55
第3 ファンドの経理状況 .....	57
1 財務諸表 .....	57
2 ファンドの現況 .....	137
第4 外国投資信託受益証券事務の概要 .....	138
第三部 特別情報 .....	140
管理会社の概況 .....	140
1 管理会社の概況 .....	140
2 事業の内容及び営業の概況 .....	141
3 管理会社の経理状況 .....	142
4 利害関係人との取引制限 .....	158
5 その他 .....	159
別紙A 定義 .....	161

# 第一部 証券情報

## (1) ファンドの名称

ニッポン・オフショア・ファンズーグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

(Nippon Offshore Funds - Global High Yield Bond Fund)

(注1) ニッポン・オフショア・ファンズーグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「ファンド」または「シリーズ・トラスト」という。）は、アンプレラ・ファンドであるニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。

なお、アンプレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指す。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできない。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成される。

(注2) 日本において、ファンドの名称について「ニッポン・オフショア・ファンズ」を省略することがある。

(注3) 用語の定義については、本書別紙A「**定義**」を参照のこと。

## (2) 外国投資信託受益証券の形態等

ファンドの豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券（以下「**ファンド証券**」または「**受益証券**」という。）は、記名式無額面受益証券であり、追加型である。

ファンド証券について、BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（BNY Mellon International Management Limited）（以下「**管理会社**」という。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

## (3) 発行（売出）価額の総額

60億豪ドル（約5,870億円）を上限とする。

(注1) 豪ドルおよび米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2025年9月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=97.84円および1米ドル=148.81円）による。以下同じ。

(注2) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は、豪ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り豪ドル貨をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合がある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なる円貨表示がなされている場合もある。

## (4) 発行（売出）価格

取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格

(注1) 「取引日」とは、各営業日、またはファンドに関し管理会社が隨時に決定することのできるその他の日をいう。

「評価日」とは、各営業日、またはファンドに関し管理会社が隨時に決定することのできるその他の日をいう。

「営業日」とは、ニューヨーク、ルクセンブルグ、シドニーおよび日本のすべてにおける銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除く。）、またはファンドに関し管理会社が隨時に決定することのできるその他の日をいう。

(注2) 受益証券1口当たり純資産価格に関する照会先は、後記「（8）申込取扱場所」に同じ。

## (5) 申込手数料

受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されない。ただし、受益証券が発行された月の翌月1日から5年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に以下の料率を適用して決定される買戻手数料（「条件付後払い販売手数料（CDSC）」ということがある。）が、販売会社により請求され、管理会社に支払われる。（条件付後払い販売手数料（CDSC）については、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（2）買戻し手数料」を参照のこと。）本書の日付現在、日本の消費税および地方消費税（以下「日本の消費税」という。）は条件付後払い販売手数料（CDSC）に対して課せられない。

<u>受益証券の購入後の経過年数</u>	<u>条件付後払い販売手数料（CDSC）</u>
2年以内	4.00%
2年超3年以内	3.00%
3年超4年以内	2.00%
4年超5年以内	1.00%
5年超	0.00%

（注1）受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月1日から計算される。

（注2）条件付後払い販売手数料（CDSC）の金額は、最も低い条件付後払い販売手数料（CDSC）の料率により計算される。  
すなわち、投資者は、当該手数料の課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

## (6) 申込単位

100口以上10口単位

## (7) 申込期間

2025年11月29日（土曜日）から

2026年11月30日（月曜日）まで

（注1）日本における申込受付時間は、原則として午後3時まで（東京時間）とする。

（注2）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

## (8) 申込取扱場所

株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

ホームページ：<https://www.smbc.co.jp>

（以下「販売会社」または「日本における販売会社」という。）

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

## (9) 払込期日

投資者は、原則として日本における申込日に、日本における販売会社に対して申込金額を支払う。投資者と販売会社との受渡しは、国内約定日（日本における販売会社が申込注文の成立を確認した日をいい、通常、申込みの日本における翌営業日となる。以下「**国内約定日**」という。）から起算して日本における6営業日目までとする。申込金額につき、精算の必要が生じた場合は、日本における販売会社が定める方法により、精算が行われる。

申込金額は、日本における販売会社によって保管会社であるSMB C 日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンドの口座に、各取引日後6受渡営業日（日本において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。以下同じ。）以内に豪ドル貨で払い込まれる。

## (10) 払込取扱場所

前記「（8）申込取扱場所」に同じ。

## (11) 振替機関に関する事項

該当事項なし。

## (12) その他

(イ) 申込証拠金はない。

(ロ) 引受等の概要

① 日本における販売会社は、管理会社との間の、受益証券販売・買戻契約に基づき、受益証券の募集を行う。

② 管理会社は、SMB C 日興証券株式会社をファンドに関する代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社へ送付する等の業務を行う協会員をいう。

(ハ) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出する。また、申込金額は、円貨または豪ドル貨で支払うものとする。円貨で支払われた場合における豪ドル貨への換算は、国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。原則として、申込みをした者は、日本における申込日に、日本における販売会社に対して、申込金額を支払う。投資者と日本における販売会社との受渡しは、国内約定日から起算して日本における6営業日目までとする。申込金額につき、精算の必要が生じた場合は、日本における販売会社が定める方法により、精算が行われる。

申込金額は、日本における販売会社によって、保管会社であるSMB C 日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンドの口座に、各取引日後6受渡営業日以内に、豪ドル貨で払い込まれる。

(ニ) 日本以外の地域における発行

該当事項なし。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

ニッポン・オフショア・ファンズグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「ファンド」または「シリーズ・トラスト」という。）は、アンブレラ・ファンドであるニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。

なお、アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指す。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできない。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成される。

信託金の限度額は、定められていない。

シリーズ・トラストの基準通貨は米ドルである。シリーズ・トラストの純資産総額は基準通貨である米ドルにより計算される。

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社との間で締結された基本信託証書（改訂済）により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストで、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

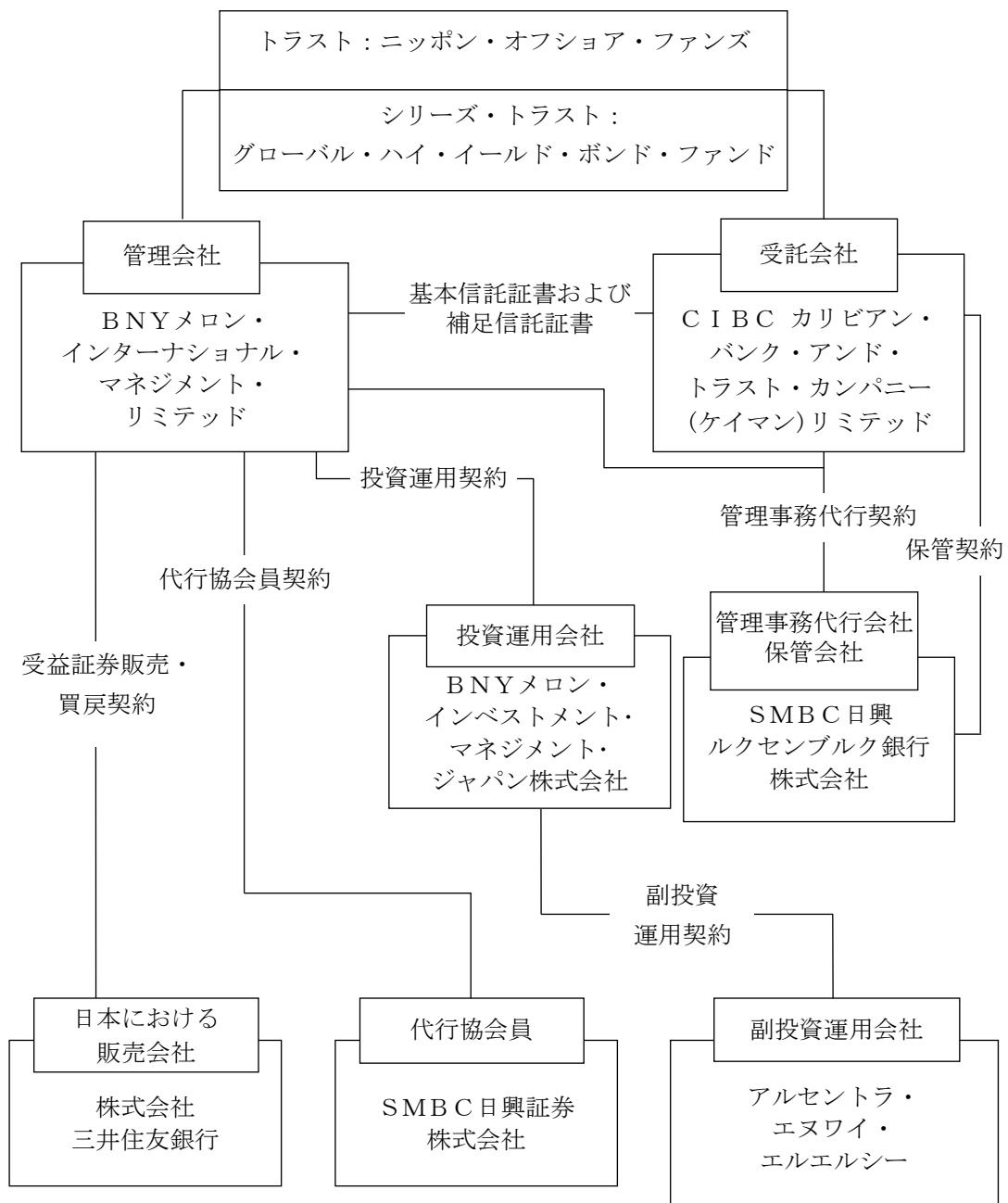
ファンドの投資目的は、世界のハイ・イールド債券（上場または店頭取引される派生商品を含む。）から成る分散されたポートフォリオに投資することを通じ、安定したインカムゲインの確保と、長期的な信託財産の成長を目指すことである。

##### (2) ファンドの沿革

1979年12月21日	管理会社の設立
2003年10月14日	基本信託証書締結
2004年6月30日	トラストに係る補足信託証書締結
2010年8月26日	ファンドに係る補足信託証書締結
2010年9月21日	日本におけるファンドの募集開始
2010年9月30日	運用開始（設定日）
2015年7月31日	ファンドに係る補足信託証書締結
2016年7月25日	トラストに係る補足信託証書締結
2016年7月25日	トラストの名称変更

### (3) ファンドの仕組み

#### ① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
B N Y メロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	管理会社	信託証書（以下に定義される。）を受託会社と締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定している。
C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託会社	信託証書（以下に定義される。）を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定している。
S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社	管理事務代行会社 保管会社	2010年8月26日に管理会社および受託会社との間で、2006年3月30日付管理事務代行契約に係る変更契約を締結することにより管理事務代行契約 <sup>(注1)</sup> を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定している。また、2010年8月26日に管理会社および受託会社との間で、2006年3月30日付保管契約に係る変更契約を締結することにより保管契約 <sup>(注2)</sup> を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定している。
B N Y メロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2010年9月1日に管理会社との間で投資運用契約（改訂済） <sup>(注3)</sup> を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定している。
アルセントラ・エヌワイ・エルエルシー	副投資運用会社	2010年9月1日に投資運用会社との間で締結された副投資運用契約（改訂済） <sup>(注4)</sup> を2020年12月30日に承継。ファンド資産の投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定している。
S M B C 日興証券株式会社	代行協会員	2010年9月1日付で管理会社との間で代行協会員契約（改訂済） <sup>(注5)</sup> を締結。代行協会員業務について規定している。
株式会社三井住友銀行	日本における販売会社	2010年9月1日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（改訂済） <sup>(注6)</sup> を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務について規定している。

(注1) 管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約である。

(注2) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約である。

(注3) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投

資運用業務を提供することを約する契約である。

- (注4) 副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づく業務を提供することを約する契約である。
- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社へ送付する等代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および投資信託説明書(目論見書)に準拠して販売することを約する契約である。

### ③ 管理会社の概況

#### (i) 設立・準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社である。

#### (ii) 事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含む。

#### (iii) 資本金の額

2024年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円(全額払込済)、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株、純資産の額は約101億円である。

定款およびケイマン諸島の会社法(改正済)に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限については制限がない。

#### (iv) 会社の沿革

1979年12月21日 設立

2008年10月1日 社名を「メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション」から「B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド」に変更

#### (v) 大株主の状況

(2025年6月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
エムビーシー・インベストメント・コーポレーション	アメリカ合衆国、デラウェア州、 ウイルミントン、 ベルビューパークウェイ301	2,000株 <sup>(注)</sup>	100%

(注) 内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。

### (4) ファンドに係る法制度の概要

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社の間で締結された基本信託証書(改訂済)(以下「**基本信託証書**」という。)により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストである。トラストは、アンブレラ・ユニット・トラストとして設立されている。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

受託会社および管理会社は、基本信託証書および2010年8月26日に受託会社と管理会社の間で締

結された補足信託証書（改訂済）（以下「**補足信託証書**」という。）（以下、基本信託証書と併せて「信託証書」という。）に基づきグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドをシリーズ・トラストとして設定および設立している。

信託証書はケイマン諸島法に準拠する。グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券の保有者（以下「**受益者**」という。）は信託証書の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされる。

#### 準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「**信託法**」という。）が適用される。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「**ミューチュアル・ファンド法**」という。）の規制も受ける。

#### 準拠法の内容

##### ① 信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英國の信託法に従っており、英國における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英國の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除く。）受益者としない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

##### ② ミューチュアル・ファンド法

後記（6）「監督官庁の概要」の記載を参照のこと。

##### ③ リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（改正済）

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（改正済）（以下「**ジャパン・レギュレーション**」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ジャパン・レギュレーションは、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「**CIMA**」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はジャパン・レギュレーションに従って事業を行わねばならない。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価

格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、当該変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）の第5（2）（a）条にしたがって指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマネー・ローダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）またはCIMAが承認したその他の法域において規制されている保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、当該変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

## （5）開示制度の概要

### ① ケイマン諸島における開示

#### （a）CIMAへの開示

トラストの出資者持分に関して目論見書が発行されなければならず、かかる目論見書には、出資者持分に関するあらゆる重要な内容が記載され、ジャパン・レギュレーションに規定される内容およびトラストに対する潜在的投資者が出資者持分を引受けもしくは購入するか否かについて十分な情報を得た上で決定をなしうるために必要なその他の情報が網羅されていなければならない。目論見書はCIMAに提出されなければならない。

トラストは、CIMAの承認を受けた監査人をして、自らの財務書類を毎年監査させ、また、トラストの各会計期間に関する監査済みの財務書類を、当該会計期間終了後6か月以内または

CIMAが許可する延長期間内にCIMAに提出しなければならない。トラストの監査人は、トラストの財務書類を監査する過程において、トラストにつき、以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに直ちにその旨および理由を書面で通知する。

- ・その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
- ・投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- ・会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行なうまたはそのように意図している場合。
- ・欺罔的または犯罪的な方法で事業を行なうまたはそのように意図している場合。
- ・ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（改正済）、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）または免許の条件を遵守せずに事業を行なうまたはそのように意図している場合。

トラストは、その会計年度の終了後6か月以内または当該目論見書に記載されているそれよりも早い日に、ジャパン・レギュレーションに従い作成されたトラストの財務書類の写しが盛込まれている年次営業報告書を作成したまたは作成させ、かつ、出資者にこれを交付したまたは交付させなければならない。

当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

管理事務代行会社は、（a）トラストの資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社または管理会社が設立文書または目論見書に定める規定に従ってトラストの業務または投資活動を実施していないことに気付いた場合、できる限り速やかに（i）受託会社に書面で報告し、（ii）その書面のコピーおよびその書面に適用される証拠をCIMAに提出しなければならない。さらに、その書面または相当の概要がトラストの次回年次報告書および、次回半期または定期報告書の配布が次回年次報告書の前に要求される場合にはその半期または定期報告書に含まれなければならない。

管理事務代行会社は、（a）トラストの募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および（b）トラストを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内に、トラストの事業を記載した報告書をCIMAに提出するか、またはこれを指示しなければならず、当該報告書にはトラストに関する以下の内容が含まれなければならない。

- (a) トラストの名称（過去の名称を含む。）
- (b) 投資者により保有される各証券の純資産総額
- (c) 前回の報告期間からの純資産総額および各証券の変更比率
- (d) 純資産総額
- (e) 関連する報告期間における新規申込の口数および価額
- (f) 関連する報告期間における償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末日現在の証券の総発行済口数

さらに受託会社は、(a)受託会社が知る限り、トランクの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b)トランクが投資者の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出するか、またはこれを指示しなければならない。

管理事務代行会社を変更する場合、トランクは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者（管理事務代行会社を除く。）に通知しなければならない。

保管会社を変更する場合、トランクは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者（保管会社を除く。）に通知しなければならない。

管理会社を変更する場合、トランクは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者（保管会社を除く。）に通知しなければならない。

(b) 受益者に対する開示

監査年次報告書は、ルクセンブルグにおいて一般的に認められる会計基準に従い作成され、一般的に、各会計年度終了後4か月以内に受益者に送付される。未監査半期報告書は、半期終了時から2か月以内に受益者に送付される。

受益証券の直近の購入価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができる。

② 日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「**金融商品取引法**」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付しなければならない。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

## （ii）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

## （b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるSMB日興証券株式会社のホームページにおいて提供される。

## （6）監督官庁の概要

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託として規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法の下での規制により、所定の詳細および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にトラストの清算を申し立てることもある。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

#### 投資目的と投資方針

ファンドの投資目的は、世界のハイ・イールド債券（上場または店頭取引されるデリバティブ（派生商品）を含む。）から成る分散されたポートフォリオに投資することを通じ、安定したインカムゲインの確保と、長期的な信託財産の成長を目指すことである。債務不履行のリスクを可能な限り回避するため、債券の信用力は、投資時において調査され、ファンドのポートフォリオに保有されている間、管理される。

ファンドのポートフォリオの目標は、長期的なトータル・リターンの提供を狙いつつ、毎月の分配金を安定的に支払うため十分な収益を確保することである。

投資運用会社および／またはその委託先が投資し得る世界のハイ・イールド債券には、現物社債、ゼロクーポン債、PIK債（同種の追加債券の形態で利息を支払う債券）、ユーロ債、ヤンキー債およびこれらの派生商品を含むことがあるが、これらに限定されないものとする。投資運用会社および／またはその委託先はまた、現金および短期金融商品（預金（カストディアン・スウィープ・アカウントを含む。）、コマーシャル・ペーパー、預金証書、米国財務省短期・中期証券およびその他の現金相当金融商品を含むがこれらに限られない。）に投資することができる。

また、投資運用会社および／またはその委託先は、適宜、米国財務省および政府機関の証券ならびにその他の国および国際機関の発行銘柄を含むその他の証券に投資することができる。

また、投資運用会社および／またはその委託先は、国債に関する上場先物およびオプション、国債に関する店頭取引オプション、短期金融商品の先物、スワップ契約（トータル・リターンおよび金利スワップを含む。）、クレジット・デフォルト・スワップ（個別企業のクレジット・デフォルト・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップ指数契約の両方）ならびにスポットおよび為替先渡契約を含むことがあるが、これらに限定されない金融商品への投資を認められている。

投資運用会社および／またはその委託先は、主に投資適格を下回る格付の証券に投資するが、投資判断を行うにあたり、信用力または残存年数による制限はない。そのため、ファンドの投資対象に対し信用格付の下限は適用されず、当該投資対象は、投資適格に格付されることもあれば、投資適格未満に格付されることもある。債務不履行のリスクを最小限にするため、投資運用会社および／またはその委託先は、投資時および当該投資対象がファンドのポートフォリオに保有されている間、そのハイ・イールド債券の信用力を継続的に管理する。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。

投資運用会社は隨時、その裁量にて別のまたは追加の投資顧問会社または投資運用会社を任命することができる。

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの資産の全部または一部を、他の集団投資スキーム（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションが運用する集団投資スキームを含む。）を通じて投資することができる。

#### 為替ヘッジ取引

管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを軽減する（完全になくすものではない）た

め、また、受益証券の豪ドル建ての価値をファンドの表示通貨である米ドルおよび／または投資対象通貨<sup>(注)</sup>の値下りから保護するため、以下の為替ヘッジ取引を実行する方針である。

管理会社および／またはその委託先は、非米ドル建ての投資対象資産について、米ドル（ファンドの表示通貨）と関連する非米ドル建て投資対象通貨の為替レートの変動に伴う為替エクスポージャーをヘッジするため、為替ヘッジ取引を実施する方針である。管理会社および／またはその委託先は、投資対象資産の通貨と米ドルの為替レートの変動に伴う為替エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指すが、主として関連する投資対象の将来価値が変動するため、エクスポージャーは必ずしも常に100%ヘッジされると限らない。本書の日付現在、この為替ヘッジ取引は副投資運用会社で行っているが、管理会社は下に述べるとおり第三者を為替ヘッジ取引の実行および監視のために指定することができる。

管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを軽減する（完全になくすものではない。）ため、また、受益証券の価値を（ファンドの表示通貨である）米ドルの受益証券の表示通貨である豪ドルに対する値下りから保護するため、以下の為替ヘッジ取引を実行する方針である。管理会社および／またはその委託先は、豪ドルと米ドルの為替レートの変動に伴う為替エクスポージャーをほぼ完全にヘッジすることを目指すが、投資者は、為替ヘッジ取引が行われることにより、豪ドルに対する米ドルの値上がりが、これに相当する受益証券1口当たり純資産価格の上昇をもたらさないことに留意するべきである。

管理会社および／またはその委託先は、為替ヘッジ取引のプロセスを運営する。

管理会社は上記の外国為替取引を一つあるいは複数の異なる方法をもって運営することができる。管理会社は、為替ヘッジに関する機能を（i）為替ヘッジの一部を自社および／またはその委託先で運営すること、（ii）残りの部分の為替ヘッジを事前に取り決められた為替ヘッジに関するパラメータに基づき管理および監視する第三者（以下「為替管理会社」という。）を選任することによって分割して運営することができる。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは一定の為替ヘッジ管理契約に基づき為替管理会社に選任されている。当該為替ヘッジ管理契約に従い、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンはかかる契約に基づき外国為替取引について裁量権を有するものではない。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは同社が為替管理会社として関わる外国為替取引の（本人として自ら行為する）当事者であり、2015年7月16日まで、引き続き当事者として行為していた。この間、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンが相手方となる外国為替取引に関して、選任された為替ベンチマークレート提供会社（以下「ベンチマーク提供会社」という。）が価格を表示する通貨については、管理会社は、ザ・WM・カンパニー・ピー・エル・シー（「ベンチマーク提供会社」）が事前に管理会社が選択した一定の時間にロイター上に公表するスポット・レート、あるいは管理会社が選択したその他のベンチマーク提供会社が公表する他のベンチマークレートを、スポット決済されない為替取引については値付けされたフォワード価格、および事前に合意した（スポット・レートに対するベース・ポイントで適用される）為替管理スプレッドにより調整されて値付けられるものと考えていた。その参照レートが公表されない場合、特定の公表時間が過ぎた場合、あるいはベンチマーク提供会社によってそのベンチマークレートが提供されない場合、他の市場レートに基づく代替的なスポットのビッドとアスクのレートが使用されていた。

2015年7月9日以後、為替管理会社は、慣行に従った報酬を請求し、かかる金額はファンドの資産から支払われる。

本書の日付現在、上に述べられた為替取引に関して、管理会社は外国為替ヘッジ取引の相手方が複数になることを想定している。

(注) 投資対象通貨とは、ファンドの投資対象が表示される通貨をいう。

ファンドの投資目的が達成される保証はない。

## ファンドの特色

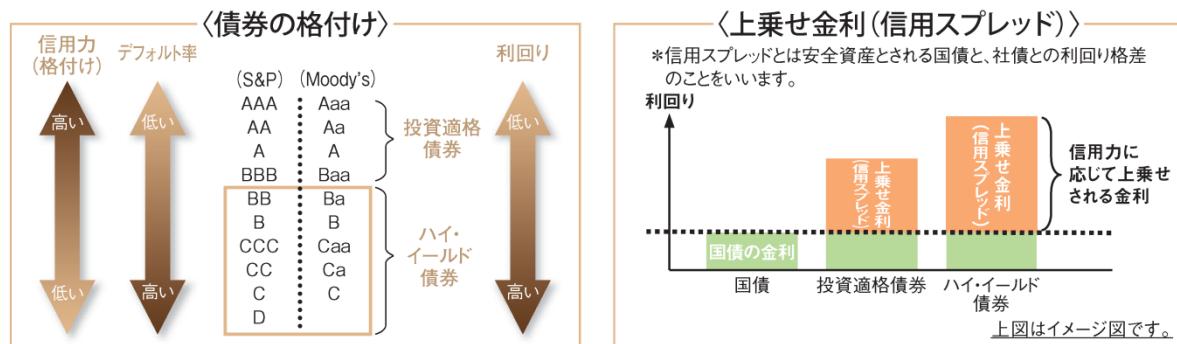
**特色1** ■主に世界のハイ・イールド債券に投資を行い、高水準のインカムゲインの確保と、中長期的な信託財産の成長を目指します。

**特色2** ■受益証券は豪ドル建てです。  
※ファンドは、米ドル建てで(ファンドが組入れる米ドル建て以外の資産については、米ドルへの為替ヘッジを図ります)、米ドルから豪ドルへの為替ヘッジを図ります。

**特色3** ■原則として、毎月分配を行います。  
※管理会社の判断により、分配を行わない場合があります。

### ～ハイ・イールド債券とは?～

一般的に、格付機関(S&P/Moody's等)によりBB／Ba格相当以下の格付けを付与された社債をハイ(高い)・イールド(利回り)債券といいます。



ハイ・イールド債券は信用力が低い債券です。債券の格付けが引き下げられた場合等には信用力が低下し、通常、債券価格は下落します。また、信用力が変わらない場合でも、金利が上昇すれば債券価格は下落します。S&PおよびMoody'sは代表的な格付機関です。上記格付けは長期債務格付けです。

### (2) 投資対象

前記「(1) 投資方針」を参照のこと。

### (3) 運用体制

#### ① 投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

同社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であり、金融商品取引法に基づく登録を受けた投資運用業者である。

#### ② 副投資運用会社

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、アルセントラ・エ

ヌワイ・エルエルシーに委託している。

副投資運用会社は、フランクリン・リソーシズ・インク（事業上の名称は、フランクリン・テンプルトン）の子会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問会社として登録されている。

同社は優先担保付きローン、ハイ・イールド債券などの運用に実績がある運用会社である。

#### （4）分配方針

受託会社またはその委託先は、管理会社の指示により、各分配期間において管理会社が決定した金額を各受益者に分配する。分配は、次の分配期間中の現地分配日<sup>(注)</sup>に行われる。かかる分配金は、ファンドの収益、実現／未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する分配可能なファンドの資金から支払われる。1口当たりの分配金は、0.001豪ドル未満の端数を切り捨てて計算される。原則として、毎月15暦日（当該日がファンド営業日でない場合は直後のファンド営業日）（以下「現地分配基準日」という。）時点で受益者名簿に登録されている受益者に対して分配が行われる。分配金は、0.01豪ドル未満は端数を切り捨てて支払いが行われる。

（注）現地分配日とは、各現地分配基準日の後4ファンド営業日目の日またはファンドに関し管理会社が適宜決定することができる各年のその他の日をいう。なお、ファンド営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグ、シドニーおよび日本のすべてにおける銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除く。）、またはファンドに関し管理会社が隨時に決定することができるその他の日をいう。

投資者は、受益証券に関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点に留意する必要がある。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

#### 〈分配金受取りのイメージ〉

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月の分配											

※上記はあくまでイメージです。

## 分配金に関する留意事項

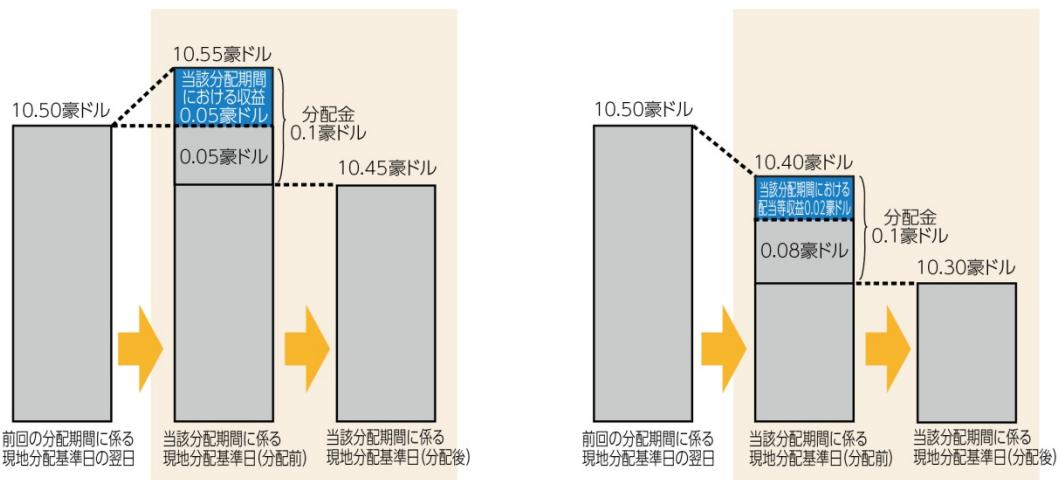
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。



- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る現地分配基準日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、現地分配基準日の翌日から次回の現地分配基準日までの期間をいいます。

### 分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が上昇した場合 前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が下落した場合



(注)当該分配期間に生じた収益以外から0.05豪ドルを取り崩す

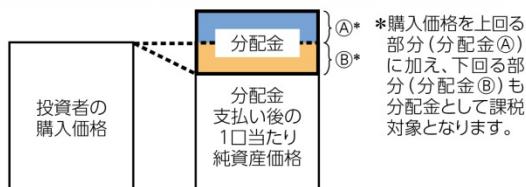
(注)当該分配期間に生じた収益以外から0.08豪ドルを取り崩す

※分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照下さい。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注)分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

## (5) 投資制限

### 投資制限

管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は、ファンドに関して次の投資制限に服する。

- (a) 会社型の集団投資スキームを含め、いかなる種類の株式も取得してはならない。ただし、投信法第2条第4項で定義される「証券投資信託」（株式に投資しないものに限る。）または投信法第2条第22項で定義される「外国投資信託」のうち証券投資信託に該当するもの（株式に投資しないものに限る。）については、この限りでない。
- (b) 取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドが保有する当該投資対象すべての総価値が、その取得直後において、最新の入手可能な純資産総額の15%を超えることになる場合、かかる投資対象を取得してはならない。
- (c) ファンドの純資産の15%を超えて、容易に換金できない、私募形式で販売された有価証券、非上場証券または不動産等の非流動性資産に投資してはならない。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）（適宜改正または代替される。）に定める価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではない。上記の比率は、管理会社の裁量において、当該資産の買付時点基準または時価基準で算定される。
- (d) 投資の結果として、ファンドの純資産総額を超える場合、証券の空売りを行ってはならない。
- (e) 投資の結果として、ファンドの資産価値の50%以上が、(i)金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」の定義に該当しない資産（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされる同号に掲げられた権利を除く。）、または(ii)金融商品取引法第2条第20号で定義される「デリバティブ取引」の定義に該当しない資産で構成されることになる場合、ファンドは投資対象を取得または追加取得してはならない。
- (f) 管理会社または他の第三者の利益となる取引で、受益者の保護に欠けまたはファンドの資産の適正な運用を害することになる取引を行ってはならない。
- (g) 自己またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (h) 管理会社またはファンド以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
- (i) 下記の「借入制限」の項に記載される借入方針に従う場合を除きファンドの勘定で借入れを行ってはならない。

株式、転換社債、ワラント、新株引受権付社債およびその他の株式関連証券への投資は禁止されており、ファンドが何らかの理由で当該証券を取得した場合、投資運用会社または副投資運用会社（場合による。）は、できる限り早く当該証券を売却するための措置を実行する。

上記の投資制限に適用される法律または規則が変更されるまたはその他の方法で差し替えられる場合でかつ適用される法令に違反することなく投資制限を変更することができると、受託会社と協議した上で管理会社が判断する場合、管理会社は、受益者の同意を得ることなく（ただし、当該変更または削除について21日前までに受益者に通知が付与されることを条件に）、当該投資制限の一部を適宜、変更または削除する権利を有するものとする。

上記の制限に加えて、投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で、受益者の利益に反し、またはファンドの資産の適正な運用を阻害する取引を行ってはならない。

特に、ファンドの投資対象の価格の変動、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払い、受益証券の買戻しまたは投資運用会社および／またはその委託先の合理的な支配の及ばないその他の理由の結果としてファンドに適用される制限に違反した場合、投資運用会社および／またはその委託先は、直ちに投資対象を売却する義務はない。ただし、投資運用会社および／またはその委託先は、違反が確認された後、合理的な期間内に、ファンドに適用される制限を遵守するために、受益者の利益に配慮した合理的に実務上可能な措置を講じる。

#### 借入制限

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で資金を借り入れることができる。ただし、借入総額は純資産総額の10%を超えないことを条件とする（合併、統合等の場合のような特別な緊急事態においては、かかる10%制限を一時的に超過することはできるものとする。）。

### 3 投資リスク

#### ① リスク要因

投資者は、受益証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要がある。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴う。投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの投資目的と投資制限の制約の範囲内で損失の可能性を最小限に抑えられると同社が考える投資戦略を実行する予定であるが、このような戦略が実行されるという保証、または、実行されたとしても成功を収めるという保証はできない。受益証券の流通市場が生まれる可能性は低いため、受益者は、買戻しによる方法に限り、保有する受益証券を処分することができる。投資者は、ファンドに対する投資の全部または大部分を失う可能性がある。従って、各投資者は、ファンドに投資するリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要がある。リスク要因に関する以下の記述は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

ファンドに投資するリスクは、以下を含む。

#### 政治および／または規制のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治情勢、政府の政策の変化、税制の変更、外国資本による投資および通貨の本国送金の制限、為替変動、ならびに投資先の国々における法規制の変更などの不確実性によって影響を受ける可能性がある。また、投資が行われる可能性のある一部の国における法制度ならびに会計、財務監査および開示基準によっては、主要な証券市場で一般に適用されるものと同程度の投資者保護または投資者に対する情報開示が行われない可能性がある。

#### 新興国市場のリスク

ファンドの勘定で、直接的または間接的に新興国の債券への投資が行われる。かかる債券には、大きなリスクが伴い、投機的と考えるべきである。それらのリスクには、（a）接収、没収課税、国有化ならびに社会的、政治的および経済的な安定性のリスクが大きいこと、（b）現時点において新興国市場の発行体向けの証券市場の規模が小さく、かつ、取引が少ないか、または取引が存在しないため、流動性に欠け、価格変動性が大きいこと、（c）国の政策により、国益に影響すると思われる発行体または産業への投資の制限など、投資機会が制限される場合があること、ならびに（d）民間資本による投資または外国資本による投資および私有財産に適用される発達した法的枠組みが存在していないことが含まれる。

#### 債券に関する信用リスク

投資運用会社および／またはその委託先は、安定的な収益の確保のため、ファンドの勘定で、ハイ・イールド債券に投資すること、かつ、直接的または間接的に格付の低い債券に投資することができる。このため、信用リスクが増大した場合には、長期的な資産の成長という投資目的は達成できない可能性がある。格付の低い債券とは、ムーディーズによる格付がBaa未満、またはS&Pによる格付がBBB未満の証券をいう。格付の低い債券は、「投資適格」未満であることがあり、継続的な不確実性や、発行体が適時に元利金を支払うことができないことにつながりうる不利な経営状況、財務状況または経済状況にさらされる場合がある。

ファンドが保有する債券の格付が低ければ低いほど、発行体の財務状況もしくは一般的な経済状

況またはその両方が悪化し、または、金利が予想外に上昇した場合、発行体による元利金支払能力が損なわれる可能性が高くなる。かかる債券には、大きな債務不履行のリスクが伴い、当該リスクは、投資対象の価値に影響を及ぼすことがある。

発行体が適時に元利金を支払うことができない場合（または支払うことができないことが予想される場合）、債券の価値は、当該債券の取得価格にまで近づくことがある。流動性のある取引市場がない場合、かかる債券の適正価格を設定できないことがある。

ムーディーズまたはS&Pが証券に付与した格付に、債券の市場価格の変動性またはかかる証券投資の流動性の評価は織り込まれていない。債券の格付が購入時点の格付よりも下がった場合は、必ずしも換金できるとは限らない。

### ソブリン債

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で、政府および政府機関（新興国の政府を含む。）が発行した債務証券に投資することができる。新興国市場の政府発行体の証券への投資は、重大な経済的および政治的リスクを伴う場合がある。一部の新興国市場証券の保有者は、当該債務に関する再編（リストラクチャリング）および返済期限の変更（リスケジューリング）計画への参加ならびに発行体への追加貸付の実行を要請される場合がある。新興国市場証券の保有者の利益は、債務再編協定の過程で悪影響を受ける可能性がある。投資運用会社および／またはその委託先は、過去において、対外債務を返済する際に深刻な困難に陥ったことのある発行体の発行するソブリン債に投資する可能性がある。これらの困難により、特に、かかる国々は債務の元利金の返済期限の変更および負債の再編を余儀なくされたことがある。債務の返済期限の変更および再編に係る協定には、新たなもしくは修正された信用協定を取り決めるか、または残存投資元本および未払利息を「ブレイディ債」もしくは類似する証券に転換した上で、利息の支払いについて新たな信用供与を得ることにより、元利金の支払いの減額および返済繰延べを行うことが含まれていた。ムーディーズおよびS&Pにより投資適格を下回る格付を付与されたソブリン債は、発行体が当該債務の条件に従って元利金の支払いを行う能力に関して非常に投機的であるとみなされる。

### 先物取引

先物の価格は、変動することがある。先物取引に通常必要とされる証拠金は少額であるため、先物取引勘定には極めて大きなレバレッジがかかっている。その結果として、先物契約における小さな値動きによって投資者が大きな損失を被ることがある。先物取引の結果、投資額を超える損失を被ることがある。

先物取引は、流動性に欠けることがある。一部の取引所は、特定の先物について一日の取引中の価格の変動幅が一定の制限を超える取引を許可していないため、投資運用会社および／またはその委託先は、不利なポジションを迅速に清算できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがある。また一部の法域の取引所および規制当局は、特定の先物について、個人またはグループが保有し、またはコントロールすることのできる先物ポジションの数に投機的ポジションの制限を課している。投機的ポジション制限を遵守するために、ファンドの先物ポジションを、投資運用会社もしくはその委託先が所有もしくはコントロールするすべての先物ポジションまたは投資運用会社もしくはその委託先の元本と合計することが求められることがある。その結果、投資運用会社および／またはその委託先は、特定の先物の先物ポジションを取ることができないか、またはファンドの勘

定で特定の先物のポジションを清算せざるを得なくなる可能性がある。

### 投資ポートフォリオの流動性

流動性は、ファンドの勘定で適時に投資対象を売却する投資運用会社および／またはその委託先の能力に關係する。比較的流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて価格変動が大きい傾向があり、比較的流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、投資運用会社および／またはその委託先は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、ファンドの投資対象を処分できないことがある。前述のとおり、先物のポジションは、例えば一部の取引所が一日当たりの「価格変動幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値幅を制限しているため、流動性を欠く場合がある。特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を実行する意思がない限り、先物のポジションを取ることも清算することもできない。それと同様の事態が生じた場合、投資運用会社および／またはその委託先は、不利なポジションを迅速に清算することができない場合があり、ファンダが多額の損失を被ることがある。さらに、取引所が特定の契約の取引を中止し、即時の清算および決済を命じ、または特定の契約の取引を清算目的に限定する命令を下す可能性がある。流動性不足のリスクは、店頭取引においても発生する。現時点においては店頭取引のための規制された市場は存在しておらず、買呼値と売呼値を設定するのは先物ディーラーのみである。市場取引ができない証券への投資には流動性リスクが伴う。さらに、かかる証券は評価が困難であり、また投資者保護のための市場を規制するルールが、発行体に適用されない。

### 外国為替市場とヘッジ

管理会社またはその委託先は、非米ドル建ての投資対象資産について、米ドル（ファンドの表示通貨）と関連する非米ドル建て通貨の為替レートの変動に伴う為替エクスポージャーをヘッジするための為替ヘッジ取引を実施する方針である。ただし、かかるエクスポージャーを完全になくすことはできない。為替レートの変動はファンドの投資対象資産の価値、ひいては受益者が享受する収益に重大な影響を及ぼす可能性がある。

ファンドは、米ドル（ファンドの表示通貨）と豪ドル（受益証券が表示される通貨）間の為替レートの変動に対するエクスポージャーをも有する。管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを軽減（完全に排除するものではない。）するため、また、豪ドルに対する米ドルの値下がりからファンドの資産の全部または一部を保護するため、為替ヘッジ取引を利用する意向である。管理会社および／またはその委託先は、豪ドルと米ドルの為替レートの変動に対する受益証券の通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指すが、かかるエクスポージャーを完全になくすことはできない。投資者は、為替ヘッジ取引が行われることにより、豪ドルに対する米ドルの値上がりが、これに相当する受益証券1口当たり純資産価格の増加をもたらさないことに留意するべきである。

外国為替取引を実行する市場は、変動性が極めて大きく、極めて専門的である。このような市場では、流動性や価格の変動などの重大な変化が極めて短時間に発生することがある。外国為替取引のリスクには、為替レートのリスク、金利のリスクおよび現地の為替市場、外国資本による投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性を含むが、上記に限定されない。

管理会社および／またはその委託先は、かかる為替リスクをヘッジするために、為替先渡契約、

オプション、先物およびスワップなどの金融商品を利用することができます。ポートフォリオのポジションの価値が下落した場合、かかるポジションの価値の下落に対してヘッジしても、ポジションの価値の変動を解消することまたは損失を防ぐことはできないが、同じ動向から利益を上げるように組み立てられた別のポジションを設けることで、ヘッジしたポートフォリオのポジションの価値の下落は緩和される。ヘッジ取引では、ポートフォリオのポジションの価値が上昇した場合に利益を上げる機会も制限されることがある。

ヘッジ取引の成功は、通貨と金利の方向性の動きにかかっている。ヘッジ戦略に使用される金融商品の値動きとヘッジ対象となるポートフォリオの値動きとの相関性の度合いは変化することがあり、管理会社および／またはその委託先は、そうした相関性を完全に保つことができない場合がある。こうした不完全な相関性によって管理会社および／またはその委託先は、意図するヘッジを達成することができないか、または損失リスクにさらされる可能性がある。

管理会社および／またはその委託先が同時に一つ以上の為替ヘッジ手法を採用することにより、間違いや誤りが起こる可能性が高まることがあり得る。例えば、為替ヘッジが、管理会社の委託先と事前に取り決められた為替ヘッジ取引パラメータによって為替取引の一部のみを管理および監視する者として管理会社が選任した他の者とに分かれて実施されることにより、目標とする外国為替ヘッジ比率からの意図しない乖離が生じることがあり得る。

また、複数の外国為替取引の取引相手があり得る。このため同じ時間帯で行われた類似の為替ヘッジ取引が異なる価格となることがおこり得る。

### デリバティブ

投資運用会社および／またはその委託先は、効果的なポートフォリオ管理および投資目的のために行われるデリバティブ取引を通じて、ファンドのために様々なポートフォリオ戦略を実行することができる。投資運用会社および／またはその委託先は、その裁量において、ファンドの投資戦略を実施するため、様々なデリバティブ取引（先物、オプションおよびスワップを含むがこれらに限られない。）について適切なポジションをとることができる。

デリバティブには、価値が一または複数の原証券、金融ベンチマークまたは金融指数にリンクした商品および契約が含まれる。デリバティブによって投資者は、原資産に投資する場合に比べてごくわずかなコスト負担で特定の証券、金融ベンチマークまたは金融指数の値動きをヘッジし、またはかかる値動きについて投機的取引をすることができる。派生商品の価値は、原資産の価格変動に大幅に依存している。従って、原資産の取引に伴うリスクは、多くの場合デリバティブ取引にも当てはまる。その他にもデリバティブ取引には数多くのリスクがある。一例として、デリバティブでは取引を実行する際に支払い、または預託する金銭に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小規模の不利な市場変動によってすべての取引を実行する際に支払い、または預託した金銭を失うばかりでなく、ファンドがその金額を上回る損失を被ることがある。さらに、投資運用会社および／またはその委託先がファンドの勘定で取得を希望するデリバティブを、満足のいく条件で特定の時点において入手できるという保証はなく、そもそも入手できるか否かも保証されていない。

ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証券の価値が目減りした場合、ファンドには追証が発生し、ブローカーに追加の資金を預託するか、または目減り分を補填するために担保として差し入れた証券の換金を強いられることがある。ファンドの資産価値が急

落した場合、投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの証拠金債務の支払いに十分な資産を迅速に換金できない可能性がある。

加えて、投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で先物契約、店頭外国為替先渡契約およびオプションの空売りを利用することができる。このような空売りは、ファンドを追加的なリスクにさらす可能性がある。

#### 買戻しの影響

受益者によって大量の受益証券の買戻しが行われる場合、投資運用会社および／またはその委託先は、買戻しに必要な資金を調達するために本来望ましいと考えられるペースよりも早くファンドの投資対象を清算せざるを得なくなる可能性がある。

#### 取引相手のリスク

ファンドは、契約の条件に関する紛争（正当な根拠をもって主張されるものとは限らない。）または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合がある。かかる「取引相手のリスク」は、決済を妨げる出来事が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について大きくなる。受託会社、管理会社、投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドに関して、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を一つの取引相手に集中させることを制限されていない。さらに、管理会社、投資運用会社および／またはその委託先は、取引相手の信用度を評価する内部信用評価機能を有していない。受託会社、管理会社、投資運用会社および／またはその委託先が一もしくは複数の取引相手と取引を行う能力、およびかかる取引相手の財政的能力について有意かつ独立した評価の欠如により、ファンドが損失を被る可能性が増大する場合がある。

ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる場合がある。これは、取引所決済機関の履行保証のような整備された取引所においてデリバティブの取引参加者に適用されるものと同様の保護が、かかる非上場デリバティブの取引には与えられないことによる。非上場デリバティブ取引の取引相手は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社、投資運用会社および／またはその委託先がファンドに関してかかる商品の取引を行う取引相手の支払不能、破産または債務不履行により、ファンドに多額の損失が発生する可能性がある。受託会社、管理会社、投資運用会社またはその委託先は、ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがある。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない限り、不十分である可能性がある。

最近、複数の大手金融市场参加者（店頭取引およびブローカー間取引の取引相手を含む。）が契約上の義務を期日に履行することができず、または不履行寸前の状態にあり、金融市场で見られる不確実性が高まり、かつてないほどの政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながっている。かかる混乱は、支払能力のあるプライムブローカーおよび貸し手でさえも、新たな投資への融資を渋るもしくは望まない、または最近有効であったものに比べて著しく不利な条件で融資を行う原因となっている。取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被ら

ないとの保証もない。

#### 仲介およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するプローカーまたはディーラーを選定する際、投資運用会社および／またはその委託先は、競争入札により業者を募集する必要はなく、最も手数料が低廉な業者を探す義務も負わない。投資運用会社および／またはその委託先は、リサーチまたはサービスを提供するまたはそれらの支払いを行うプローカーまたはディーラーに対し、同様の取引について他のプローカーまたはディーラーよりも高い手数料を支払うことができる。

#### 決済プローカーの支払不能リスク

受託会社、管理会社、投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドに関して、上場先物取引および上場証券取引の清算および決済を行う複数のプローカーのサービスを利用することができる。適用ある規則および規制により顧客資産に何らかの保護が与えられる場合があるものの、ファンドのプローカーのうちの一社が支払不能に陥った場合、当該プローカーの下で保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性がある。

#### 保管リスク

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で、直接的または間接的に、保管制度および／または決済制度が十分に発達していない市場に投資する場合がある。かかる市場で取引され、かつ、副保管業者に委託されたファンドの資産は、当該副保管業者の利用が必要となる状況下では一定のリスクにさらされることがある。かかるリスクには、現物有価証券の取引代金決済と引換えに引渡しが行われないこと、その結果、偽造有価証券の流通、コーポレート・アクションに関する情報の不足、有価証券の取得可能性に影響を及ぼす登録手続、法律／財務に関する適切な制度の不存在、および中央預託機関の補償制度／賠償基金の不存在が含まれるがこれらに限らない。

#### 金利の変動

債券の価値は、金利の変動に基づき変動することがある。通常、金利の上昇局面では、債券の価値は下落し、金利の低下局面では、債券の価値は上昇する傾向がある。債券の価格変動は、債券の残存期間および発行条件を含む多くの要因により異なる。さらに、金利の変動は、投資運用会社および／またはその委託先がファンドの勘定で購入するか、または空売りするデリバティブの価値および価格設定にも影響を与えることがある。

#### 経済状況

他の経済状況（例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交上の出来事および動向、租税法ならびにその他の無数の要因を含む。）の変化は、ファンドの利回りに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる状況は、いずれも投資運用会社および／またはその委託先の支配が及ばない。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期しない変動または流動性によって、ファンドの資産の投資および再投資を管理する投資運用会社および／またはその委託先の能力が損なわれ、ファンドが、損失のリスクにさらされることがある。

### 為替先渡契約および為替取引

管理会社および／またはその委託先は、ヘッジ目的で、様々な国の通貨と複数の通貨単位との間で店頭為替先渡契約を取引することができる。店頭為替先渡契約は、ある指定された通貨を将来の指定された日に、契約開始時に定められた価格で購入または売却して別の通貨と交換するという契約上の合意に基づいて実行される場合が多い。

管理会社および／またはその委託先が店頭為替先渡契約を行う場合、契約の満期時に対象通貨を引き渡し、または引渡しを受ける取引相手に依存することになる。為替先渡契約または店頭為替先渡契約の日々の値動きに制限はなく、取引相手は、こうした取引のマーケット・メークを継続する義務を負わない。これまでにも店頭為替先渡契約の取引相手が取引の値段を付けることを拒絶したり、買呼値と売呼値の間に異常に広いスプレッドがある値付けをした時期があった。取引相手は、こうした取引の値付けをいつでも拒絶することができる。管理会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で店頭為替先渡契約取引をする際に、取引相手の信用破綻または取引相手の不履行もしくは履行拒絶のリスクにさらされる。取引相手が不履行となった場合、取引から期待された利益が得られない結果となる場合がある。

本書の日付現在、管理会社は為替ヘッジ取引の取引相手が複数になることを想定している。

### 店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で店頭取引を行う。一般論として、店頭市場は、整備された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていない。さらに、一部の整備された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられない。このため、ファンドは、信用や流動性の問題または契約条件に関する紛争を理由に取引相手方が取引を決済しないリスクにさらされる。投資運用会社および／またはその委託先が特定の取引相手との間で集中的に取引を行うことについて制限はないため、投資運用会社および／またはその委託先がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合に比べて、ファンドは、デフォルトによる大きな損失リスクにさらされることになる。

ファンドは、支払不能、破産、政府による制限等の原因により取引相手が取引を履行できないリスクにさらされ、その結果、ファンドに多額の損失が発生する危険性がある。こうしたリスクを軽減するため、投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの取引を信用力が高いと思われる取引相手だけに限定する予定である。

### 本格運用に至るまでのスタート期間

ファンドには、募集による購入資金でポートフォリオを構築する期間に、一定のリスクが伴う可能性がある。さらに、この期間には、ファンドの一または複数のポートフォリオの分散投資のレベルが、すでにポートフォリオの構築が完成したファンドと比べて低くなるという一定のリスクもある。投資運用会社および／またはその委託先は、ポートフォリオの構築の段階で様々なプロセスを経ることができる。こうした手続の一部は市場の状況にもよるものであり、これらの手続が成功するという保証を与えるものではない。

### 将来の規制の変更は予測不能であること

証券市場およびデリバティブ市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用される。さら

に、米国の証券取引委員会や証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的実施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有する。証券およびデリバティブの規制は米国内外において急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合がある。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能であるが、重大な悪影響となる可能性がある。

#### FATCA

米国外口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）により、ファンドがFATCAに関連する要件または義務を遵守しない場合、ファンドはFATCAに基づく源泉徴収税の対象になる可能性があり、これにより、ファンドの純資産総額が減少することになる。

販売会社においてFATCAに関連する法令、規制またはガイダンスの違反があった場合、販売会社名義の受益証券が強制的に買い戻される可能性がある。

#### ② リスクに対する管理体制

リスク管理について、投資運用会社においては、運用部門やコンプライアンス部門など複数の担当部署により、全般的なリスクの監視や管理を行っている。

また、それらの状況は定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等へ報告され、必要に応じて改善策を審議している。

また、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、投資運用会社に定期的に報告する。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築は副投資運用会社により適切に評価される。

ファンドは、日本証券業協会および一般社団法人投資信託協会の規則に従い、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社または投資運用会社が定めた合理的かつ適切な方法に反することとなる取引を行わない。

投資運用会社は、一の者に係るエクスポージャーの純資産総額に対する比率がエクスポージャーの区分（以下に定義する。）ごとにそれぞれ10%、合計で20%（以下「基準比率」という。）を超えることのないように運用することを決定している。投資運用会社は、基準比率を超えることとなった場合、定められた比率を超えることが判明した日から1か月以内に基準比率以内となるよう調整を行い、通常の対応で1か月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、出来る限り速やかに基準比率以内に調整を行う。ただし、投資信託の設定当初、買戻し及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合は、このような調整を行わないことができる。

上記において、エクスポージャーの区分とは、以下を意味する。

- (i) 株式及び投資信託証券の保有により生じるエクスポージャー（株式等エクスポージャー）
- (ii) 有価証券（(i) に定めるものを除く。）、金銭債権（(iii) に該当するものを除く。）及び匿名組合出資持分の保有により生じるエクスポージャー（債券等エクスポージャー）
- (iii) デリバティブ取引その他の取引により生じるエクスポージャー（デリバティブ等エクスポ

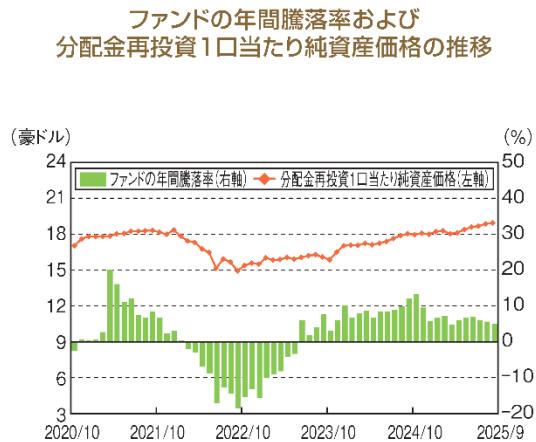
ージャー)

金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下「デリバティブ取引」という。）については、ヘッジ目的に限定されない取引を行うことができる。日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）の定めに従い、デリバティブ取引等（新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含む。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産総額の80%以内とする。

### ③ リスクに関する参考情報

## 参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。



- \* 分配金再投資1口当たり純資産価格は分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。
- \* 年間騰落率は2020年10月から2025年9月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

\* ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\* ファンドの年間騰落率は、ファンド証券の表示通貨である豪ドル建てで計算されており、円換算されていません。したがって、円換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

#### ○各資産クラスの指数

- 日本株… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)  
株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）が算出・公表している、日本の株式を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。
- 先進国株… MSCI Kokusai (World ex Japan) Index (配当込み、円ベース)  
MSCI Inc.が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。
- 新興国株… MSCI EM (Emerging Markets) Index (配当込み、円ベース)  
MSCI Inc.が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。
- 日本国債… NOMURA-BPI 国債  
野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が算出・公表している、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指數です。
- 先進国債… FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）  
FTSE Fixed Income LLCが算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指數です。
- 新興国債… THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index (円ベース)  
J.P.Morgan Securities LLCが算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指數です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JPXに帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

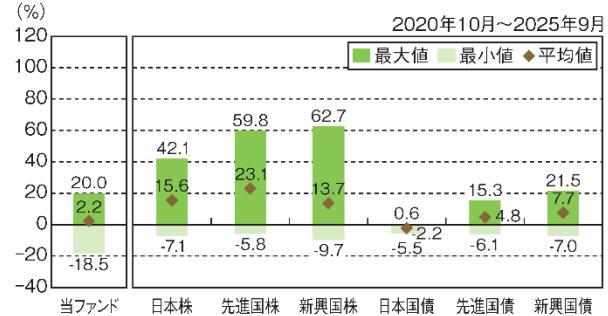
FTSE 世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指標の騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。  
株式会社野村総合研究所及び各指標のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指標のデータソースは、当該騰落率に関する資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



- \* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をファンドおよび他の代表的な資産クラス（円ベース）について表示したものです。

\* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をファンドおよび他の代表的な資産クラス（円ベース）について表示したものです。

— 29 —

## 4 手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

#### ① 海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。

#### ② 日本国内における申込手数料

受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されない。ただし、買戻手数料が発生する。本書の日付現在、日本の消費税は買戻手数料に対し課せられない。

### (2) 買戻し手数料

#### ① 海外における買戻手数料

受益証券が発行された月の翌月 1 日から 5 年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払い販売手数料 (CDSC) が請求され、管理会社に支払われる。

<u>受益証券の購入後の経過年数</u>	<u>条件付後払い販売手数料 (CDSC)</u>
2 年以内	4.00%
2 年超 3 年以内	3.00%
3 年超 4 年以内	2.00%
4 年超 5 年以内	1.00%
5 年超	0.00%

(注 1) 受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月 1 日から計算される。

(注 2) 条件付後払い販売手数料 (CDSC) の金額は、最も低い条件付後払い販売手数料 (CDSC) の料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

#### ② 日本国内における買戻手数料

受益証券が発行された月の翌月 1 日から 5 年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払い販売手数料 (CDSC) が、日本における販売会社により請求され、管理会社に支払われる。

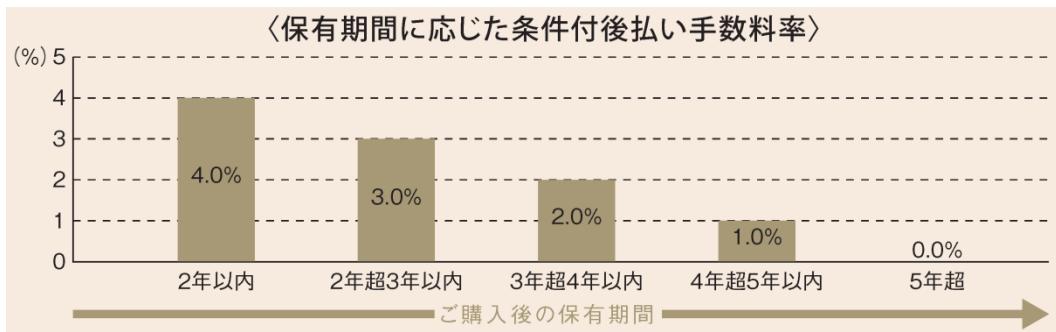
条件付後払い販売手数料 (CDSC) は、換金（買戻し）時に支払われるもので、管理報酬・販売管理報酬と合わせて、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含む。）の対価となる。

本書の日付現在では、日本の消費税は条件付後払い販売手数料 (CDSC) に対して課せられない。

<u>受益証券の購入後の経過年数</u>	<u>条件付後払い販売手数料 (CDSC)</u>
2 年以内	4.00%
2 年超 3 年以内	3.00%
3 年超 4 年以内	2.00%
4 年超 5 年以内	1.00%
5 年超	0.00%

(注 1) 受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月 1 日から計算される。

(注 2) 条件付後払い販売手数料 (CDSC) の金額は、最も低い条件付後払い販売手数料 (CDSC) の料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。



### (3) 管理報酬等

#### (a) 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.65%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされる。さらに、管理会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.85%の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされる。

さらに、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびファンドに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

管理報酬および販売管理報酬は、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含む。）の対価として管理会社に支払われる。

#### (b) 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされる。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社に支払われる。

#### (c) 保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いされる。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として、保管会社に支払われる。

#### (d) 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01%（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、四半期毎に後払いされる。

受託報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われる。

(e) 販売報酬

日本における販売会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.25%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計算され、毎月後払いされる。

販売報酬は、ファンド証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として日本における販売会社に支払われる。

(f) 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計算され、毎月後払いされる。

代行協会員報酬は、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、運用報告書等の販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われる。

(4) その他の手数料等

ファンドは、さらに、(a) ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに (b) (i) 法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、(ii) 仲介手数料（もしあれば）および証券取引に関連し課税される発行または譲渡に対する税金、(iii) 副保管会社の報酬および費用、(iv) 政府および政府機関に支払うべきすべての税金および手数料、(v) 借入利息、(vi) 投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷および配給にかかる費用、(vii) 保険料（もしあれば）、(viii) 訴訟および賠償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、および(ix) ファンドの構築に関連する、企業財務またはコンサルティング費用を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用を含め、ファンドの管理に係るすべての経費および費用を負担する。当該経費および費用が直接特定のファンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産総額に応じて当該経費および費用を負担する。

上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があるため、これらを合計した料率もしくは上限額等を表示することができない。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ポートフォリオの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

(注) 弁護士費用は、ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。監査費用は、ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価として支払われる。

(5) 課税上の取扱い

(A) 日本

2025年10月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国

内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

## II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038

年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告することもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（4）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

（5）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（6）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなる。

（7）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

III ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

#### （B）ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課さない。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。

トラストは、ケイマン諸島の信託法第81条に従い、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを

構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の証明書をケイマン諸島総督より受領している。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課されない。

## 5 運用状況

### (1) 投資状況 (資産別および地域別の投資状況)

(2025年9月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	米国	113,213,677.27	63.97
	イギリス	9,291,362.95	5.25
	オランダ	8,352,523.12	4.72
	ルクセンブルグ	6,614,405.31	3.74
	フランス	5,993,544.96	3.39
	イタリア	5,633,377.61	3.18
	ドイツ	4,887,070.51	2.76
	カナダ	4,206,901.51	2.38
	ジャージー	2,475,439.85	1.40
	日本	2,172,583.58	1.23
	スウェーデン	1,856,763.33	1.05
	バミューダ	1,054,525.56	0.60
	アイルランド	1,045,645.51	0.59
	リベリア	712,505.44	0.40
	ブラジル	708,653.63	0.40
	スペイン	657,975.29	0.37
	オーストラリア	651,740.67	0.37
	デンマーク	585,907.19	0.33
	パナマ	568,770.66	0.32
小計		170,683,373.95	96.44
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		6,296,729.07	3.56
合計 (純資産総額)		176,980,103.02 (約26,336百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの米ドル・ベースによる純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

## (2) 投資資産

### ① 投資有価証券の主要銘柄

(2025年9月末日現在)

順位	銘柄名	国・地域名	種類	額面金額	取得価額 (米ドル)	取得単価 (米ドル)	時価 (米ドル)	時価単価 (米ドル)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	VENTURE GLOBAL PLQ 6.5 15JAN34 144A	米国	債券	1,538,000米ドル	1,569,567.50	1.02	1,618,479.70	1.05	6.500	2034年1月15日	0.91
2	ROCKCLIFF ERGY II 5.5 15OCT29 144A	米国	債券	1,471,000米ドル	1,410,182.83	0.96	1,440,134.74	0.98	5.500	2029年10月15日	0.81
3	ATHENAHEALTH GRP 6.5 15FEB30 144A	米国	債券	1,436,000米ドル	1,275,124.54	0.89	1,424,223.65	0.99	6.500	2030年2月15日	0.80
4	VFH PARENT 7.5 15JUN31 144A	米国	債券	1,257,000米ドル	1,281,992.38	1.02	1,298,658.24	1.03	7.500	2031年6月15日	0.73
5	ARDONAGH FIN LTD 6.875 15FEB31 REGS	ジャージー	債券	1,030,000ユーロ	1,111,140.27	1.08	1,250,297.24	1.21	6.875	2031年2月15日	0.71
6	ELASTIC NV 4.125 15JUL29 144A	オランダ	債券	1,263,000米ドル	1,090,335.00	0.86	1,217,231.03	0.96	4.125	2029年7月15日	0.69
7	VIRTUSA CORP 7.125 15DEC28 144A	米国	債券	1,203,000米ドル	1,149,710.00	0.96	1,175,856.95	0.98	7.125	2028年12月15日	0.66
8	VERISURE MIDHOLD 5.25 15FEB29 REGS	スウェーデン	債券	990,000ユーロ	1,146,281.56	1.16	1,169,308.61	1.18	5.250	2029年2月15日	0.66
9	ALTICE FRANCE SA 8.125 01FEB27 144A	フランス	債券	1,218,000米ドル	1,140,352.50	0.94	1,159,189.11	0.95	8.125	2027年2月1日	0.65
10	LION POLA LUX FRN 1JUL29 REGS	ルクセンブルグ	債券	970,000ユーロ	1,021,720.84	1.05	1,151,475.19	1.19	5.641	2029年7月1日	0.65
11	EMERALD DEBT 6.625 15DEC30 144A	米国	債券	1,117,000米ドル	1,127,900.96	1.01	1,150,480.96	1.03	6.625	2030年12月15日	0.65
12	ENERGY TRANSFER LP FRN PERP SER B	米国	債券	1,146,000米ドル	951,229.20	0.83	1,144,702.50	1.00	4.174	2174年2月15日	0.65
13	UNITED GROUP BV 6.75 15FEB31 REGS	オランダ	債券	950,000ユーロ	1,029,525.78	1.08	1,141,596.33	1.20	6.750	2031年2月15日	0.65
14	ENCORE CAPITAL 4.25 01JUN28 REGS	米国	債券	870,000英ポンド	835,177.81	0.96	1,117,327.00	1.28	4.250	2028年6月1日	0.63
15	CASTLE UK FINCO 7.00 15MAY29 REGS	イギリス	債券	740,000英ポンド	820,482.70	1.11	998,653.47	1.35	7.000	2029年5月15日	0.56
16	GEN DIGITAL INC 6.25 01APR33 144A	米国	債券	975,000米ドル	978,655.00	1.00	994,546.80	1.02	6.250	2033年4月1日	0.56
17	ILIAD SA 5.375 15FEB29	フランス	債券	800,000ユーロ	862,726.82	1.08	991,626.23	1.24	5.375	2029年2月15日	0.56
18	GOAT HOLDCO LLC 6.75 01FEB32 144A	米国	債券	960,000米ドル	960,453.75	1.00	986,875.20	1.03	6.750	2032年2月1日	0.56
19	WAND NEWCO 3 INC 7.625 30JAN32 144A	米国	債券	929,000米ドル	937,250.00	1.01	979,558.04	1.05	7.625	2032年1月30日	0.55
20	CCO HLDGS LLC CAP 5.375 1JUN29 144A	米国	債券	985,000米ドル	921,443.75	0.94	978,736.29	0.99	5.375	2029年6月1日	0.55
21	CHS COMM HEALTH 10.875 15JAN32 144A	米国	債券	925,000米ドル	940,715.00	1.02	975,992.85	1.06	10.875	2032年1月15日	0.55
22	CCO HLDGS LLC/CAP CORP 4.50 01MAY32	米国	債券	1,057,000米ドル	881,590.00	0.83	961,189.71	0.91	4.500	2032年5月1日	0.54
23	GULFPORT ENER CORP 6.75 1SEP29 144A	米国	債券	936,000米ドル	941,495.00	1.01	960,442.70	1.03	6.750	2029年9月1日	0.54
24	NIDDA HEALTHCARE 5.625 21FEB30 REGS	ドイツ	債券	790,000ユーロ	865,879.62	1.10	952,229.47	1.21	5.625	2030年2月21日	0.54
25	EMERIA SASU 7.75 31MAR28 REGS	フランス	債券	874,000ユーロ	937,372.90	1.07	941,488.64	1.08	7.750	2028年3月31日	0.53
26	ARSENAL AIC PARENT 8.010CT30 144A	米国	債券	880,000米ドル	890,850.00	1.01	932,817.60	1.06	8.000	2030年10月1日	0.53
27	CLYDESDALE ACQUIS 8.75 15APR30 144A	米国	債券	883,000米ドル	878,999.88	1.00	907,794.64	1.03	8.750	2030年4月15日	0.51
28	ITELYUM REGENERAT 5.75 15APR30 REGS	イタリア	債券	760,000ユーロ	854,714.31	1.12	907,409.52	1.19	5.750	2030年4月15日	0.51
29	VISTRA OPERATIONS 7.75 15OCT31 144A	米国	債券	854,000米ドル	856,443.80	1.00	907,001.80	1.06	7.750	2031年10月15日	0.51
30	BEACON MOBILITY 7.25 01AUG30 144A	米国	債券	871,000米ドル	877,477.00	1.01	905,611.80	1.04	7.250	2030年8月1日	0.51

<参考情報>

### 投資有価証券の主要銘柄

#### 上位10銘柄 債券

(2025年9月末日現在)

順位	銘柄名	種類	投資比率(%)
1	VENTURE GLOBAL PLQ 6.5 15JAN34 144A	債券	0.91
2	ROCKCLIFF ERGY II 5.5 15OCT29 144A	債券	0.81
3	ATHENAHEALTH GRP 6.5 15FEB30 144A	債券	0.80
4	VFH PARENT 7.5 15JUN31 144A	債券	0.73
5	ARDONAGH FIN LTD 6.875 15FEB31 REGS	債券	0.71
6	ELASTIC NV 4.125 15JUL29 144A	債券	0.69
7	VIRTUSA CORP 7.125 15DEC28 144A	債券	0.66
8	VERISURE MIDHOLD 5.25 15FEB29 REGS	債券	0.66
9	ALTICE FRANCE SA 8.125 01FEB27 144A	債券	0.65
10	LION POLA LUX FRN 1JUL29 REGS	債券	0.65

### ② 投資不動産物件

該当事項なし。 (2025年9月末日現在)

### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項なし。 (2025年9月末日現在)

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

下記会計年度および2025年9月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

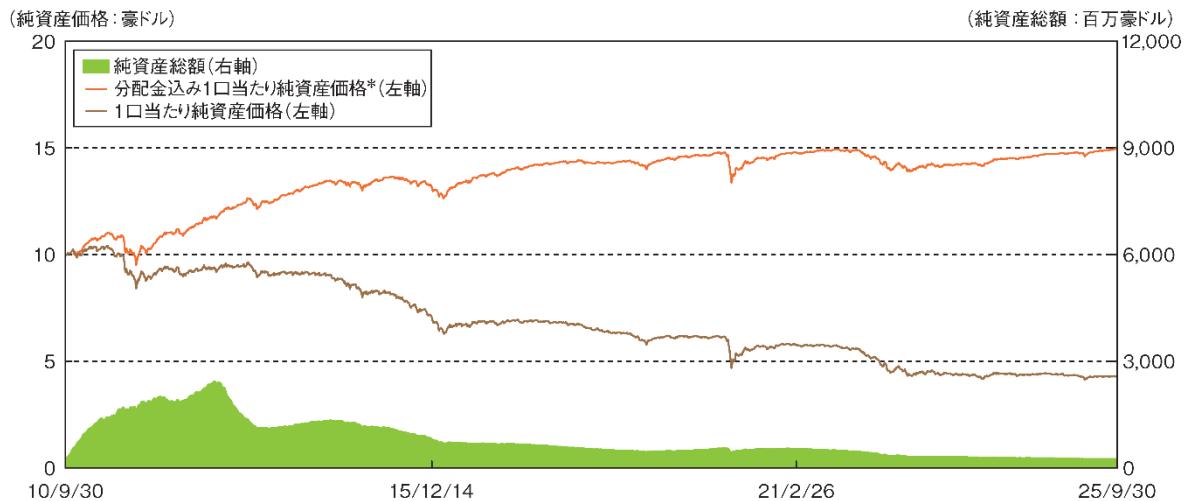
(豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券)

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第6会計年度末 (2016年5月末日)	716,224,023.20	70,075,358,430	6.70	656
第7会計年度末 (2017年5月末日)	665,142,229.70	65,077,515,754	6.91	676
第8会計年度末 (2018年5月末日)	529,020,708.20	51,759,386,090	6.38	624
第9会計年度末 (2019年5月末日)	487,297,973.12	47,677,233,690	6.06	593
第10会計年度末 (2020年5月末日)	527,098,750.65	51,571,341,764	5.50	538
第11会計年度末 (2021年5月末日)	537,639,271.88	52,602,626,361	5.73	561
第12会計年度末 (2022年5月末日)	394,589,693.47	38,606,655,609	4.89	478
第13会計年度末 (2023年5月末日)	329,503,740.67	32,238,645,987	4.36	427
第14会計年度末 (2024年5月末日)	295,746,160.84	28,935,804,377	4.35	426
第15会計年度末 (2025年5月末日)	274,908,076.30	26,897,006,185	4.27	418
2024年10月末日	290,267,496.71	28,399,771,878	4.38	429
11月末日	287,960,385.76	28,174,044,143	4.38	429
12月末日	283,173,973.00	27,705,741,518	4.33	424
2025年1月末日	281,978,218.74	27,588,748,922	4.35	426
2月末日	280,671,507.08	27,460,900,253	4.34	425
3月末日	276,184,778.42	27,021,918,721	4.25	416
4月末日	274,507,820.80	26,857,845,187	4.24	415
5月末日	274,908,076.30	26,897,006,185	4.27	418
6月末日	274,550,296.64	26,862,001,023	4.29	420
7月末日	271,883,158.53	26,601,048,231	4.28	419
8月末日	270,445,013.94	26,460,340,164	4.29	420
9月末日	268,070,437.78	26,228,011,632	4.28	419

(注) ファンドの投資対象は米ドル建てで管理されているが、現在発行されている受益証券は豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券のみである。

<参考情報>

### 純資産総額および1口当たり純資産価格の推移 (2010年9月30日(設定日)～2025年9月末日)



\*税引前分配金を加えた1口当たり純資産価格です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

#### ② 分配の推移

会計年度	1口当たり分配金 (合計)	
	豪ドル	円
第6会計年度	1.20	117
第7会計年度	0.60	59
第8会計年度	0.60	59
第9会計年度	0.48	47
第10会計年度	0.36	35
第11会計年度	0.36	35
第12会計年度	0.36	35
第13会計年度	0.36	35
第14会計年度	0.36	35
第15会計年度	0.36	35

＜参考情報＞

**分配の推移 (税引前、1口当たり) (豪ドル) (現地分配基準日ベース)**

分配月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月
1口当たり分配金 (豪ドル)	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
分配月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	設定来合計	直近12ヵ月合計
1口当たり分配金 (豪ドル)	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	10.660	0.360

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

③ 収益率の推移

会計年度	収益率 (注)
第6会計年度	-3.19%
第7会計年度	12.09%
第8会計年度	1.01%
第9会計年度	2.51%
第10会計年度	-3.30%
第11会計年度	10.73%
第12会計年度	-8.38%
第13会計年度	-3.48%
第14会計年度	8.03%
第15会計年度	6.44%

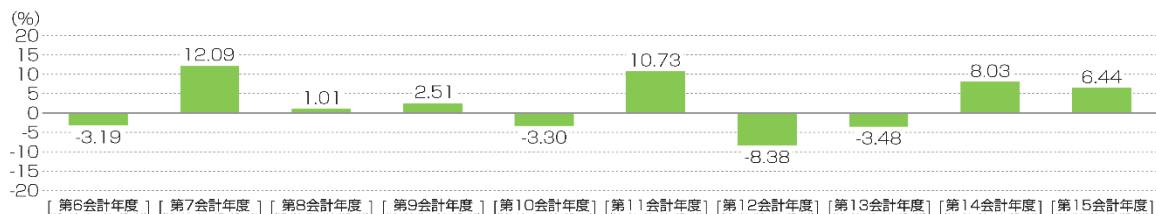
(注) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格 (当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格 (分配落ちの額)

＜参考情報＞

**収益率の推移**



(注1) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当たり純資産価格 (当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格 (分配落ちの額)

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

#### (4) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度におけるファンド証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在のファンド証券の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第6会計年度	4,520,500 (4,520,500)	34,061,088 (34,061,088)	106,848,402 (106,848,402)
第7会計年度	17,607,870 (17,607,870)	28,138,987 (28,138,987)	96,317,285 (96,317,285)
第8会計年度	6,585,040 (6,585,040)	19,941,908 (19,941,908)	82,960,417 (82,960,417)
第9会計年度	9,095,280 (9,095,280)	11,614,677 (11,614,677)	80,441,020 (80,441,020)
第10会計年度	20,471,630 (20,471,630)	4,993,903 (4,993,903)	95,918,747 (95,918,747)
第11会計年度	12,346,840 (12,346,840)	14,364,521 (14,364,521)	93,901,066 (93,901,066)
第12会計年度	3,478,330 (3,478,330)	16,745,987 (16,745,987)	80,633,409 (80,633,409)
第13会計年度	2,773,300 (2,773,300)	7,879,725 (7,879,725)	75,526,984 (75,526,984)
第14会計年度	1,260,660 (1,260,660)	8,767,305 (8,767,305)	68,020,339 (68,020,339)
第15会計年度	2,703,300 (2,703,300)	6,312,869 (6,312,869)	64,410,770 (64,410,770)

(注) ( )内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

#### （1）海外における販売手続等

##### 申込み

以下に記載される場合を除き、各取引日において該当する購入価格で受益証券を申込むことができる。受益証券1口当たりの購入価格は、取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とする。

##### 手続き

受益証券の申込者および受益証券の追加分の申込みを希望する受益者は、必要事項をすべて記入した買付申込書（必要に応じて申込者の身元を証明する裏付け資料を添付する。）を関連する取引日の午後3時（東京時間）までに販売会社に送付しなければならない。販売会社は、当該記入済み申込書を該当する取引日の午後5時（東京時間）までに管理事務代行会社に送付する。申込代金は、関連する取引日後6受渡営業日以内に（ただし、当該第6受渡営業日において決済ができない場合には、当該第6受渡営業日の直後の決済が可能である日までに）または管理会社が絶対的な裁量で決定するそれ以後の日までに、ファンドの口座に受領されなければならない。管理事務代行会社が関連する時間までに関連する買付申込書を受領していない場合、当該申込みは、買付申込書を受領した直後の取引日まで持ち越され、その場合、受益証券は、かかる取引日の関連する購入価格で発行される。

投資者が管理事務代行会社とその他の通貨で支払いを行う取決めをしていない限り、支払いは、豪ドル貨で行わねばならない。自由に転換可能なその他の通貨による支払いは、豪ドルに転換され、かつ、転換した収益を（転換費用を差し引いた後）申込代金の支払いに充当する。通貨の転換には、遅れが伴う場合があり、また、投資者が費用を負担する。

受益証券の端数は、発行されない。

管理会社は、その独自の裁量により受益証券の申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保し、その場合、申込みに際して支払われた金額またはその残額（場合による。）は、申込者のリスクと費用で、できる限り速やかに返金される。

一旦管理事務代行会社が受領した場合、申込みを取り消すことはできない。管理事務代行会社は、買付申込書の原本および必要な場合は申込者の身元を確認するために管理事務代行会社が請求したすべての書類を受領した後、申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を発行することができる。管理事務代行会社が確認書を交付する前に申込者から追加情報を受領する必要があると判断した場合、管理事務代行会社は、申込者に書面で通知し、必要な情報を請求する。

疑義を避けるため言及すると、管理事務代行会社の裁量により、申込者の身元を確認するために請求したすべての情報および書類を受領し、当該申込者の申込代金が全額精算された旨の通知を販売会社から受け取るまで、受益証券の申込みを処理せず、受益証券を発行しない場合がある。管理事務代行会社が取引日から1か月以内に上記の情報および書類を受領しなかった場合、管理事務代行会社は、申込書を申込者に返送するとともに、申込者が支払ったすべての申込代金を申込者のリスクと費用で支払銀行に返金する。上記の規定を前提として、受益証券は、取引日に発行されたとみなされる。

### 最低当初申込口数と最低追加申込口数

申込者1人当たりの最低当初申込口数は、100口とし、その後は10口以上の口数とする。受益証券について受益者1人当たりの最低追加申込口数は100口とし、その後は10口以上の口数とする。

### 不適格な申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、買付申込書の中で、特に適用ある法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負う。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被るか、もしくは負うことがないはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することはできない。

受益証券の申込者は、買付申込書の中で、特に、ファンドに投資するリスクを評価するために金融に関する知識、専門知識および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および／または取引する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければならない。

### 受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益証券の券面は、受益者が請求した場合の他、発行されない。発行する場合には、これを請求した受益者の経費と費用で発行される。受益証券は、1名の名義または4名を上限とする共同名義で登録することができる。受益証券が共同名義で登録されている場合、共同保有者は、保有する受益証券の全部もしくは一部の譲渡または買戻しに関して、管理事務代行会社がいずれかの共同保有者の書面の指示だけに基づいて行動することを許可する義務を負う。受益者は、管理事務代行会社の事務所で通常の営業時間中にトラストの受益者名簿のコピーを閲覧することができる。

### 停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、後記「3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、② 純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の発行を停止することを宣言することができる。停止の期間中は、受益証券は発行されない。

### マネー・ロンダリング防止規則

適用ある法域のマネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するため、ファンドの管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の手続きを取り入れ、維持することが求められる。また、申込者にその身元および資金源を確認するための証拠の提出を求めることができる。管理事務代行会社は、許可された場合、一定の条件の下で、(デュー・デリジェンス情報の取得を含む)マネー・ロンダリング防止手続きの維持を適格者に委託することもできる。

ケイマン諸島に所在する者が、その他の者が犯罪行為に従事していることまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関係していることを知りもしくは疑いを抱きまたはその認識もしくは疑いに対する合理的根拠を有する場合で、このように知りまたは疑ったことに係る情報が、規制業種の事業を通じて得られたものである場合、かかる者は(i)犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関する開示の場合には犯罪収益に関する法律に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、(ii)テロ

行為またはテロリストの資金調達および資産への関与に関する開示の場合にはケイマン諸島のテロリズム法（改正済）に基づき巡査またはそれ以上の職位の警察官にかかる認識または疑いを報告する義務を負い、当該報告は、法令その他により課せられた秘密保持または情報開示への制限に対する違反として取り扱われないものとする。

投資者は、受託会社にEメール（Maylyn.Phillips@cibcfcib.com）で照会することにより、ファンドの現在のマネー・ロンダリング防止コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング・リポーティング・オフィサーおよび副マネー・ロンダリング・リポーティング・オフィサーの詳細（連絡先を含む。）を取得することができる。

## （2）日本における販売手続等

日本においては、申込期間中の日本における営業日に、受益証券の募集が行われる。

日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出する。

受益証券は、以下に定める場合を除き、取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格で申込むことができる。受益証券1口当たり純資産価格は、関係する取引日に該当する評価日における関係する受益証券のクラスに帰属する純資産総額を、評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の総数で除して計算する。申込みは当該取引日の午後3時（東京時間）までに日本における販売会社に対して行い、日本における販売会社は、適用ある取引日の午後5時（東京時間）までに管理事務代行会社に送付する。

申込金額は、円貨または豪ドル貨で支払うものとする。円貨で支払われた場合における豪ドル貨への換算は、国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

投資者は、原則として日本における申込日に、日本における販売会社に対して申込金額を支払う。日本の投資者と日本における販売会社との受渡しは、国内約定日から起算して日本における6営業日目までとする。申込金額につき、精算の必要が生じた場合は、日本における販売会社が定める方法により、精算が行われる。

受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料が加算されない。ただし、受益証券の買戻し時に買戻手数料が発生することがある。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、日本における販売会社から申込金額の支払いと引換えに取引報告書を受領する。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

## 不適格な申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、買付申込書の中で、特に適用ある法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負う。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被るか、もしくは負うことがないはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販

売または発行することはできない。

受益証券の申込者は、買付申込書の中で、特に、ファンドに投資するリスクを評価するために金融に関する知識、専門知識および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および／または取引する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければならない。

#### 停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、後記「3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、② 純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の発行を停止することを宣言することができる。停止の期間中は、受益証券は発行されない。

前記「(1) 海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

## 2 買戻し手続等

### (1) 海外における買戻し手続等

受益証券は、受益者の選択に応じて、各買戻日に買戻すことができる。

受益証券の買戻しを希望する投資者は、必要事項を記入した買戻請求書を関連する買戻日の午後3時（東京時間）までに販売会社が受領するよう、販売会社に送付するものとする。販売会社は、当該記入済み買戻請求書を、午後5時（東京時間）までにまたは管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに管理事務代行会社に送付する。管理事務代行会社が関連する時間までに買戻請求書を受領していない場合、買戻請求は、次の買戻日まで持ち越され、受益証券は、次の買戻日の関連する買戻価格で買戻される。

買戻請求書を一旦提出した場合、取り消すことはできない。

### 買戻価格

下記「買戻しの延期」と題する項に定める規定に従い、受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とする。受益証券1口当たりの買戻価格を計算するために、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議した上で、受益証券1口当たり純資産価格から、買戻請求書を履行する資金をまかなうために資産を換金し、またはポジションを解消した際にファンドの勘定で負担した財務および販売費用を反映した適当な引当と管理事務代行会社が判断する金額を差し引くことができる。

### 買戻手数料

受益証券が発行された月の翌月1日から5年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に対する比率として計算される条件付後払い販売手数料（CDSC）が、以下の基準に従い請求され、管理会社に支払われる。

<u>受益証券の購入後の経過年数</u>	<u>条件付後払い販売手数料（CDSC）</u>
2年以内	4.00%
2年超3年以内	3.00%
3年超4年以内	2.00%
4年超5年以内	1.00%
5年超	0.00%

（注1）受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月1日から計算される。

（注2）条件付後払い販売手数料（CDSC）の金額は、最も低い条件付後払い販売手数料（CDSC）の料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

### 決済

英文目論見書に定める規定に従って、買戻代金は、原則として、関係する取引日後6受渡営業日以内に（ただし、当該第6受渡営業日において決済ができない場合には、当該第6受渡営業日の直前の決済が可能である日までに）支払うものとする。例外的に買戻しの決済手続は延期があることがある。かかる例外には、管理会社の絶対的な裁量によって、当該日に決済を行うことが合理性をもって実務的でないと扱われる日が含まれるが、かかる場合には、決済は合理的な実務に従い可能な限り早く行われる。支払いは、受益者がリスクと費用を負担して、買戻しを行う受益者が管理事

務代行会社に与えた指示に従って豪ドル貨で直接送金されるものとする。

#### 買戻しの最低口数

受益者が買戻日に買戻すことができる受益証券の最低口数は1口で、それ以上は受益証券1口の整数倍とする。

#### 買戻しの延期

受益者の利益を保護するため、管理会社は、受託会社と協議した上で、買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数を、管理会社が決定することができる口数および方法に限定することができる。買戻されることができる受益証券の口数を限定するか否かを決定する際、管理会社は、現行純資産総額およびファンドの投資対象に関する市場流動性を含むが、これらに限られない考察事項を考慮することができる。

#### 停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、管理会社の請求に応じ、後記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、② 純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の買戻しを停止することを宣言することができる。かかる停止の期間中は受益証券の買戻しは行われない。

#### 強制的買戻し

受益証券が適格投資家でない者により、もしくは適格投資家でない者の利益のために保有されており、またはかかる者が保有することによってトラストが登録義務を負い、いずれかの法域の租税が賦課され、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると管理会社が判断した場合、または受託会社に受益証券の申込みもしくは購入の代金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由がある場合、管理会社は、かかる受益証券の保有者に対して10日以内にかかる受益証券を売却（後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（二）受益証券の譲渡制限の内容」に定める規定に従うものとする。）し、売却した証拠を管理会社に提出するように命令することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、かかる受益証券を買戻すことができる。上記の強制的買戻しに関して支払うべき価格は、かかる強制的買戻しの日に該当する評価日またはその直前の評価日に算定した受益証券1口当たり純資産価格に、関係する買戻しの資金をまかなうために換金されるファンドの投資対象の発表価格とその後の実際の換金価格との差額の調整分を加算または控除した金額に相当する受益証券1口当たり価格とする。

#### （2）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は、日本における販売会社に対して行われる。

買戻請求は、買戻日の午後3時（東京時間）までに日本における販売会社に対して行い、日本における販売会社は午後5時（東京時間）までにまたは管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに管理事務代行会社に送付する。買戻代金の支払いは、円貨または豪ドル貨により、日本における販売会社によって口座約款に従って受益者に対してなされる。買戻代金が円貨で支払

われる場合における豪ドル貨からの換算は、買戻約定日（買戻注文の成立を日本における販売会社が確認した日。通常、買戻申込日の日本における翌営業日となる。）における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

受益証券の買戻しは1口以上1口単位とする。

受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とする。

受益証券が発行された月の翌月1日から5年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払い販売手数料（CDSC）が、日本における販売会社により請求され、管理会社に支払われる。本書の日付現在、条件付後払い販売手数料（CDSC）に対して日本の消費税は課せられない。

<u>受益証券の購入後の経過年数</u>	<u>条件付後払い販売手数料（CDSC）</u>
2年以内	4.00%
2年超3年以内	3.00%
3年超4年以内	2.00%
4年超5年以内	1.00%
5年超	0.00%

（注1）受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月1日から計算される。

（注2）条件付後払い販売手数料（CDSC）の金額は、最も低い条件付後払い販売手数料（CDSC）の料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

日本における販売会社は、買戻しにかかる国内約定日（日本における販売会社が買戻注文の成立を確認した日。通常、買戻申込日の日本における翌営業日。）から起算して日本における6営業日目（買戻注文の申込日から起算して日本における7営業日目）から、買戻代金を支払う。

### 買戻しの延期

受益者の利益を保護するため、管理会社は、受託会社と協議した上で、買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数を、管理会社が決定することができる口数および方法に限定することができる。買戻されることができる受益証券の口数を限定するか否かを決定する際、管理会社は、現行純資産総額およびファンドの投資対象に関する市場流動性を含むが、これらに限られない考察事項を考慮することができる。

### 停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、管理会社の請求に応じ、後記「3資産管理等の概要、（1）資産の評価、② 純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の買戻しを停止することを宣言することができる。かかる停止の期間中は受益証券の買戻しは行われない。

### 強制的買戻し

受益証券が適格投資家でない者により、もしくは適格投資家でない者の利益のために保有されており、またはかかる者が保有することによってトラストが登録義務を負い、いずれかの法域の租税が賦課され、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると管理会社が判断した場合、ま

たは受託会社に受益証券の申込みもしくは購入の代金をまかぬるために使用された資金源の適法性を疑う理由がある場合、管理会社は、かかる受益証券の保有者に対して10日以内にかかる受益証券を売却（後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（二）受益証券の譲渡制限の内容」に定める規定に従うものとする。）し、売却した証拠を管理会社に提出するように命令することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、かかる受益証券を買戻すことができる。上記の強制的買戻しに関して支払うべき価格は、かかる強制的買戻しの日に該当する評価日またはその直前の評価日に算定した受益証券1口当たり純資産価格に、関係する買戻しの資金をまかぬために換金されるファンドの投資対象の発表価格とその後の実際の換金価格との差額の調整分を加算または控除した金額に相当する受益証券1口当たり価格とする。

前記「（1）海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

### 3 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

##### ① 純資産総額の計算

管理事務代行会社は評価日毎に、信託証書に従って純資産総額を計算する。

上記に関連して、ファンドの評価時点は午後3時（ルクセンブルグ時間）とする。純資産総額は、ファンドの総資産額を算定し、そこからファンドの総負債を差し引いて計算する。純資産総額は受託会社と管理会社が決定した合理的な配分方法に基づいて、特定の受益証券のクラスだけに帰属する資産と負債の適当な引当を行った後、受益証券の各クラスの間で配分する。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産総額の部分を各クラスの発行済み受益証券の総数で除して計算する。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算される。

- (a) 下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズド・エンド型投資信託および上場投資信託の持分を含む。）の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとする。（A）（i）該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、（ii）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、（B）（場合に応じ）最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買呼値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が隨時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- (b) 下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとする。（i）該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、（ii）該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、当該評価時点またはその直前における直近の清算価格、（iii）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が隨時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- (c) 下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとする。
- (d) 下記（e）および（h）の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の1口当たり純資産価格とするが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (e) 純資産総額もしくは該当する建値が、上記（a）、（b）、（c）もしくは（d）に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、（a）、（b）、（c）、

- (d)、(f) もしくは (g) に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により隨時決定されるものとする。
- (f) 上記 (d) が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とする。
- (g) 手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうなく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- (h) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- (i) ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない。）により、ファンドの表示通貨に換算されるものとする。

## ② 純資産総額の計算の停止

管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間のすべてまたは一部において、ファンドの純資産総額の決定ならびにファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ／または、ファンドの受益証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができる。

- (a) ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場の閉鎖（通例の週末および休日の休場を除く）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間、
- (b) ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分がファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると管理事務代行会社が判断する状況が存在する期間、
- (c) 投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段に故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由からファンドの投資対象またはその他の資産の価値が合理的にもしくは公正に確認することができないと管理事務代行会社が判断した場合、または
- (d) ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間。

ファンドのすべての受益者は、かかる停止につき停止から30日以内に書面にて通知を受け、かかる停止の終了後速やかに通知される。

## （2）保管

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書（もしあれば）は受益者の責任において

て保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書（もしあれば）は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

### (3) 信託期間

信託期間は、ファンド設立日に開始し、原則として、基本信託証書の締結日（2003年10月14日）から150年間存続するが、後記「（5）その他 ②ファンドの終了」に規定する事由が発生した場合には、それ以前に終了することがある。

### (4) 計算期間

ファンドの決算期は毎年5月31日である。

### (5) その他

#### ① 発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

#### ② ファンドの終了

ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了することがある。

(a) ファンドを継続すること、またはファンドを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合。

(b) ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合。

(c) 受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、受託会社の代わりに受託者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかつたか、またはかかる任命を確保できなかつた場合。

(d) 管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、または管理会社が強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、管理会社の代わりに管理者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかつたか、またはかかる任命を確保できなかつた場合。

(e) 適用法により要求される場合。

(f) 純資産総額が10,000,000米ドルを下回った場合。

(g) 受託会社および管理会社が、その絶対的な裁量によりファンドの終了を決定した場合。

ファンドが終了した場合、受託会社は、当該ファンドの全受益者に対しかかる終了を通知するものとする。

#### ③ 信託証書の変更等

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができる。）に

より、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有する。ただし、（i）かかる修正、変更、改訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せざかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）に対する責任を解除することとならないことを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂または追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ii）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとする。さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラストもしくはファンドを基本信託証書締結日以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されている。

#### ④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

##### 管理事務代行契約

管理事務代行契約および同契約に基づく管理事務代行会社の任命は、管理会社または管理事務代行会社が相手方当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了できる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

##### 投資運用契約

投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対して少なくとも30日前の書面による通知をすることにより、または、投資運用会社が管理会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をすることにより、終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

##### 副投資運用契約

副投資運用契約は、投資運用会社が副投資運用会社に対して少なくとも30日前の書面による通知をすることにより、または、副投資運用会社が投資運用会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をすることにより、終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

##### 保管契約

保管契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

##### 代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

##### 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通

知をすることにより終了することができる。

受益証券販売・買戻契約において、管理会社に故意または重過失ある場合を除き、受益証券販売・買戻契約に関連してもしくは付随して生じる受益証券販売・買戻契約に基づく管理会社の（契約上またはその他の）責任は、管理会社がファンドに関連して受益証券販売・買戻契約に基づいて、日本における販売会社に対して負う義務の補償のために、ファンドの資産から支払いを受け、払戻しを受け、または補償を受けることができる正味額に限定されるものとし、その結果、管理会社が日本における販売会社に対する義務の補償のためにファンドの資産から受け取ることができる正味額が零となり、またはファンドの資産が存在しなくなった場合、ファンドに関連して受益証券販売・買戻契約に基づいて負う管理会社の日本における販売会社に対するすべての責任は消滅するものとするとされている。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

## 4 受益者の権利等

### (1) 受益者の権利等

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければならない。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、ファンドに関する受益権を行使することはできない。日本の投資者は、日本における販売会社との間の口座契約に基づき、日本における販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができる。

投資者の有する主な権利は次のとおりである。

#### (i) 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有する。受益者は、ファンド決議により、隨時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができる。

#### (ii) 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有する。

#### (iii) 残余財産分配請求権

ファンドの終了日におけるファンドの登録名義人は、ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金およびファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされるファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有している。

#### (iv) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

#### (v) 議決権

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かか

る場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上にあたる1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

## (2) 為替管理上の取扱い

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

## (3) 本邦における代理人

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (i) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- (ii) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

同 大 西 信 治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

## (4) 裁判管轄等

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われる。

### 第3 ファンドの経理状況

#### 1 財務諸表

- ① ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- ② ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーエルエルピー（ケイマン諸島事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- ③ ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。なお、豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券の情報に関しては、豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算が併記されている。円換算による金額は、2025年9月30日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=148.81円および1豪ドル=97.84円）を使用して換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- ④ 2025年5月31日終了年度より、ファンドの公認監査人はプライスウォーターハウスクーパースケイマン諸島からケーピーエムジーエルエルピー（ケイマン諸島事務所）に変更されている。

## 受託会社に対する独立監査人報告書

### 監査意見

我々は、2025年5月31日現在の投資有価証券明細表を含む純資産計算書、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報から成る注記で構成される、ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）の個別のシリーズ・トラストであるグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）の財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、シリーズ・トラストの2025年5月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の運用実績を、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則（以下「ルクセンブルグのGAAP」という。）に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

### 意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。これらの基準の下での我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ケイマン諸島における財務書類の我々の監査に関する倫理要件とともに、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規定」という。）に準拠してシリーズ・トラストから独立した立場にあり、これらの要件およびIESBA規定に準拠して他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

### その他の情報

経営陣は、年次報告書に含まれるその他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、年次報告書の3ページから10ページおよび32ページから35ページ（訳注：原文のページ）に含まれる情報を構成するが、財務書類およびそれに対する我々の監査報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

### 財務書類に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、ルクセンブルグのGAAPに準拠して、当財務書類を作成し適正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がシリーズ・トラストの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、シリーズ・トラストの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

## 財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は、共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・シリーズ・トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、シリーズ・トラストが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ケーピーエムジーエルエルピー

2025年9月29日



KPMG LLP  
P.O. Box 493  
SIX Cricket Square  
Grand Cayman KY1-1106  
Cayman Islands  
Tel +1 345 949 4800  
Fax +1 345 949 7164  
Web [www.kpmg.com/ky](http://www.kpmg.com/ky)

#### **Independent Auditors' Report to the Trustee**

##### ***Opinion***

We have audited the financial statements of Global High Yield Bond Fund (the "Series Trust"), a separate series trust of Nippon Offshore Funds (the "Trust"), which comprise the statement of net assets, including the statement of investments as at May 31, 2025, the statements of operations and changes in net assets for the year then ended and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at May 31, 2025, and the results of its operations for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds ("Lux. GAAP").

##### ***Basis for Opinion***

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "*Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements*" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

##### ***Other Information***

Management is responsible for the other information included in the annual report. The other information comprises the information included on pages 3 to 10 and pages 32 to 35 of the annual report, but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

##### ***Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements***

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Lux. GAAP, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

KPMG LLP, a Cayman Islands limited liability partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document classification: KPMG Confidential



In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

***Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements***

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

*KPMG LLP*

September 29, 2025

## 独立監査人報告書

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受託会社としての  
CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

### 監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ニッポン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラストであるグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）の2024年5月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

### 我々が行った監査

シリーズ・トラストの財務書類は、以下により構成される。

- ・2024年5月31日現在の純資産計算書
- ・2024年5月31日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書
- ・重要な会計方針およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

### 意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

### 独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会（以下「IESBA規程」という。）により公表された職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）に従ってシリーズ・トラストから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

### その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

### 財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がシリーズ・トラストの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

### 財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISA sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISA sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・シリーズ・トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、シリーズ・トラストが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

### その他の事項

監査意見を含む当報告書は、シリーズ・トラストの受託会社としてのCIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手する他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2024年9月26日

## Independent auditor's report

To CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Global High Yield Bond Fund

---

### Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Global High Yield Bond Fund (the Series Trust), a series-trust of Nippon Offshore Funds, as at May 31, 2024, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

#### What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at May 31, 2024;
  - the statement of investments as at May 31, 2024;
  - the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
  - the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.
- 

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

---

### Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

## **Independent auditor's report (continued)**

### **To CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Global High Yield Bond Fund**

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

---

### **Responsibilities of management for the financial statements**

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

---

### **Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.



### **Independent auditor's report (continued)**

**To CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Global High Yield Bond Fund**

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

---

#### **Other matter**

This report, including the opinion, has been prepared for and only for CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

A handwritten signature in black ink that reads "PricewaterhouseCoopers". The signature is fluid and cursive, with "Pricewaterhouse" on the top line and "Coopers" on the line below it.

September 26, 2024

(1) 2025年5月31日終了年度

① 貸借対照表

ニッポン・オフショア・ファンズ  
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
純資産計算書  
2025年5月31日現在  
(米ドルで表示)

資産	注記	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドル	
			千円
投資有価証券			
時価評価額	2. 3	171, 162, 628	25, 470, 711
取得原価		165, 666, 833	24, 652, 881
現金預金		5, 231, 479	778, 496
債券にかかる未収利息	2. 7	2, 700, 876	401, 917
未収投資有価証券売却代金		628, 264	93, 492
為替先渡契約にかかる			
未実現評価益	2. 6, 10	11, 378	1, 693
発行未収金		6, 781	1, 009
その他の資産		1, 876	279
<b>資産合計</b>		<b>179, 743, 282</b>	<b>26, 747, 598</b>
負債			
未払投資有価証券購入代金		2, 452, 214	364, 914
為替先渡契約にかかる			
未実現評価損	2. 6, 10	408, 518	60, 792
未払販売管理報酬	3	124, 867	18, 581
未払買戻支払額		108, 401	16, 131
未払管理報酬	3	95, 526	14, 215
未払販売報酬	6	36, 727	5, 465
未払印刷および公告費		21, 916	3, 261
未払専門家費用		20, 500	3, 051
未払代行協会員報酬	7	14, 688	2, 186
未払管理事務代行報酬	4	8, 815	1, 312
未払保管報酬	5	5, 873	874
未払弁護士報酬		5, 543	825
未払受託報酬	8	1, 236	184
その他の負債		440	65
<b>負債合計</b>		<b>3, 305, 264</b>	<b>491, 856</b>
<b>純資産総額</b>		<b>176, 438, 018</b>	<b>26, 255, 741</b>
純資産額			
豪ドルヘッジ・			
豪ドル建て受益証券		274, 908, 076 豪ドル	26, 897, 006, 156 円
発行済受益証券口数			
豪ドルヘッジ・			
豪ドル建て受益証券		64, 410, 770. 00 口	
1口当たり純資産価格			
豪ドルヘッジ・			
豪ドル建て受益証券		4. 27 豪ドル	418 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

② 損益計算書

ニッポン・オフショア・ファンズ  
 グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
 運用計算書および純資産変動計算書  
 2025年5月31日に終了した年度  
 (米ドルで表示)

	注記	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドル	千円
<b>収益</b>			
債券にかかる利息	2.7	12,207,673	1,816,624
預金利息		175,352	26,094
その他の収益		2,652	395
<b>収益合計</b>		<b>12,385,677</b>	<b>1,843,113</b>
<b>費用</b>			
販売管理報酬	3	1,586,919	236,149
管理報酬	3	1,214,017	180,658
販売報酬	6	466,753	69,458
代行協会員報酬	7	186,665	27,778
管理事務代行報酬	4	112,026	16,671
保管報酬	5	74,644	11,108
印刷および公告費		34,529	5,138
取引手数料		32,181	4,789
保護預り費用		21,628	3,218
専門家費用		20,357	3,029
弁護士報酬		14,356	2,136
その他の費用		9,872	1,469
受託報酬	8	7,432	1,106
登録費用		1,564	233
<b>費用合計</b>		<b>3,782,943</b>	<b>562,940</b>
<b>投資純利益</b>		<b>8,602,734</b>	<b>1,280,173</b>
<b>以下にかかる実現純損益 :</b>			
投資有価証券	2.3	3,273,952	487,197
外国為替	2.4	299,174	44,520
為替先渡契約	2.6	(9,980,339)	(1,485,174)
<b>当期投資純利益および実現純損失</b>		<b>2,195,521</b>	<b>326,715</b>
<b>以下にかかる未実現評価損益の純変動 :</b>			
投資有価証券	2.3	3,298,234	490,810
為替先渡契約	2.6	646,192	96,160
<b>運用による純資産の純増加</b>		<b>6,139,947</b>	<b>913,686</b>
<b>資本の変動</b>			
受益証券発行手取額		7,578,974	1,127,827
受益証券買戻支払額		(17,899,318)	(2,663,598)
<b>資本の変動、純額</b>		<b>(10,320,344)</b>	<b>(1,535,770)</b>
<b>支払分配金</b>	11	(15,499,729)	(2,306,515)
<b>期首現在純資産額</b>		<b>196,118,144</b>	<b>29,184,341</b>
<b>期末現在純資産額</b>		<b>176,438,018</b>	<b>26,255,741</b>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ  
統計情報

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券

期末現在発行済受益証券口数

2023年5月31日	75,526,984 口
2024年5月31日	68,020,339 口

発行口数	2,703,300 口
買戻口数	(6,312,869) 口

2025年5月31日	64,410,770 口
------------	--------------

豪ドル 千円

期末現在純資産総額

2023年5月31日	329,503,741	32,238,646
2024年5月31日	295,746,161	28,935,804
2025年5月31日	274,908,076	26,897,006

豪ドル 円

期末現在 1口当たり純資産価格

2023年5月31日	4.36	427
2024年5月31日	4.35	426
2025年5月31日	4.27	418

## ニッポン・オフショア・ファンズ

### 財務書類に対する注記

2025年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンズ

#### 注記1. 活動および目的

ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンズ（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間で締結された基本信託証書および2010年8月26日および2015年7月31日付補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

当財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

#### 受益証券クラス

豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券（以下「受益証券」という。）が発行されている。

#### 投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、世界のハイ・イールド債券（上場または店頭取引される派生商品を含む。）から成る分散されたポートフォリオに投資することを通じ、安定した収益の確保と長期的な資産の成長を追求することである。債務不履行のリスクを可能な限り回避するため、債券の信用力は、投資時において調査され、シリーズ・トラストのポートフォリオに保有されている間、管理される。

シリーズ・トラストのポートフォリオの目標は、長期的なトータル・リターンの提供を狙いつつ、毎月の分配金を安定的に支払うため十分な収益を確保することである。

投資運用会社および／または委託先が投資し得る世界のハイ・イールド債券には、現物社債、ゼロクーポン債、P I K債（同種の追加債券の形態で利息を支払う債券）、ユーロ債、ヤンキー債およびこれらの派生商品を含むことがあるが、これらに限定されないものとする。投資運用会社および／または委託先はまた、現金および短期金融商品（預金（カストディアン・スウェーブ・アカウントを含む。）、コマーシャル・ペーパー、預金証書、米国財務省短期・中期証券およびその他の現金相当金融商品を含むがこれらに限られない。）に投資することができる。

投資運用会社は、シリーズ・トラストのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。

投資運用会社は隨時、その裁量にて別のまたは追加の投資顧問会社または投資運用会社を任命することができる。

管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを軽減する（完全になくすものではない）ため、また、受益証券が表示される通貨である豪ドルに対する（シリーズ・トラストが表示される）米ドルの値下りから受益証券の価値を保護するため、為替ヘッジ取引を使用する予定である。

管理会社は、上記に詳述した外国為替取引を1つあるいは複数の手段をもって運営することができる。管理会社は、為替ヘッジに関する機能を（i）為替ヘッジの一部を（自社またはその委託先を通じて）運営すること、および／または（ii）残りの部分の為替ヘッジを事前に取り決められた為替ヘッジに関するパラメータに基づき管理および監視する第三者（以下「為替管理会社」という。）を指名することによって分割して運営することができる。

---

## 注記2. 重要な会計方針

---

### 2.1 財務書類の表示

当財務書類は、継続企業の前提に基づき、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

### 2.2 純資産総額の計算

各クラスの純資産総額（以下「NAV」という。）は各評価日に計算される。当財務書類は、2025年5月30日に計算されたNAVを反映している。

### 2.3 有価証券への投資の評価

(a) 下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズド・エンド型投資信託および上場投資信託の持分を含む。）の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとする。（A）（i）該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、（ii）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、（B）（場合に応じ）最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が隨時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。

- (b) 下記 (e) および (h) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとする。 (i) 該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、(ii) 該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、当該評価時点またはその直前における直近の清算価格、(iii) 該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が隨時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- (c) 下記 (e) および (h) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとする。
- (d) 下記 (e) および (h) の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の1口当たり純資産価格とするが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (e) 純資産総額もしくは該当する建値が、上記 (a)、(b)、(c) もしくは (d) に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、(a)、(b)、(c)、(d)、(f) もしくは (g) に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により隨時決定されるものとする。
- (f) 上記 (d) が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とする。
- (g) 手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうなく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- (h) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

(i) シリーズ・トラストの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない。）により、シリーズ・トラストの表示通貨に換算されるものとする。

## 2.4 外貨換算

シリーズ・トラストは米ドルで表示されている。活動中の受益証券のクラスは豪ドル建てである。米ドル以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより米ドルに換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

## 2.5 設立費

設立費はすべて償却されている。

## 2.6 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間に関する純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

為替先渡契約から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

## 2.7 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

---

### **注記3. 管理報酬および販売管理報酬**

---

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.65パーセントの管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

さらに、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.85パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびシリーズ・トラストに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

---

### **注記4. 管理事務代行報酬**

---

管理事務代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.06パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

---

### **注記5. 保管報酬**

---

保管会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いにて支払われる。

---

### **注記6. 販売報酬**

---

販売会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.25パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

---

### **注記7. 代行協会員報酬**

---

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

---

## 注記8. 受託報酬

---

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

---

## 注記9. 税金

---

### ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

### その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

---

## 注記10. 為替先渡契約

---

2025年5月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

### 10.1—ポートフォリオ管理における為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／(評価損)
米ドル					
ユーロ	100,000	米ドル	113,667	2025年6月20日	133
ユーロ	600,000	米ドル	681,806	2025年6月20日	602
ユーロ	700,000	米ドル	791,869	2025年6月20日	(2,869)
ユーロ	1,600,000	米ドル	1,817,492	2025年6月20日	950
ユーロ	28,430,000	米ドル	32,052,698	2025年6月20日	(224,993)
英ポンド	5,160,000	米ドル	6,900,728	2025年6月20日	(54,480)
米ドル	469,460	英ポンド	350,000	2025年6月20日	2,309
ポートフォリオ管理における為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(278,348)

10.2-豪ドルの米ドルへの換算および豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／(評価損)
米ドル					
豪ドル	3,280	米ドル	2,107	2025年6月5日	2
豪ドル	5,215	米ドル	3,402	2025年6月24日	54
豪ドル	10,073	米ドル	6,498	2025年6月24日	31
豪ドル	11,745	米ドル	7,560	2025年6月24日	20
豪ドル	20,655	米ドル	13,249	2025年6月24日	(12)
豪ドル	30,559	米ドル	19,636	2025年6月24日	17
豪ドル	80,198	米ドル	51,688	2025年6月24日	201
豪ドル	685,913	米ドル	447,421	2025年6月24日	7,061
豪ドル	1,431,206	米ドル	917,938	2025年6月24日	(900)
米ドル	2,108	豪ドル	3,280	2025年6月24日	(2)
米ドル	100,840	豪ドル	156,400	2025年6月4日	(456)
米ドル	685,373	豪ドル	1,066,423	2025年6月24日	(726)
米ドル	16,633,882	豪ドル	25,886,450	2025年6月24日	(14,699)
米ドル	160,616,250	豪ドル	250,000,000	2025年6月27日	(109,383)
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための 為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					
(118,792)					

注記11. 支払分配金

2025年5月31日に終了した年度中にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券1口当たり支払分配金	現地分配基準日	分配落ち日	現地分配日	総額 豪ドル
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券				
0.03 豪ドル	2024年6月17日	2024年6月18日	2024年6月24日	2,062,654
0.03 豪ドル	2024年7月16日	2024年7月17日	2024年7月22日	2,047,747
0.03 豪ドル	2024年8月16日	2024年8月19日	2024年8月22日	2,029,104
0.03 豪ドル	2024年9月17日	2024年9月18日	2024年9月24日	2,017,528
0.03 豪ドル	2024年10月15日	2024年10月16日	2024年10月21日	2,009,984
0.03 豪ドル	2024年11月15日	2024年11月18日	2024年11月21日	1,976,861
0.03 豪ドル	2024年12月16日	2024年12月17日	2024年12月20日	1,963,843
0.03 豪ドル	2025年1月15日	2025年1月16日	2025年1月22日	1,953,769
0.03 豪ドル	2025年2月18日	2025年2月19日	2025年2月25日	1,942,727
0.03 豪ドル	2025年3月17日	2025年3月18日	2025年3月24日	1,932,815
0.03 豪ドル	2025年4月15日	2025年4月16日	2025年4月23日	1,946,619
0.03 豪ドル	2025年5月15日	2025年5月16日	2025年5月21日	1,934,307
支払分配金合計				23,817,958

---

## 注記12. 為替レート

---

期末現在、使用された米ドルに対する為替レートは以下のとおりである。

通貨	為替レート
豪ドル	1.5581
ユーロ	0.8820
英ポンド	0.7419

---

## 注記13. 後発事象

---

期末より後にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券 1 口当たり支払分配金	現地分配基準日	分配落ち日	現地分配日	総額 豪ドル
<hr/>				
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券				
0.03 豪ドル	2025年 6月16日	2025年 6月17日	2025年 6月24日	1,925,382
0.03 豪ドル	2025年 7月15日	2025年 7月16日	2025年 7月22日	1,911,967
0.03 豪ドル	2025年 8月18日	2025年 8月19日	2025年 8月22日	1,894,667
0.03 豪ドル	2025年 9月16日	2025年 9月17日	2025年 9月22日	1,881,497
<hr/>				7,613,513

### ③ 投資有価証券明細表等

#### ニッポン・オフショア・ファンズ

##### 投資有価証券明細表

2025年5月31日現在

##### グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
債券		米ドル	米ドル	%
588,000 1011778 BC / NEW RED 4 150CT30 144A	米ドル	533,610	540,823	0.31
267,000 1011778 BC 5.625 15SEP29 144A	米ドル	267,000	268,494	0.15
855,000 1261229 BC LTD 10 15APR32 144A	米ドル	845,898	849,998	0.48
330,000 AAR ESCROW 6.75 15MAR29 144A	米ドル	332,154	338,297	0.19
992,000 ACRISURE LLC/FIN 8.25 01FEB29 144A	米ドル	1,016,600	1,025,450	0.58
736,000 ADT SEC CORP 4.875 15JUL32 144A	米ドル	681,028	697,226	0.40
1,250,000 AETHON UN/AETHIN 7.50 01OCT29 144A	米ドル	1,256,839	1,276,903	0.72
691,000 AG ISSUER LLC 6.25 01MAR28 144A	米ドル	658,445	690,648	0.39
600,000 AGRIFARMA SPA 4.5 31OCT28 REGS	ユーロ	695,598	681,959	0.39
186,000 ALBION FINANCING 5.375 21MAY30 REGs	ユーロ	208,600	213,782	0.12
320,000 ALBION FINANCING 7.00 21MAY30 144A	米ドル	320,000	324,001	0.18
555,000 ALLIANT HOLD 6.75 15APR28 144A	米ドル	552,694	562,586	0.32
510,000 ALLIANT HOLDINGS 7.0 15JAN31 144A	米ドル	515,833	521,162	0.30
271,000 ALLIED UNI HLD 4.625 01JUN28 144A	米ドル	258,805	259,603	0.15
520,000 ALLIED UNIVERSAL 6.00 01JUN29 144A	米ドル	430,300	491,583	0.28
735,000 ALLWYN ENTERTMT 7.25 30APR30 REGS	ユーロ	805,193	885,694	0.50
685,000 ALPHA GENERATION 6.75 15OCT32 144A	米ドル	693,443	698,483	0.40
520,000 AMBER FINCO PLC 6.625 15JUL29 REGS	ユーロ	561,340	616,850	0.35
579,242 AMERICAN AIRLINES 5.75 20APR29 144A	米ドル	559,992	568,950	0.32
685,000 APH1/2/3 AQUARIA 7.875 01NOV29 144A	米ドル	679,293	677,833	0.38
839,000 ARCHES BUYER INC 6.125 1DEC28 144A	米ドル	735,133	767,885	0.44
1,030,000 ARDONAGH FIN LTD 6.875 15FEB31 REGs	ユーロ	1,111,140	1,194,114	0.68
423,000 ARDONAGH GP FIN 8.875 15FEB32 144A	米ドル	430,469	436,237	0.25
327,000 ARIS WATER HLDGS 7.25 01APR30 144A	米ドル	318,825	328,804	0.19
880,000 ARSENAL AIC PARENT 8 01OCT30 144A	米ドル	890,850	924,063	0.52
560,000 ASSEMBLIN CAV GP 6.25 01JUL30 REGS	ユーロ	604,406	659,837	0.37
1,436,000 ATHENAHEALTH GRP 6.5 15FEB30 144A	米ドル	1,275,125	1,389,308	0.79
400,000 ATLANTICA SUSTAI 4.125 15JUN28 144A	米ドル	377,000	382,774	0.22
424,000 AVIS BUDGET CAR 5.75 15JUL27 144A	米ドル	411,810	418,284	0.24
537,000 AXON ENTERPRISE 6.25 15MAR33 144A	米ドル	540,623	546,211	0.31
625,000 B&M EUROPEAN VALUE 8.125 15NOV30	英ポンド	777,424	893,119	0.51
522,000 BAUSCH HEALTH COS 11 30SEP28 144A	米ドル	497,565	497,205	0.28
390,000 BCP MODULAR FRN 30NOV28 REGS	ユーロ	364,070	431,324	0.24
570,000 BELLIS ACQ CO PL 8.125 14MAY30 REGS	英ポンド	714,125	716,416	0.41
790,000 BELRON UK FIN PLC 5.75 15OCT29 144a	米ドル	788,025	792,432	0.45
742,000 BLUE RACER MID LLC 7 15JUL29 144A	米ドル	743,853	766,459	0.43
396,000 BOELS TOPHOLDING 5.75 15MAY30 REGS	ユーロ	422,968	465,247	0.26
451,000 BOMBARDIER INC 6.75 15JUN33 144A	米ドル	451,848	456,963	0.26
578,000 BUILDERS FIRSTSOU 4.25 01FEB32 144A	米ドル	513,236	523,661	0.30
580,000 CAB 3.375 01FEB28 REGS	ユーロ	585,084	631,661	0.36

(\*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）				
債券（続き）		米ドル	米ドル	%
572,000 CABLEVISION LP 3.875 15SEP27 144A	米ドル	541,898	550,206	0.31
480,000 CALIFORNIA BUYER 6.375 15FEB32 144A	米ドル	476,400	474,636	0.27
522,000 CARNIVAL CORP 6 01MAY29 144A	米ドル	521,363	522,668	0.30
555,000 CARNIVAL CORP 6.125 15FEB33 144A	米ドル	555,000	556,036	0.32
390,000 CARVANA CO 14 01JUN31 144A	米ドル	430,463	452,375	0.26
258,945 CARVANA CO FRN 01JUN30 144A	米ドル	269,481	273,413	0.15
740,000 CASTLE UK FINCO 7.00 15MAY29 REGS	英ポンド	820,483	987,795	0.56
575,000 CCO HLDGS LLC 4.25 15JAN34 144A	米ドル	426,835	497,637	0.28
575,000 CCO HLDGS LLC CAP 5.375 1JUN29 144A	米ドル	512,469	566,682	0.32
1,057,000 CCO HLDGS LLC/CAP CORP 4.50 01MAY32	米ドル	881,590	962,362	0.55
455,000 CCO HOLDINGS LLC 5 01FEB28 144A	米ドル	443,030	445,717	0.25
268,000 CELANESE US HOLDINGS 6.75 15APR33	米ドル	263,310	261,062	0.15
450,000 CELANESE US HOLDINGS FRN 15NOV33	米ドル	466,087	469,177	0.27
703,000 CEME SPA FRN 30SEP31 REGS	ユーロ	762,654	797,856	0.45
220,000 CENTL PARE/CDK GL 7.25 15JUN29 144A	米ドル	188,925	193,902	0.11
825,000 CHART INDUSTRIES 7.5 01JAN30 144A	米ドル	846,210	861,056	0.49
573,000 CHEPLAPHARM ARZNE 5.5 15JAN28 144a	米ドル	549,586	545,094	0.31
925,000 CHS COMM HEALTH 10.875 15JAN32 144A	米ドル	940,715	983,760	0.56
227,000 CHS COMM HEALTH 6.875 15APR29 144A	米ドル	182,829	188,410	0.11
380,000 CIDRON AIDA FINCO 7.0 27OCT31 regs	ユーロ	406,272	439,157	0.25
590,000 CITGO PETROLEUM 8.375 15JAN29 144A	米ドル	613,600	598,558	0.34
825,000 CITIGROUP INC FRN PERP	米ドル	802,350	811,064	0.46
130,000 CLARIOS GLOBAL 6.75 15FEB30 144A	米ドル	130,000	132,763	0.07
227,000 CLEAR CHANNEL 5.125 15AUG27 144A	米ドル	219,651	222,449	0.13
111,000 CLEARWAY ENERG OP 3.75 15JAN32 144A	米ドル	96,215	97,133	0.05
353,000 CLEVELAND CLIFFS 6.75 15APR30 144A	米ドル	335,988	322,924	0.18
211,000 CLEVELAND CLIFFS 6.875 01NOV29 144A	米ドル	211,000	196,792	0.11
446,000 CLEVELAND CLIFFS 7.5 15SEP31 144A	米ドル	420,913	404,401	0.23
485,000 CLOUD SOFT GRP INC 6.5 31MAR29 144A	米ドル	447,564	484,533	0.27
255,000 CLOUD SOFT GRP INC 9 30SEP29 144A	米ドル	253,235	261,272	0.15
367,000 CLYDESDALE ACQ 6.875 15JAN30 144A	米ドル	370,867	369,982	0.21
883,000 CLYDESDALE ACQUIS 8.75 15APR30 144A	米ドル	879,000	903,244	0.51
579,000 COMMSCOPE LLC 9.50 15DEC31 144A	米ドル	601,224	600,987	0.34
192,000 COMMSCOPE TECH LLC 5 15MAR27 144A	米ドル	177,120	185,418	0.11
882,000 COMSTOCK RESOURCES 6.75 01MAR29	米ドル	818,143	873,459	0.50
1,004,000 CONSOLIDATED COMM 6.5 01OCT28 144A	米ドル	896,699	1,020,335	0.58
385,000 CONTOURGLB POWER 5.0 28FEB30 REGs	ユーロ	411,942	439,386	0.25
339,000 CONTOURGLB POWER 6.75 28FEB30 144A	米ドル	340,271	344,960	0.20
748,000 CORELOGIC INC 4.50 01MAY28 144A	米ドル	701,360	697,228	0.40
672,000 COREWEAVE INC 9.25 01JUN30 144A	米ドル	674,516	672,911	0.38
795,000 CORNERST BDG INC 8.75 01AUG28 144A	米ドル	768,457	701,619	0.40
59,000 CORNERST BDG INC 9.50 15AUG29 144A	米ドル	59,000	52,258	0.02
756,000 COVANTA HOLDING CORP 5.00 01SEP30	米ドル	718,730	703,955	0.40

(\*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）				
債券（続き）		米ドル	米ドル	%
555,000 CPUK FINANCE LTD 7.875 28AUG29	英ポンド	692,252	772,228	0.44
725,000 CQP HOLDCO LP/BIP V CHI 5.5 15JUN31	米ドル	696,460	697,206	0.40
200,000 CSC HOLDINGS LLC 11.25 15MAY28 144A	米ドル	192,398	196,677	0.11
794,000 CSC HOLDINGS LLC 11.75 31JAN29 144A	米ドル	745,721	743,621	0.42
216,000 CSC HOLDINGS LLC 5.50 15APR27 144A	米ドル	199,800	203,590	0.12
656,000 CSC HOLDINGS LLC 5.75 15JAN30 144A	米ドル	322,300	331,629	0.19
492,000 CTEC II GMBH 5.25 15FEB30 REGS	ユーロ	498,060	490,894	0.28
184,000 DIRECTV HOLDINGS 5.875 15AUG27 144A	米ドル	178,480	180,932	0.09
735,000 DISH NETWRK CORP 11.75 15NOV27 144A	米ドル	727,708	766,952	0.43
503,000 DUFRY ONE BV 4.5 23MAY32	ユーロ	567,789	575,168	0.33
460,000 DYCOM INDUSTRIES 4.5 15APR29 144A	米ドル	435,850	441,759	0.25
569,000 DYNAMO NEWCO GMBH 6.25 15OCT31 REGS	ユーロ	615,444	659,610	0.37
570,000 ECHOSTAR CORP 10.75 30NOV29 SER .	米ドル	610,900	545,416	0.31
460,000 EDGE FINCO PLC 8.125 15AUG31 REGS	英ポンド	605,107	650,265	0.37
460,000 EIRCOM FINANCE DAC 5.00 30APR31	ユーロ	522,695	524,228	0.30
1,061,000 ELASTIC NV 4.125 15JUL29 144A	米ドル	898,435	1,002,667	0.57
430,000 ELIOR GROUP SA 5.625 15MAR30	ユーロ	467,601	500,903	0.28
646,000 ELLUCIAN HLDG INC 6.50 01DEC29 144A	米ドル	649,910	652,103	0.37
1,204,000 EMERALD DEBT 6.625 15DEC30 144A	米ドル	1,215,750	1,216,777	0.69
874,000 EMERIA SASU 7.75 31MAR28 REGS	ユーロ	937,373	923,382	0.52
628,000 ENCINO ACQ PARTNER 8.5 01MAY28 144A	米ドル	624,925	641,140	0.36
248,000 ENCINO ACQUISITION 8.75 01MAY31 144A	米ドル	248,000	255,440	0.14
870,000 ENCORE CAPITAL 4.25 01JUN28 REGS	英ポンド	835,178	1,093,572	0.62
790,000 ENERGIA GROUP ROI 6.875 31JUL28	ユーロ	885,274	927,385	0.53
1,146,000 ENERGY TRANSFER LP FRN PERP SER B	米ドル	951,229	1,126,991	0.64
590,000 ENTEGRIS ESCROW 5.95 15JUN30 144A	米ドル	566,731	589,319	0.33
368,000 FERTITTA ENTERT 4.625 15JAN29 144A	米ドル	316,480	345,022	0.20
287,000 FERTITTA ENTERTAI 6.75 15JAN30 144A	米ドル	253,186	260,764	0.15
337,000 FIESTA PURCHASER 7.875 01MAR31 144A	米ドル	348,374	353,260	0.20
402,000 FIESTA PURCHASER 9.625 15SEP32 144A	米ドル	414,916	421,138	0.24
489,000 FIRST QUANTUM MI 9.375 01MAR29 144A	米ドル	514,244	514,080	0.29
410,000 FLORA FOOD MGT BV 6.875 2JUL29 REGS	ユーロ	444,779	477,645	0.27
530,000 FLUTTER TREASURY 6.125 04JUN31 REGS	英ポンド	711,949	718,740	0.41
630,000 FMG RES AUG06 6.125 15APR32 144A	米ドル	630,000	626,915	0.36
801,000 FOUNDATION BUILDING 6 01MAR29 144A	米ドル	696,215	683,679	0.39
317,000 FREEDOM MORTGAGE 12.00 01OCT28 144A	米ドル	345,530	340,593	0.19
442,000 FREEDOM MORTGAGE HLD 9.25 01FEB29	米ドル	454,651	454,165	0.26
561,000 FRONTIER COMMUNI 8.75 15MAY30 144A	米ドル	559,021	587,823	0.33
860,000 GEN DIGITAL INC 6.25 01APR33 144A	米ドル	861,211	869,838	0.49
590,000 GETLINK SE 4.125 15APR30	ユーロ	635,784	679,355	0.39
438,000 GLOBAL ATLANTIC 7.95 15JUN33 144A	米ドル	481,037	487,322	0.28
955,832 GLOBAL MEDICAL RES 9.5 31OCT28 144A	米ドル	945,078	958,222	0.54
700,000 GOAT HOLDCO LLC 6.75 01FEB32 144A	米ドル	699,479	700,413	0.40

（\*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）				
債券（続き）		米ドル	米ドル	%
560,000 GRAFTECH GLOBAL 9.875 23DEC29 144A	米ドル	494,200	439,600	0.25
515,000 GRAPHIC PACK INT 6.375 15JUL32 144A	米ドル	515,000	516,258	0.29
390,000 GRAY TELEVISION 10.50 15JUL29 144A	米ドル	405,600	415,217	0.24
660,000 GRUENENTHAL GMBH 4.625 15NOV31 REGS	ユーロ	679,536	755,013	0.43
740,000 GRUPO ANTOLIN SA 3.5 30APR28 REGS	ユーロ	591,220	582,485	0.33
459,000 GTCR W-2 MERGER 8.5 15JAN31 REGS	英ポンド	573,867	661,982	0.38
936,000 GULFPORT ENER CORP 6.75 1SEP29 144A	米ドル	941,495	948,454	0.54
552,000 GYP HOLDING III 4.625 1MAY29 144A	米ドル	521,640	530,393	0.30
385,000 HAH GROUP HLDG CO 9.75 01OCT31 144A	米ドル	367,250	382,247	0.22
392,000 HEALTHEQUITY INC 4.50 01OCT29 144A	米ドル	396,987	374,916	0.21
416,000 HERC HLDGS ESCROW 7.0 15JUN30 144A	米ドル	418,923	427,456	0.24
166,000 HERC HOLDINGS 7.25 15JUN33 144A	米ドル	166,000	170,779	0.10
460,000 HILTON DOMESTIC 3.625 15FEB32 144A	米ドル	399,625	409,169	0.23
390,000 HILTON DOMESTIC OPE 4.01MAY31 144A	米ドル	350,021	359,484	0.20
455,000 HOUSE HR GROUP BV 9.0 03NOV29 REGS	ユーロ	465,747	486,505	0.28
347,000 HOWDEN UK REF/US 7.25 15FEB31 144A	米ドル	353,940	356,184	0.20
250,000 HOWDEN UK REF/US 8.125 15FEB32 144A	米ドル	258,125	256,625	0.15
452,000 HUSKY INJECTION TITA 9.15FEB29 144A	米ドル	454,345	461,697	0.26
645,000 ICAHN ENTERPRISES 5.25 15MAY27	米ドル	611,002	613,050	0.35
291,000 ICAHN ENTERPRISES 9.00 15JUN30	米ドル	282,313	264,823	0.15
420,000 IGT LOTTERY HLDG 4.25 15MAR30 REGS	ユーロ	463,722	484,221	0.27
490,000 IHO VERWALT GMBH 8.75 15MAY28 REGS	ユーロ	542,588	581,557	0.33
220,000 ILIAD HOLDING SA 6.875 15APR31 REGS	ユーロ	235,510	265,364	0.15
800,000 ILIAD SA 5.375 15FEB29	ユーロ	862,727	951,259	0.54
70,000 INNOPHOS HOLDINGS 11.5 15JUN29 144A	米ドル	69,300	70,533	0.03
553,000 INSULET CORP 6.5 01APR33 144A	米ドル	560,160	568,243	0.32
405,000 IRCA SPA FRN 15DEC29 REGS	ユーロ	425,837	459,649	0.26
449,000 IRON MOUNTAIN 4.875 15SEP29 144A	米ドル	421,499	436,103	0.25
180,000 IRON MOUNTAIN INC 5.0 15JUL28 144A	米ドル	175,725	177,586	0.09
400,000 ITELYUM REGENERAT 5.75 15APR30 REGS	ユーロ	431,980	453,974	0.26
598,000 JANE STREET GRP 6.125 1NOV32 144A	米ドル	597,810	601,241	0.34
745,000 JANE STREET GRP 7.125 30APR31 144A	米ドル	746,709	777,577	0.44
620,000 JETBLUE AIRWAYS LOYAL 9.875 20SEP31	米ドル	619,384	614,791	0.35
490,000 KAPLA HOLDING SAS 5.0 30APR31 REGS	ユーロ	506,481	564,307	0.32
661,000 LABL INC 9.5 01NOV28 144A	米ドル	670,105	589,677	0.33
267,000 LADDER CAP FIN 4.25 01FEB27 144A	米ドル	254,370	261,550	0.15
961,000 LADDER CAP FIN 7.00 15JUL31 144A	米ドル	986,835	1,000,641	0.57
493,000 LEVEL 3 FINANCING 10.15OCT32 144A	米ドル	492,591	495,465	0.28
510,000 LEVEL 3 FINANCING 10.5 15APR29 144A	米ドル	508,966	574,388	0.33
229,000 LEVEL 3 FINANCING 3.75 15JUL29 144A	米ドル	162,855	187,611	0.11
233,000 LEVEL3 FINANCING 10.75 15DEC30 144A	米ドル	251,931	263,290	0.15
347,000 LIFEPOINT HEALTH 10.00 01JUN32 144A	米ドル	344,562	363,366	0.21
418,000 LIFEPT HEALTH 9.875 15AUG30 144A	米ドル	412,614	447,516	0.25

(\*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）				
債券（続き）		米ドル	米ドル	%
970,000 LION POLA LUX FRN 1JUL29 REGS	ユーロ	1,021,721	1,103,169	0.63
644,000 LORCA TELECOM BON 5.75 30APR29 REGS	ユーロ	684,250	762,142	0.43
390,000 LOTTOMATICA SPA 4.875 31JAN31 REGS	ユーロ	443,840	452,410	0.26
260,000 LOXAM SAS 4.25 15FEB30 REGS	ユーロ	269,490	297,381	0.17
300,000 LUMEN TECH INC 10 15OCT32 144A	米ドル	298,000	307,500	0.17
326,200 LUMEN TECH INC 4.125 15APR29 144A	米ドル	236,570	316,414	0.18
435,000 LUMEN TECH INC 5.375 15JUN29 144A	米ドル	384,975	384,975	0.22
584,000 LUMEN TECH INC 7.6 15SEP39 SER P	米ドル	488,895	493,480	0.28
235,000 MADISON IAQ LLC 5.875 30JUN29 144A	米ドル	216,788	226,134	0.13
487,000 MATCH GP HD II 4.125 01AUG30 144A	米ドル	440,126	450,249	0.26
195,000 MATTERHORN TELECOM SA 4.5 30JAN30	ユーロ	200,772	225,429	0.13
309,000 MAUSER PACKAGING 7.875 15APR27 144A	米ドル	307,222	312,415	0.18
300,000 MEDLINE BORROWER 5.25 01OCT29 144A	米ドル	291,750	293,516	0.17
371,000 MEDLINE BORROWER 6.25 01APR29	米ドル	370,905	377,911	0.21
168,000 MERCER INTL INC 12.875 01OCT28 144A	米ドル	165,060	167,262	0.08
817,000 MIDWEST GAMING BO 4.875 1MAY29 144A	米ドル	762,685	783,767	0.44
515,000 MOHEGAN TRIBAL 8.25 15APR30 144A	米ドル	517,915	523,820	0.30
581,000 MOLINA HEALTH 6.25 15JAN33 144A	米ドル	582,190	580,928	0.33
266,000 MOSS CREEK RESOURC 8.25 01SEP31	米ドル	263,942	256,887	0.15
847,000 MOZART DEBT MRGR 3.875 01APR29 144A	米ドル	766,657	796,351	0.45
515,000 NCL CORPORATION 5.875 15FEB27 144A	米ドル	496,035	515,365	0.29
366,000 NCL CORPORATION 6.75 1FEB32 144A	米ドル	366,000	366,385	0.21
550,000 NEOPHARMED GENT 7.125 08APR30 REGS	ユーロ	593,560	652,041	0.37
349,000 NEPTUNE BIDCO 9.29 15APR29 144A	米ドル	317,875	329,900	0.19
790,000 NIDDA HEALTHCARE 5.625 21FEB30 REGS	ユーロ	865,880	916,648	0.52
460,000 NOBEL BIDCO BV 3.125 15JUN28 REGS	ユーロ	543,539	505,658	0.29
440,000 NOBLE FINANCE II LLC 8 15APR30 144A	米ドル	451,915	441,454	0.25
351,000 NORTHERN OIL & GA 8.125 1MAR28 144A	米ドル	346,716	352,282	0.20
687,000 NORTHERN OIL & GA 8.75 15JUN31 144A	米ドル	659,790	694,003	0.39
492,000 NORTHRIVER MIDST 6.75 15JUL32 144A	米ドル	494,568	496,433	0.28
620,000 NORTONLIFELOCK 6.75 30SEP27 144A	米ドル	615,650	630,396	0.36
458,000 NOVELIS CORP 4.75 30JAN30 144A	米ドル	391,590	435,414	0.25
480,000 NRG ENERGY INC 3.875 15FEB32 144A	米ドル	354,600	433,845	0.25
558,000 NRG ENERGY INC 6.25 01NOV34 144A	米ドル	556,828	557,220	0.32
305,000 NRG ENERGY INC FRN PERP 144A	米ドル	299,281	335,246	0.19
464,000 OEG FINANCE PLC 7.25 27SEP29 REGS	ユーロ	520,225	538,610	0.31
680,000 OLYMPUS WTR HLDG 9.625 15NOV28 REGS	ユーロ	752,646	807,606	0.46
305,000 ONE HOTEL GMBH 7.75 02APR31 REGS	ユーロ	326,808	370,016	0.21
273,000 ONEMAIN FINANCE CORP 7.50 15MAY31	米ドル	280,068	280,244	0.16
262,000 ONEMAIN FINANCE CORP 7.875 15MAR30	米ドル	264,199	273,283	0.15
636,000 ONTEX GROUP 5.25 15APR30	ユーロ	690,911	745,793	0.42
850,000 OPTICS BIDCO 7.721 4JUN38 SER2038	米ドル	866,913	845,597	0.48
737,000 OPTION CARE HLTH 4.375 31OCT29 144A	米ドル	656,221	702,555	0.40

(\*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）				
債券（続き）		米ドル	米ドル	%
404,000 ORGANON & CO 6.75 15MAY34 144A	米ドル	405,198	374,650	0.21
789,000 PANTHER ESCROW 7.125 01JUN31 144A	米ドル	793,901	814,497	0.46
606,000 PARK INTERM HLDG 4.875 15MAY29 144A	米ドル	526,831	572,373	0.32
574,000 PENNYMAC FIN SVC 7.125 15NOV30 144A	米ドル	576,328	587,134	0.33
704,000 PENNYMAC FIN SVC 7.875 15DEC29 144A	米ドル	702,388	741,909	0.42
790,000 PETSMART INC 4.75 15FEB28 144A	米ドル	751,225	762,877	0.43
302,000 PG&E CORP 5.0 01JUL28	米ドル	282,498	294,502	0.17
446,000 PG&E CORP 5.25 01JUL30	米ドル	432,620	432,822	0.25
399,000 PHH ESCROW ISSUER 9.875 1NOV29 144A	米ドル	391,703	389,306	0.22
314,000 PILGRIM'S PRIDE CORP 3.50 01MAR32	米ドル	238,273	277,912	0.16
605,000 PLT VII FINANCE FRN 15JUN31 REGS	ユーロ	653,944	687,707	0.39
576,000 POST HOLDINGS 4.625 15APR30 144A	米ドル	580,994	545,297	0.31
550,000 POST HOLDINGS INC 5.50 15DEC29	米ドル	498,240	543,036	0.31
776,000 PRIME SECSRVC BR 6.25 15JAN28 144A	米ドル	776,919	776,021	0.44
550,000 QUIKRETE HLDGS 6.375 01MAR32 144A	米ドル	553,039	559,102	0.32
111,000 QUIKRETE HOLDINGS 6.75 01MAR33 144A	米ドル	111,000	112,561	0.05
429,000 QXO BLDG PRODUCTS 6.75 30APR32 144A	米ドル	430,880	440,134	0.25
422,000 RAC BOND CO PLC 5.25 04NOV27 REGS	英ポンド	583,035	555,125	0.31
428,826 RADIOLOGY PART 7.775 31JAN29 144A	米ドル	412,892	430,970	0.24
516,000 RAIN CARBON INC 12.25 01SEP29 144A	米ドル	522,240	538,976	0.31
512,000 RAKUTEN GROUP INC 9.75 15APR29 144A	米ドル	547,470	546,966	0.31
924,000 RAVEN ACQUISITIO 6.875 15NOV31 144A	米ドル	915,925	920,037	0.52
485,000 RAY FINANCING LLC 6.5 15JUL31 REGS	ユーロ	518,804	571,706	0.32
160,000 REALOGY GROUP 5.75 15JAN29 144A	米ドル	125,600	131,562	0.06
349,000 RHP HOTEL PTY/FIN 6.50 01APR32 144A	米ドル	349,583	353,235	0.20
1,216,000 RITHM CAPITAL CO 8.00 01APR29 144A	米ドル	1,204,100	1,218,676	0.69
571,000 RLJ LODGING TRUST 4.00 15SEP29 144A	米ドル	550,040	523,112	0.30
1,174,000 ROCKCLIFF ERGY II 5.5 15OCT29 144A	米ドル	1,122,464	1,109,958	0.63
725,000 ROCKETMTGE CO-IS 4.00 15OCT33 144A	米ドル	611,623	626,731	0.36
1,060,000 ROCKIES EXPRESS 4.80 15MAY30 144A	米ドル	926,820	999,629	0.57
694,000 ROYAL CARIB CRUIS 6.0 01FEB33 144A	米ドル	694,790	696,106	0.39
260,000 ROYAL CARIB CRUISE 5.5 31AUG26 144A	米ドル	260,650	260,502	0.15
351,000 ROYAL CARIBBEAN 5.625 30SEP31 144A	米ドル	348,368	347,583	0.20
358,000 S AND S HLDGS LLC 8.375 10CT31 144A	米ドル	362,895	342,695	0.19
601,225 SAMARCO MINERACAO FRN 30JUN31 144A	米ドル	563,226	583,895	0.33
88,538 SAMARCO MINERACAO FRN 30JUN31 REGS	米ドル	82,099	85,986	0.04
219,000 SCIH SALT HLDGS 4.875 01MAY28 144A	米ドル	212,978	212,405	0.12
1,087,000 SEALED AIR CORP 5.00 15APR29 144A	米ドル	1,061,474	1,066,838	0.60
429,000 SECHE ENVIRONNEMENT 4.50 25MAR30	ユーロ	481,876	496,817	0.28
265,000 SELECT MEDICAL CO 6.25 01DEC32 144A	米ドル	265,000	262,234	0.15
310,000 SERV PROP TRUST 8.625 15NOV31 144A	米ドル	318,525	330,215	0.19
604,000 SGL GROUP APS FRN 22APR30	ユーロ	643,223	672,989	0.38
145,000 SGL GROUP APS FRN 24FEB31	ユーロ	149,077	161,524	0.08

(\*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）				
債券（続き）		米ドル	米ドル	%
581,000 SIMMONS FOOD INC 4.625 01MAR29 144A	米ドル	512,733	542,586	0.31
690,000 SINCLAIR TELE GP 8.125 15FEB33 144A	米ドル	690,308	688,917	0.39
380,000 SIRIUS XM RADIO 4.00 15JUL28 144A	米ドル	353,875	359,885	0.20
390,000 SM ENERGY CO 6.75 01AUG29 144A	米ドル	391,625	383,494	0.22
484,000 SOTERA HEALTH 7.375 01JUN31 144A	米ドル	487,071	502,139	0.28
336,000 SPECIALTY BLDG PR 7.75 15OCT29 144A	米ドル	315,840	322,517	0.18
500,000 SPIE SA 3.75 28MAY30	ユーロ	566,175	570,279	0.32
400,000 SS&C TECHNOLOGIES 5.5 30SEP27 144A	米ドル	381,076	399,076	0.23
343,000 SS&C TECHNOLOGIES 6.50 01JUN32 144A	米ドル	343,000	351,315	0.20
631,000 STAPLES INC 10.75 01SEP29 144A	米ドル	603,510	573,752	0.33
211,000 STARWOOD PPRTY 4.375 15JAN27 144A	米ドル	206,516	206,836	0.12
486,000 STARWOOD PROP TST 7.25 01APR29 144A	米ドル	485,595	504,092	0.29
597,000 STATION CASINOS 4.625 01DEC31 144A	米ドル	544,143	546,059	0.31
510,000 STONEPEAK NILE 7.25 15MAR32 144A	米ドル	499,481	529,125	0.30
575,000 SUNRISE FINCO I 4.625 15MAY32 REGS	ユーロ	651,602	656,160	0.37
351,000 TASEKO MINES LTD 8.25 01MAY30 144A	米ドル	351,000	360,073	0.20
750,000 TENET HEALTHCARE 6.75 15MAY31	米ドル	753,840	772,939	0.44
341,000 TENET HEALTHCARE CORP 6.125 15JUN30	米ドル	341,853	343,956	0.19
559,000 TRANSDIGM INC 6.375 31MAY33 144A	米ドル	552,013	553,403	0.31
417,000 TRANSDIGM INC 6.75 15AUG28 144A	米ドル	418,610	424,333	0.24
690,000 TRANSDIGM INC 6.875 15DEC30 144A	米ドル	690,000	711,205	0.40
393,000 TRANSDIGM INC 7.125 01DEC31 144A	米ドル	393,215	407,961	0.23
460,000 TUI CRUISES GMBH 5.00 15MAY30 REGS	ユーロ	524,880	524,099	0.30
603,000 UKG INC 6.875 1FEB31 144A	米ドル	607,911	621,859	0.35
280,000 UNITED GROUP BV 6.5 31OCT31 REGS	ユーロ	306,894	326,269	0.18
950,000 UNITED GROUP BV 6.75 15FEB31 REGS	ユーロ	1,029,526	1,116,749	0.63
292,000 UNITED RENTALS NORTH 3.75 15JAN32	米ドル	234,258	262,053	0.15
283,000 UNITED RENTALS NORTH AM 4.0 15JUL30	米ドル	286,713	265,681	0.15
327,000 UNITI GP/CSL CAP 10.50 15FEB28 144A	米ドル	333,312	346,740	0.20
388,000 UNITI GP/CSL CAP 6 15JAN30 144A	米ドル	346,775	353,324	0.20
550,000 UPC BROADBAND 4.875 15JUL31 144A	米ドル	482,625	509,295	0.29
679,000 US ACUTE CARE 9.75 15MAY29 144A	米ドル	696,984	688,948	0.39
451,000 VENTURE GBL PLQ 7.50 01MAY33 144A	米ドル	458,398	470,429	0.27
530,000 VENTURE GLOBAL 4.125 15AUG31 144A	米ドル	469,050	479,489	0.27
93,000 VENTURE GLOBAL 7.00 15JAN30 144A	米ドル	93,172	92,737	0.04
531,000 VENTURE GLOBAL 8.125 01JUN28 144A	米ドル	531,217	543,570	0.31
125,000 VENTURE GLOBAL 8.375 01JUN31 144A	米ドル	131,719	127,081	0.06
858,000 VENTURE GLOBAL CA 3.875 1NOV33 144A	米ドル	677,258	732,783	0.42
377,000 VERDE PURCHASER 10.50 30NOV30 144A	米ドル	380,050	401,355	0.23
990,000 VERISURE MIDHOLD 5.25 15FEB29 REGS	ユーロ	1,146,282	1,130,881	0.64
590,000 VERTICAL MIDCO 4.375 15JUL27 REGS	ユーロ	580,625	668,147	0.38
1,257,000 VFH PARENT 7.5 15JUN31 144A	米ドル	1,281,992	1,313,424	0.74
320,000 VIRGIN MEDIA FIN 3.75 15JUL30 REGS	ユーロ	294,659	342,861	0.19

（\*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）				
債券（続き）		米ドル	米ドル	%
845,000 VIRGIN MEDIA SEC 5.50 15MAY29 144A	米ドル	776,065	822,208	0.47
783,000 VIRTUSA CORP 7.125 15DEC28 144A	米ドル	753,860	755,964	0.43
505,000 VISTRA OPERATION 6.875 15APR32 144A	米ドル	509,800	525,705	0.30
854,000 VISTRA OPERATIONS 7.75 15OCT31 144A	米ドル	856,444	904,285	0.51
530,000 WALGREENS BOOTS AL 4.65 01JUN46	米ドル	471,170	477,164	0.27
471,000 WALGREENS BOOTS ALLIANC 4.8 18NOV44	米ドル	416,835	433,677	0.25
929,000 WAND NEWCO 3 INC 7.625 30JAN32 144A	米ドル	937,250	967,000	0.55
678,000 WASTE PRO USA INC 7.0 01FEB33 144A	米ドル	683,799	695,751	0.39
170,000 WESCO DISTRIB 6.375 15MAR33 144A	米ドル	170,638	172,972	0.10
550,000 WESCO DISTRIB 6.625 15MAR32 144A	米ドル	550,275	563,673	0.32
788,000 WHITE CAP BUYER 6.875 15OCT28 144A	米ドル	734,178	769,018	0.44
406,000 WINDSOR HOLDINGS 8.50 15JUN30 144A	米ドル	430,360	429,723	0.24
756,000 WINDSTREAM ESC LLC 8.25 10CT31 144A	米ドル	765,234	786,598	0.45
390,000 WOLSELEY GROUP FI 9.75 31JAN31 REGS	英ポンド	519,265	523,843	0.30
872,000 WR GRACE HLD LLC 5.625 15AUG29 144A	米ドル	756,480	768,252	0.44
227,000 XPLR INFRAST OP 8.375 15JAN31 144A	米ドル	227,000	236,402	0.13
227,000 XPLR INFRAST OP 8.625 15MAR33 144A	米ドル	227,000	236,780	0.13
466,000 ZAYO GROUP HLDGS INC 4 01MAR27 144A	米ドル	433,380	439,256	0.25
債券合計		165,666,833	171,162,628	97.01
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある 市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計				
投資有価証券合計		165,666,833	171,162,628	97.01

（\*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率  
添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表	未監査
-----------	-----

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンズ

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
米国		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業	11.62
	(他に分類されないもの)	
	本社業務、経営コンサルタント事業	8.70
	電気、ガス、空調設備供給	4.69
	電気通信	4.33
	ヒューマンヘルス事業	3.17
	出版事業	2.50
	持株会社の事業	2.45
	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	2.13
	原油および天然ガスの採掘	2.12
	自動車およびオートバイ以外の卸売業	1.74
	コンピューター・プログラミング、コンサルタント業および関連事業	1.50
	他の輸送機器の製造	1.49
	コンピューター、電子・光学製品の製造	1.43
	番組制作および放送事業	1.26
	保険代理店およびブローカー業	1.20
	土木工学	1.13
	ゴムおよびプラスチック製品の製造	1.11
	ギャンブルおよびベッティング事業	1.10
	食品の製造	1.09
	陸上輸送およびパイプラインによる輸送	0.98
	その他の製造業	0.83
	空輸	0.67
	基礎的な医薬品および医薬品製剤の製造	0.61
	採鉱支援サービス事業	0.58
	自動車ならびにオートバイの卸売業・小売業および修理	0.55
	レンタルおよびリース事業	0.54
	金属鉱石の採鉱	0.52
	損害保険	0.46
	宿泊設備	0.43
	機械装置設備以外の組立金属製品の製造	0.42
	情報サービス事業	0.40
	セキュリティおよび調査事業	0.40
	廃棄物の収集、処理および処分事業;資源回収	0.39

(\*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
米国（続き）		
	専門建設事業	0.39
	紙・紙製品の製造	0.37
	コークスおよび石油精製品の製造	0.34
	自動車およびオートバイ以外の小売業	0.33
	オフィス経営、オフィス支援およびその他のビジネス支援事業	0.33
	生命保険	0.28
	電気機器の製造	0.25
	基金属の製造	0.25
	機械装置設備の修理および設置	0.19
	広告および市場調査	0.13
	機械装置設備の製造（他に分類されないもの）	0.13
	保険および年金基金以外の金融サービスに対する	0.09
	その他の補助事業	
	不動産事業	0.06
	化学薬品および化学製品の製造	0.05
		65.73
イギリス		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 (他に分類されないもの)	4.52
	持株会社の事業	0.56
	電気、ガス、空調設備供給	0.21
		5.29
オランダ		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 (他に分類されないもの)	1.56
	本社業務、経営コンサルタント事業	1.34
	コンピューター・プログラミング、コンサルタント業 および関連事業	0.57
	食品の製造	0.27
		3.74

（\*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

## ニッポン・オフショア・ファンズ

### 投資有価証券分類表（続き）

未監査

### グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンズ

#### 投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
フランス		
	本社業務、経営コンサルタント事業	0.86
	不動産事業	0.52
	輸送のための保管および支援事業	0.39
	ヒューマンヘルス事業	0.36
	土木工学	0.32
	宿泊設備	0.28
	廃棄物の収集、処理および処分事業；資源回収	0.28
	レンタルおよびリース事業	0.17
	持株会社の事業	0.15
		3.33
ドイツ		
	基礎的な医薬品および医薬品製剤の製造	1.26
	本社業務、経営コンサルタント事業	1.08
	水上輸送	0.30
	化学薬品および化学製品の製造	0.28
	宿泊設備	0.20
		3.12
ルクセンブルグ		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業	1.57
	（他に分類されないもの）	
	自動車およびオートバイ以外の小売業	0.51
	本社業務、経営コンサルタント事業	0.45
	電気通信	0.12
		2.65
カナダ		
	基礎的な医薬品および医薬品製剤の製造	0.76
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業	0.74
	（他に分類されないもの）	
	金属鉱石の採鉱	0.49
	機械装置設備の製造（他に分類されないもの）	0.26
	他の輸送機器の製造	0.27
		2.52

（\*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
<b>イタリア</b>		
	その他の金融仲介機関	0.48
	機械装置設備の製造（他に分類されないもの）	0.45
	自動車およびオートバイ以外の小売業	0.39
	基礎的な医薬品および医薬品製剤の製造	0.37
	ギャンブルおよびベッティング事業	0.26
	食品の製造	0.26
	コーカスおよび石油精製品の製造	0.25
		2.46
<b>ジャージー</b>		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 (他に分類されないもの)	1.36
		1.36
<b>アイルランド</b>		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 (他に分類されないもの)	1.24
		1.24
<b>スウェーデン</b>		
	本社業務、経営コンサルタント事業	1.01
		1.01
<b>スペイン</b>		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 (他に分類されないもの)	0.43
	自動車、トレーラーおよびセミトレーラーの製造	0.33
		0.76
<b>リベリア</b>		
	本社業務、経営コンサルタント事業	0.74
		0.74

(\*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
パナマ		
	水上輸送	0.62
		0.62
バミューダ		
	水上輸送	0.50
		0.50
デンマーク		
	本社業務、経営コンサルタント事業	0.47
		0.47
ベルギー		
	化学薬品および化学製品の製造	0.42
		0.42
ブラジル		
	金属鉱石の採鉱	0.38
		0.38
オーストラリア		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 (他に分類されないもの)	0.36
		0.36
日本		
	自動車およびオートバイ以外の小売業	0.31
		0.31
投資有価証券合計		97.01

(\*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Statement of net assets as at May 31, 2025

Global High Yield Bond Fund	(Expressed in US Dollar)
Notes	Global High Yield Bond Fund USD
<b>Assets</b>	
Investments	
At market value	2.3
At cost	171,162,628
Cash at bank	165,666,833
Interest receivable on bonds	5,231,479
Receivable on investment sold	2,700,876
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	628,264
Subscriptions receivable	11,378
Other assets	6,781
	1,876
<b>Total assets</b>	<b>179,743,282</b>
<b>Liabilities</b>	
Payable on investments purchased	2,452,214
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.6,10
Marketing fees payable	408,518
Redemptions payable	3
Manager fees payable	124,867
Distributor fees payable	108,401
Printing and publishing expenses payable	95,526
Professional expenses payable	36,727
Agent Company fees payable	21,916
Administrator fees payable	20,500
Custodian fees payable	14,688
Legal expenses payable	8,815
Trustee fees payable	5,873
Other liabilities	5,543
	1,236
<b>Total liabilities</b>	<b>440</b>
<b>Total net assets</b>	<b>3,305,264</b>
<b>Net assets</b>	
AUD Hedged Class Unit	AUD
	274,908,076
<b>Number of units outstanding</b>	
AUD Hedged Class Unit	
	64,410,770.00
<b>Net asset value per unit</b>	
AUD Hedged Class Unit	AUD
	4.27

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Statement of operations and changes in net assets for the year ended May 31, 2025

#### Global High Yield Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Global High Yield Bond Fund USD
<b>Income</b>		
Interest on bonds	2.7	12,207,673
Bank interests		175,352
Other income		2,652
<b>Total income</b>		<b>12,385,677</b>
<b>Expenses</b>		
Marketing fees	3	1,586,919
Manager fees	3	1,214,017
Distributor fees	6	466,753
Agent Company fees	7	186,665
Administrator fees	4	112,026
Custodian fees	5	74,644
Printing and publishing expenses		34,529
Transaction fees		32,181
Safekeeping fees		21,628
Professional expenses		20,357
Legal expenses		14,356
Other expenses		9,872
Trustee fees	8	7,432
Registration fees		1,564
<b>Total expenses</b>		<b>3,782,943</b>
<b>Net investment gain</b>		<b>8,602,734</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Statement of operations and changes in net assets for the year ended May 31, 2025 (continued)

Global High Yield Bond Fund	(Expressed in US Dollar)
Notes	Global High Yield Bond Fund USD
<b>Net investment gain</b>	<b>8,602,734</b>
<b>Net realised</b>	
Gain on investments	2.3
Gain on foreign exchange	2.4
Loss on forward foreign exchange contracts	2.6
<b>Net investment gain and net realised loss for the year</b>	<b>2,195,521</b>
<b>Net change in unrealised</b>	
Appreciation on investments	2.3
Appreciation on forward foreign exchange contracts	2.6
<b>Net increase in net assets as result of operations</b>	<b>6,139,947</b>
<b>Movement in capital</b>	
Subscriptions of units	7,578,974
Redemptions of units	(17,899,318)
<b>Net movement in capital</b>	<b>(10,320,344)</b>
Distribution	11
	(15,499,729)
<b>Net assets at the beginning of the year</b>	<b>196,118,144</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>	<b>176,438,018</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Statistical information

Global High Yield Bond Fund  
AUD Hedged Class Unit

#### Number of units outstanding at the end of the year

May 31, 2023	75,526,984
May 31, 2024	68,020,339
number of units issued	2,703,300
number of units redeemed	(6,312,869)
May 31, 2025	64,410,770

#### Total net assets at the end of the year AUD

May 31, 2023	329,503,741
May 31, 2024	295,746,161
May 31, 2025	274,908,076

#### Net asset value per unit at the end of the year AUD

May 31, 2023	4.36
May 31, 2024	4.35
May 31, 2025	4.27

# NIPPON OFFSHORE FUNDS

## **Notes to the financial statements**

(As at May 31, 2025)

### **Global High Yield Bond Fund**

#### **Note 1 - Activity and objectives**

**NIPPON OFFSHORE FUNDS**, (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

**Global High Yield Bond Fund** (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and Supplemental Trust Deeds dated August 26, 2010 and July 31, 2015, all between CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

#### **Classes of units**

AUD Hedged Class Unit (The “Unit”) is available for issue.

#### **Investment objective and policies**

The investment objective of the Series Trust is to pursue stable income generation and long-term capital appreciation through investment in a diversified portfolio of global high yield bonds, as well as over-the-counter or exchange traded derivative instruments thereon. The credit quality of the bonds should be thoroughly reviewed at the time of purchase and closely monitored thereafter for the bond holdings in the portfolio to avoid default as much as possible.

The portfolio aims to balance the objectives of providing sufficient income to support the stable payment of a monthly distribution, while attempting to provide a long-term total return.

The global high yield bonds in which the Investment Manager and/or its delegates may invest may include but shall not be limited to cash bonds issued by corporations, zero-coupon bonds, payment-in-kind bonds (bonds which pay interest in the form of additional bonds of the same kind), Eurobonds, Yankee bonds, and derivatives thereon. The Investment Manager and/or its delegates may also invest in cash and money market instruments, including but not limited to cash deposits (including custodian sweep accounts), commercial paper, certificates of deposit, Treasury notes and bills and other cash equivalents.

The Investment Manager has delegated to the Sub-Investment Manager its responsibility for the management of the investment and re-investment of the Series Trust's investment portfolio.

The Investment Manager may from time to time appoint other or additional investment advisers or investment managers in its discretion.

The Manager and/or its delegates intend to use currency hedging transactions which are designed to reduce, but not eliminate, exchange-rate risk and protect the value of the Units from a depreciation in US dollars (in which the Series Trust is denominated) against AUD, the currency in which the Units are denominated.

# NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2025)

### Global High Yield Bond Fund

#### Note 1 - Activity and objectives (continued)

The Manager may manage the foreign exchange transactions described above using one or more different methods. The Manager may split the currency hedging function by (i) managing part of the currency hedging (through itself or a delegate) and/or (ii) in relation to the remainder of the currency transactions, appointing another party (the "Currency Administrator") to administer and monitor the foreign exchange transactions according to predetermined currency transaction parameters.

#### Note 2 - Significant accounting policies

##### 2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared on going concern basis and in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

##### 2.2 – Computation of the net asset value

The net asset value ("NAV") of each class is calculated on each valuation day. The financial statements reflect the NAV as calculated on May 30, 2025.

##### 2.3 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of equities (including interests in closed-ended collective investment schemes and exchange traded funds) quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to: (A) (i) where the relevant securities market is in Asia, Oceania or Americas, the closing price, or (ii) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price, on the principal stock exchange or securities market for such equities, or (B) if no closing price or opening price (as the case may be) is available, the last available closing price on the principal stock exchange or securities market for such equities, or otherwise as determined by the Manager and the Trustee, the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such equities; at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;
- (b) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of futures and options contracts quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to (i) where the relevant securities market is in Americas, the last settlement price on the last trading day before the relevant Valuation Day, or (ii) where the relevant securities market is in Asia or Oceania, the last settlement price at or immediately preceding the Valuation Point, or (iii) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2025)

#### Global High Yield Bond Fund

### Note 2 - Significant accounting policies (continued)

#### 2.3 - Valuation of investments in securities and other assets (continued)

- (c) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of debt instruments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to the last available bid price at the Valuation Point;
- (d) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, the value of each interest in any collective investment scheme which is not quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (e) If no net asset value or the relevant price quotations are available as provided in paragraphs (a), (b), (c) or (d) above, or if the relevant Investment is not an Investment described in paragraphs (a), (b), (c), (d), (f) or (g), the value of the relevant Investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (f) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (d) above applies, the value of any Investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the estimated fair market value as determined in good faith by the Manager or by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such Investment;
- (g) The value of any cash in hand and accounts receivable, prepaid expenses and cash dividends accrued and not yet received shall be the full amount thereof, unless it is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be derived after making such discounts as the Manager may consider appropriate to reflect the fair value thereof;
- (h) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any Investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the Investment; and
- (i) The value of any Investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than that in which the Series Trust is denominated shall be converted into the currency of denomination of the Series Trust at the rate (whether official or otherwise) which the Administrator shall deem appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### **Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2025)

#### **Global High Yield Bond Fund**

---

### **Note 2 - Significant accounting policies (continued)**

---

#### **2.4 - Conversion of foreign currencies**

The Series Trust is denominated in US Dollar. The active class of units is denominated in Australian Dollar. Assets and liabilities expressed in other currencies than the US Dollar are translated into US Dollar at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into US Dollar at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

#### **2.5 - Formation expenses**

Formation expenses have been fully amortised.

#### **2.6 - Forward foreign exchange contracts**

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

#### **2.7 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

---

### **Note 3 - Manager fees and marketing fees**

---

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.65 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.85 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

# NIPPON OFFSHORE FUNDS

## **Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2025)

### **Global High Yield Bond Fund**

#### **Note 4 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

#### **Note 5 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

#### **Note 6 - Distributor fees**

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.25 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

#### **Note 7 - Agent Company fees**

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

#### **Note 8 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

#### **Note 9 - Taxation**

##### **Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

##### **Other Countries**

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2025)

#### Global High Yield Bond Fund

##### Note 10 - Forward foreign exchange contracts

As at May 31, 2025, the following forward foreign exchange contracts were open:

###### 10.1 - Forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
<b>USD</b>					
EUR	100,000	USD	113,667	20/06/25	133
EUR	600,000	USD	681,806	20/06/25	602
EUR	700,000	USD	791,869	20/06/25	(2,869)
EUR	1,600,000	USD	1,817,492	20/06/25	950
EUR	28,430,000	USD	32,052,698	20/06/25	(224,993)
GBP	5,160,000	USD	6,900,728	20/06/25	(54,480)
USD	469,460	GBP	350,000	20/06/25	2,309
<b>Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management</b>					<b>(278,348)</b>

###### 10.2 - Forward foreign exchange contracts to convert AUD into USD and to cover the currency exposure of AUD Hedged Class Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
<b>USD</b>					
AUD	3,280	USD	2,107	05/06/25	2
AUD	5,215	USD	3,402	24/06/25	54
AUD	10,073	USD	6,498	24/06/25	31
AUD	11,745	USD	7,560	24/06/25	20
AUD	20,655	USD	13,249	24/06/25	(12)
AUD	30,559	USD	19,636	24/06/25	17
AUD	80,198	USD	51,688	24/06/25	201
AUD	685,913	USD	447,421	24/06/25	7,061
AUD	1,431,206	USD	917,938	24/06/25	(900)
USD	2,108	AUD	3,280	24/06/25	(2)
USD	100,840	AUD	156,400	04/06/25	(456)
USD	685,373	AUD	1,066,423	24/06/25	(726)
USD	16,633,882	AUD	25,886,450	24/06/25	(14,699)
USD	160,616,250	AUD	250,000,000	27/06/25	(109,383)
<b>Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of AUD Hedged Class Unit</b>					<b>(118,792)</b>

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2025)

#### Global High Yield Bond Fund

##### Note 11 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year ending May 31, 2025 are as follows:

Distribution paid per unit	Record date	Ex-distribution date	Payment date	Amount in AUD
<b>AUD Hedged Class unit</b>				
0.03 AUD	17/06/2024	18/06/2024	24/06/2024	2,062,654
0.03 AUD	16/07/2024	17/07/2024	22/07/2024	2,047,747
0.03 AUD	16/08/2024	19/08/2024	22/08/2024	2,029,104
0.03 AUD	17/09/2024	18/09/2024	24/09/2024	2,017,528
0.03 AUD	15/10/2024	16/10/2024	21/10/2024	2,009,984
0.03 AUD	15/11/2024	18/11/2024	21/11/2024	1,976,861
0.03 AUD	16/12/2024	17/12/2024	20/12/2024	1,963,843
0.03 AUD	15/01/2025	16/01/2025	22/01/2025	1,953,769
0.03 AUD	18/02/2025	19/02/2025	25/02/2025	1,942,727
0.03 AUD	17/03/2025	18/03/2025	24/03/2025	1,932,815
0.03 AUD	15/04/2025	16/04/2025	23/04/2025	1,946,619
0.03 AUD	15/05/2025	16/05/2025	21/05/2025	1,934,307
<b>Total Distributions Paid</b>				<b>23,817,958</b>

##### Note 12 - Exchange rates

The exchange rates against USD used at the end of the year are as follows:

Currency	Exchange rate
AUD	1.5581
EUR	0.8820
GBP	0.7419

##### Note 13 - Subsequent events

Distributions made by the Series Trust after the year ended are as follows:

Distribution paid per unit	Record date	Ex-distribution date	Payment date	Amount in AUD
<b>AUD Hedged Class unit</b>				
0.03 AUD	16/06/2025	17/06/2025	24/06/2025	1,925,382
0.03 AUD	15/07/2025	16/07/2025	22/07/2025	1,911,967
0.03 AUD	18/08/2025	19/08/2025	22/08/2025	1,894,667
0.03 AUD	16/09/2025	17/09/2025	22/09/2025	1,881,497
<b>Total Distributions Paid</b>				<b>7,613,513</b>

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Statement of investments as at May 31, 2025

#### Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
Bonds			USD	USD	%
588,000	1011778 BC / NEW RED 4 15OCT30 144A	USD	533,610	540,823	0.31
267,000	1011778 BC 5.625 15SEP29 144A	USD	267,000	268,494	0.15
855,000	1261229 BC LTD 10 15APR32 144A	USD	845,898	849,998	0.48
330,000	AAR ESCROW 6.75 15MAR29 144A	USD	332,154	338,297	0.19
992,000	ACRISURE LLC/FIN 8.25 01FEB29 144A	USD	1,016,600	1,025,450	0.58
736,000	ADT SEC CORP 4.875 15JUL32 144A	USD	681,028	697,226	0.40
1,250,000	AETHON UN/AETHIN 7.50 01OCT29 144A	USD	1,256,839	1,276,903	0.72
691,000	AG ISSUER LLC 6.25 01MAR28 144A	USD	658,445	690,648	0.39
600,000	AGRIFARMA SPA 4.5 31OCT28 REGS	EUR	695,598	681,959	0.39
186,000	ALBION FINANCING 5.375 21MAY30 REGS	EUR	208,600	213,782	0.12
320,000	ALBION FINANCING 7.00 21MAY30 144A	USD	320,000	324,001	0.18
555,000	ALLIANT HOLD 6.75 15APR28 144A	USD	552,694	562,586	0.32
510,000	ALLIANT HOLDINGS 7.0 15JAN31 144A	USD	515,833	521,162	0.30
271,000	ALLIED UNI HLD 4.625 01JUN28 144A	USD	258,805	259,603	0.15
520,000	ALLIED UNIVERSAL 6.00 01JUN29 144A	USD	430,300	491,583	0.28
735,000	ALLWYN ENTERTMT 7.25 30APR30 REGS	EUR	805,193	885,694	0.50
685,000	ALPHA GENERATION 6.75 15OCT32 144A	USD	693,443	698,483	0.40
520,000	AMBER FINCO PLC 6.625 15JUL29 REGS	EUR	561,340	616,850	0.35
579,242	AMERICAN AIRLINES 5.75 20APR29 144A	USD	559,992	568,950	0.32
685,000	APH1/2/3 AQUARIA 7.875 01NOV29 144A	USD	679,293	677,833	0.38
839,000	ARCHE BUYER INC 6.125 1DEC28 144A	USD	735,133	767,885	0.44
1,030,000	ARDONAGH FIN LTD 6.875 15FEB31 REGS	EUR	1,111,140	1,194,114	0.68
423,000	ARDONAGH GP FIN 8.875 15FEB32 144A	USD	430,469	436,237	0.25
327,000	ARIS WATER HLDGS 7.25 01APR30 144A	USD	318,825	328,804	0.19
880,000	ARSENAL AIC PARENT 8 01OCT30 144A	USD	890,850	924,063	0.52
560,000	ASSEMBLIN CAV GP 6.25 01JUL30 REGS	EUR	604,406	659,837	0.37
1,436,000	ATHENAHEALTH GRP 6.5 15FEB30 144A	USD	1,275,125	1,389,308	0.79
400,000	ATLANTICA SUSTAI 4.125 15JUN28 144A	USD	377,000	382,774	0.22
424,000	AVIS BUDGET CAR 5.75 15JUL27 144A	USD	411,810	418,284	0.24
537,000	AXON ENTERPRISE 6.25 15MAR33 144A	USD	540,623	546,211	0.31
625,000	B&M EUROPEAN VALUE 8.125 15NOV30	GBP	777,424	893,119	0.51
522,000	BAUSCH HEALTH COS 11 30SEP28 144A	USD	497,565	497,205	0.28
390,000	BCP MODULAR FRN 30NOV28 REGS	EUR	364,070	431,324	0.24
570,000	BELLIS ACQ CO PL 8.125 14MAY30 REGS	GBP	714,125	716,416	0.41
790,000	BELRON UK FIN PLC 5.75 15OCT29 144a	USD	788,025	792,432	0.45
742,000	BLUE RACER MID LLC 7 15JUL29 144A	USD	743,853	766,459	0.43
396,000	BOELS TOPHOLDING 5.75 15MAY30 REGS	EUR	422,968	465,247	0.26
451,000	BOMBARDIER INC 6.75 15JUN33 144A	USD	451,848	456,963	0.26
578,000	BUILDERS FIRSTSOU 4.25 01FEB32 144A	USD	513,236	523,661	0.30
580,000	CAB 3.375 01FEB28 REGS	EUR	585,084	631,661	0.36
572,000	CABLEVISION LP 3.875 15SEP27 144A	USD	541,898	550,206	0.31

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.  
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Statement of investments as at May 31, 2025 (continued)

#### Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
	Bonds (continued)		USD	USD	%
480,000	CALIFORNIA BUYER 6.375 15FEB32 144A	USD	476,400	474,636	0.27
522,000	CARNIVAL CORP 6 01MAY29 144A	USD	521,363	522,668	0.30
555,000	CARNIVAL CORP 6.125 15FEB33 144A	USD	555,000	556,036	0.32
390,000	CARVANA CO 14 01JUN31 144A	USD	430,463	452,375	0.26
258,945	CARVANA CO FRN 01JUN30 144A	USD	269,481	273,413	0.15
740,000	CASTLE UK FINCO 7.00 15MAY29 REGS	GBP	820,483	987,795	0.56
575,000	CCO HLDGS LLC 4.25 15JAN34 144A	USD	426,835	497,637	0.28
575,000	CCO HLDGS LLC CAP 5.375 1JUN29 144A	USD	512,469	566,682	0.32
1,057,000	CCO HLDGS LLC/CAP CORP 4.50 01MAY32	USD	881,590	962,362	0.55
455,000	CCO HOLDINGS LLC 5 01FEB28 144A	USD	443,030	445,717	0.25
268,000	CELANESE US HOLDINGS 6.75 15APR33	USD	263,310	261,062	0.15
450,000	CELANESE US HOLDINGS FRN 15NOV33	USD	466,087	469,177	0.27
703,000	CEME SPA FRN 30SEP31 REGS	EUR	762,654	797,856	0.45
220,000	CENTL PARE/CDK GL 7.25 15JUN29 144A	USD	188,925	193,902	0.11
825,000	CHART INDUSTRIES 7.5 01JAN30 144A	USD	846,210	861,056	0.49
573,000	CHEPLAPHARM ARZNE 5.5 15JAN28 144a	USD	549,586	545,094	0.31
925,000	CHS COMM HEALTH 10.875 15JAN32 144A	USD	940,715	983,760	0.56
227,000	CHS COMM HEALTH 6.875 15APR29 144A	USD	182,829	188,410	0.11
380,000	CIDRON AIDA FINCO 7.0 27OCT31 regs	EUR	406,272	439,157	0.25
590,000	CITGO PETROLEUM 8.375 15JAN29 144A	USD	613,600	598,558	0.34
825,000	CITIGROUP INC FRN PERP	USD	802,350	811,064	0.46
130,000	CLARIOS GLOBAL 6.75 15FEB30 144A	USD	130,000	132,763	0.07
227,000	CLEAR CHANNEL 5.125 15AUG27 144A	USD	219,651	222,449	0.13
111,000	CLEARWAY ENERG OP 3.75 15JAN32 144A	USD	96,215	97,133	0.05
353,000	CLEVELAND CLIFFS 6.75 15APR30 144A	USD	335,988	322,924	0.18
211,000	CLEVELAND CLIFFS 6.875 01NOV29 144A	USD	211,000	196,792	0.11
446,000	CLEVELAND CLIFFS 7.5 15SEP31 144A	USD	420,913	404,401	0.23
485,000	CLOUD SOFT GRP INC 6.5 31MAR29 144A	USD	447,564	484,533	0.27
255,000	CLOUD SOFT GRP INC 9 30SEP29 144A	USD	253,235	261,272	0.15
367,000	CLYDESDALE ACQ 6.875 15JAN30 144A	USD	370,867	369,982	0.21
883,000	CLYDESDALE ACQUIS 8.75 15APR30 144A	USD	879,000	903,244	0.51
579,000	COMMSCOPE LLC 9.50 15DEC31 144A	USD	601,224	600,987	0.34
192,000	COMMSCOPE TECH LLC 5 15MAR27 144A	USD	177,120	185,418	0.11
882,000	COMSTOCK RESOURCES 6.75 01MAR29	USD	818,143	873,459	0.50
1,004,000	CONSOLIDATED COMM 6.5 01OCT28 144A	USD	896,699	1,020,335	0.58
385,000	CONTOURGLB POWER 5.0 28FEB30 REGs	EUR	411,942	439,386	0.25
339,000	CONTOURGLB POWER 6.75 28FEB30 144A	USD	340,271	344,960	0.20
748,000	CORELOGIC INC 4.50 01MAY28 144A	USD	701,360	697,228	0.40
672,000	COREWEAVE INC 9.25 01JUN30 144A	USD	674,516	672,911	0.38
795,000	CORNERST BDG INC 8.75 01AUG28 144A	USD	768,457	701,619	0.40
59,000	CORNERST BDG INC 9.50 15AUG29 144A	USD	59,000	52,258	0.02
756,000	COVANTA HOLDING CORP 5.00 01SEP30	USD	718,730	703,955	0.40
555,000	CPUK FINANCE LTD 7.875 28AUG29	GBP	692,252	772,228	0.44
725,000	CQP HOLDCO LP/BIP V CHI 5.5 15JUN31	USD	696,460	697,206	0.40
200,000	CSC HOLDINGS LLC 11.25 15MAY28 144A	USD	192,398	196,677	0.11

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.  
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Statement of investments as at May 31, 2025 (continued)

#### Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
	Bonds (continued)		USD	USD	%
794,000	CSC HOLDINGS LLC 11.75 31JAN29 144A	USD	745,721	743,621	0.42
216,000	CSC HOLDINGS LLC 5.50 15APR27 144A	USD	199,800	203,590	0.12
656,000	CSC HOLDINGS LLC 5.75 15JAN30 144A	USD	322,300	331,629	0.19
492,000	CTEC II GMBH 5.25 15FEB30 REGS	EUR	498,060	490,894	0.28
184,000	DIRECTV HOLDINGS 5.875 15AUG27 144A	USD	178,480	180,932	0.09
735,000	DISH NETWRK CORP 11.75 15NOV27 144A	USD	727,708	766,952	0.43
503,000	DUFRY ONE BV 4.5 23MAY32	EUR	567,789	575,168	0.33
460,000	DYCOM INDUSTRIES 4.5 15APR29 144A	USD	435,850	441,759	0.25
569,000	DYNAMO NEWCO GMBH 6.25 15OCT31 REGS	EUR	615,444	659,610	0.37
570,000	ECHOSTAR CORP 10.75 30NOV29 SER .	USD	610,900	545,416	0.31
460,000	EDGE FINCO PLC 8.125 15AUG31 REGS	GBP	605,107	650,265	0.37
460,000	EIRCOM FINANCE DAC 5.00 30APR31	EUR	522,695	524,228	0.30
1,061,000	ELASTIC NV 4.125 15JUL29 144A	USD	898,435	1,002,667	0.57
430,000	ELIOR GROUP SA 5.625 15MAR30	EUR	467,601	500,903	0.28
646,000	ELLUCIAN HLDG INC 6.50 01DEC29 144A	USD	649,910	652,103	0.37
1,204,000	EMERALD DEBT 6.625 15DEC30 144A	USD	1,215,750	1,216,777	0.69
874,000	EMERIA SASU 7.75 31MAR28 REGS	EUR	937,373	923,382	0.52
628,000	ENCINO ACQ PARTNER 8.5 01MAY28 144A	USD	624,925	641,140	0.36
248,000	ENCINO ACQUSITION 8.75 01MAY31 144A	USD	248,000	255,440	0.14
870,000	ENCORE CAPITAL 4.25 01JUN28 REGS	GBP	835,178	1,093,572	0.62
790,000	ENERGIA GROUP ROI 6.875 31JUL28	EUR	885,274	927,385	0.53
1,146,000	ENERGY TRANSFER LP FRN PERP SER B	USD	951,229	1,126,991	0.64
590,000	ENTEGRIS ESCROW 5.95 15JUN30 144A	USD	566,731	589,319	0.33
368,000	FERTITTA ENTERT 4.625 15JAN29 144A	USD	316,480	345,022	0.20
287,000	FERTITTA ENTERTAI 6.75 15JAN30 144A	USD	253,186	260,764	0.15
337,000	FIESTA PURCHASER 7.875 01MAR31 144A	USD	348,374	353,260	0.20
402,000	FIESTA PURCHASER 9.625 15SEP32 144A	USD	414,916	421,138	0.24
489,000	FIRST QUANTUM MI 9.375 01MAR29 144A	USD	514,244	514,080	0.29
410,000	FLORA FOOD MGT BV 6.875 2JUL29 REGS	EUR	444,779	477,645	0.27
530,000	FLUTTER TREASURY 6.125 04JUN31 REGs	GBP	711,949	718,740	0.41
630,000	FMG RES AUG06 6.125 15APR32 144A	USD	630,000	626,915	0.36
801,000	FOUNDATION BUILDING 6 01MAR29 144A	USD	696,215	683,679	0.39
317,000	FREEDOM MORTGAGE 12.00 01OCT28 144A	USD	345,530	340,593	0.19
442,000	FREEDOM MORTGAGE HLD 9.25 01FEB29	USD	454,651	454,165	0.26
561,000	FRONTIER COMMUNI 8.75 15MAY30 144A	USD	559,021	587,823	0.33
860,000	GEN DIGITAL INC 6.25 01APR33 144A	USD	861,211	869,838	0.49
590,000	GETLINK SE 4.125 15APR30	EUR	635,784	679,355	0.39
438,000	GLOBAL ATLANTIC 7.95 15JUN33 144A	USD	481,037	487,322	0.28
955,832	GLOBAL MEDICAL RES 9.5 31OCT28 144A	USD	945,078	958,222	0.54
700,000	GOAT HOLDCO LLC 6.75 01FEB32 144A	USD	699,479	700,413	0.40
560,000	GRAFTECH GLOBAL 9.875 23DEC29 144A	USD	494,200	439,600	0.25
515,000	GRAPHIC PACK INT 6.375 15JUL32 144A	USD	515,000	516,258	0.29
390,000	GRAY TELEVISION 10.50 15JUL29 144A	USD	405,600	415,217	0.24
660,000	GRUENENTHAL GMBH 4.625 15NOV31 REGS	EUR	679,536	755,013	0.43
740,000	GRUPO ANTOLIN SA 3.5 30APR28 REGS	EUR	591,220	582,485	0.33

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.  
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Statement of investments as at May 31, 2025 (continued)

#### Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
	Bonds (continued)		USD	USD	%
459,000	GTCR W-2 MERGER 8.5 15JAN31 REGS	GBP	573,867	661,982	0.38
936,000	GULFPORT ENER CORP 6.75 1SEP29 144A	USD	941,495	948,454	0.54
552,000	GYP HOLDING III 4.625 1MAY29 144A	USD	521,640	530,393	0.30
385,000	HAH GROUP HLDG CO 9.75 01OCT31 144A	USD	367,250	382,247	0.22
392,000	HEALTHEQUITY INC 4.50 01OCT29 144A	USD	396,987	374,916	0.21
416,000	HERC HLDGS ESCROW 7.0 15JUN30 144A	USD	418,923	427,456	0.24
166,000	HERC HOLDINGS 7.25 15JUN33 144A	USD	166,000	170,779	0.10
460,000	HILTON DOMESTIC 3.625 15FEB32 144A	USD	399,625	409,169	0.23
390,000	HILTON DOMESTIC OPE 4 01MAY31 144A	USD	350,021	359,484	0.20
455,000	HOUSE HR GROUP BV 9.0 03NOV29 REGS	EUR	465,747	486,505	0.28
347,000	HOWDEN UK REF/US 7.25 15FEB31 144A	USD	353,940	356,184	0.20
250,000	HOWDEN UK REF/US 8.125 15FEB32 144A	USD	258,125	256,625	0.15
452,000	HUSKY INJECTION TITA 9 15FEB29 144A	USD	454,345	461,697	0.26
645,000	ICAHN ENTERPRISES 5.25 15MAY27	USD	611,002	613,050	0.35
291,000	ICAHN ENTERPRISES 9.00 15JUN30	USD	282,313	264,823	0.15
420,000	IGT LOTTERY HLDG 4.25 15MAR30 REGS	EUR	463,722	484,221	0.27
490,000	IHO VERWALT GMBH 8.75 15MAY28 REGS	EUR	542,588	581,557	0.33
220,000	ILIAD HOLDING SA 6.875 15APR31 REGS	EUR	235,510	265,364	0.15
800,000	ILIAD SA 5.375 15FEB29	EUR	862,727	951,259	0.54
70,000	INNOPHOS HOLDINGS 11.5 15JUN29 144A	USD	69,300	70,533	0.03
553,000	INSULET CORP 6.5 01APR33 144A	USD	560,160	568,243	0.32
405,000	IRCA SPA FRN 15DEC29 REGS	EUR	425,837	459,649	0.26
449,000	IRON MOUNTAIN 4.875 15SEP29 144A	USD	421,499	436,103	0.25
180,000	IRON MOUNTAIN INC 5.0 15JUL28 144A	USD	175,725	177,586	0.09
400,000	ITELYUM REGENERAT 5.75 15APR30 REGS	EUR	431,980	453,974	0.26
598,000	JANE STREET GRP 6.125 1NOV32 144A	USD	597,810	601,241	0.34
745,000	JANE STREET GRP 7.125 30APR31 144A	USD	746,709	777,577	0.44
620,000	JETBLUE AIRWAYS LOYAL 9.875 20SEP31	USD	619,384	614,791	0.35
490,000	KAPLA HOLDING SAS 5.0 30APR31 REGS	EUR	506,481	564,307	0.32
661,000	LABL INC 9.5 01NOV28 144A	USD	670,105	589,677	0.33
267,000	LADDER CAP FIN 4.25 01FEB27 144A	USD	254,370	261,550	0.15
961,000	LADDER CAP FIN 7.00 15JUL31 144A	USD	986,835	1,000,641	0.57
493,000	LEVEL 3 FINANCING 10 15OCT32 144A	USD	492,591	495,465	0.28
510,000	LEVEL 3 FINANCING 10.5 15APR29 144A	USD	508,966	574,388	0.33
229,000	LEVEL 3 FINANCING 3.75 15JUL29 144A	USD	162,855	187,611	0.11
233,000	LEVEL3 FINANCING 10.75 15DEC30 144A	USD	251,931	263,290	0.15
347,000	LIFEPOINT HEALTH 10.00 01JUN32 144A	USD	344,562	363,366	0.21
418,000	LIFEPT HEALTH 9.875 15AUG30 144A	USD	412,614	447,516	0.25
970,000	LION POLA LUX FRN 1JUL29 REGS	EUR	1,021,721	1,103,169	0.63
644,000	LORCA TELECOM BON 5.75 30APR29 REGS	EUR	684,250	762,142	0.43
390,000	LOTTOMATIC SPA 4.875 31JAN31 REGS	EUR	443,840	452,410	0.26
260,000	LOXAM SAS 4.25 15FEB30 REGS	EUR	269,490	297,381	0.17
300,000	LUMEN TECH INC 10 15OCT32 144A	USD	298,000	307,500	0.17
326,200	LUMEN TECH INC 4.125 15APR29 144A	USD	236,570	316,414	0.18
435,000	LUMEN TECH INC 5.375 15JUN29 144A	USD	384,975	384,975	0.22

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.  
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Statement of investments as at May 31, 2025 (continued)

#### Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
	Bonds (continued)		USD	USD	%
584,000	LUMEN TECH INC 7.6 15SEP39 SER P	USD	488,895	493,480	0.28
235,000	MADISON IAQ LLC 5.875 30JUN29 144A	USD	216,788	226,134	0.13
487,000	MATCH GP HD II 4.125 01AUG30 144A	USD	440,126	450,249	0.26
195,000	MATTERHORN TELECOM SA 4.5 30JAN30	EUR	200,772	225,429	0.13
309,000	MAUSER PACKAGING 7.875 15APR27 144A	USD	307,222	312,415	0.18
300,000	MEDLINE BORROWER 5.25 01OCT29 144A	USD	291,750	293,516	0.17
371,000	MEDLINE BORROWER 6.25 01APR29	USD	370,905	377,911	0.21
168,000	MERCER INTL INC 12.875 01OCT28 144A	USD	165,060	167,262	0.08
817,000	MIDWEST GAMING BO 4.875 1MAY29 144A	USD	762,685	783,767	0.44
515,000	MOHEGAN TRIBAL 8.25 15APR30 144A	USD	517,915	523,820	0.30
581,000	MOLINA HEALTH 6.25 15JAN33 144A	USD	582,190	580,928	0.33
266,000	MOSS CREEK RESOURC 8.25 01SEP31	USD	263,942	256,887	0.15
847,000	MOZART DEBT MRGR 3.875 01APR29 144A	USD	766,657	796,351	0.45
515,000	NCL CORPORATION 5.875 15FEB27 144A	USD	496,035	515,365	0.29
366,000	NCL CORPORATION 6.75 1FEB32 144A	USD	366,000	366,385	0.21
550,000	NEOPHARMED GENT 7.125 08APR30 REGS	EUR	593,560	652,041	0.37
349,000	NEPTUNE BIDCO 9.29 15APR29 144A	USD	317,875	329,900	0.19
790,000	NIDDA HEALTHCARE 5.625 21FEB30 REGS	EUR	865,880	916,648	0.52
460,000	NOBEL BIDCO BV 3.125 15JUN28 REGS	EUR	543,539	505,658	0.29
440,000	NOBLE FINANCE II LLC 8 15APR30 144A	USD	451,915	441,454	0.25
351,000	NORTHERN OIL & GA 8.125 1MAR28 144A	USD	346,716	352,282	0.20
687,000	NORTHERN OIL & GA 8.75 15JUN31 144A	USD	659,790	694,003	0.39
492,000	NORTHRIVER MIDST 6.75 15JUL32 144A	USD	494,568	496,433	0.28
620,000	NORTONLIFELOCK 6.75 30SEP27 144A	USD	615,650	630,396	0.36
458,000	NOVELIS CORP 4.75 30JAN30 144A	USD	391,590	435,414	0.25
480,000	NRG ENERGY INC 3.875 15FEB32 144A	USD	354,600	433,845	0.25
558,000	NRG ENERGY INC 6.25 01NOV34 144A	USD	556,828	557,220	0.32
305,000	NRG ENERGY INC FRN PERP 144A	USD	299,281	335,246	0.19
464,000	OEG FINANCE PLC 7.25 27SEP29 REGS	EUR	520,225	538,610	0.31
680,000	OLYMPUS WTR HLDG 9.625 15NOV28 REGS	EUR	752,646	807,606	0.46
305,000	ONE HOTEL GMBH 7.75 02APR31 REGS	EUR	326,808	370,016	0.21
273,000	ONEMAIN FINANCE CORP 7.50 15MAY31	USD	280,068	280,244	0.16
262,000	ONEMAIN FINANCE CORP 7.875 15MAR30	USD	264,199	273,283	0.15
636,000	ONTEX GROUP 5.25 15APR30	EUR	690,911	745,793	0.42
850,000	OPTICS BIDCO 7.721 4JUN38 SER2038	USD	866,913	845,597	0.48
737,000	OPTION CARE HLTH 4.375 31OCT29 144A	USD	656,221	702,555	0.40
404,000	ORGANON & CO 6.75 15MAY34 144A	USD	405,198	374,650	0.21
789,000	PANTHER ESCROW 7.125 01JUN31 144A	USD	793,901	814,497	0.46
606,000	PARK INTERM HLDG 4.875 15MAY29 144A	USD	526,831	572,373	0.32
574,000	PENNYMAC FIN SVC 7.125 15NOV30 144A	USD	576,328	587,134	0.33
704,000	PENNYMAC FIN SVC 7.875 15DEC29 144A	USD	702,388	741,909	0.42
790,000	PETSMART INC 4.75 15FEB28 144A	USD	751,225	762,877	0.43
302,000	PG&E CORP 5.0 01JUL28	USD	282,498	294,502	0.17
446,000	PG&E CORP 5.25 01JUL30	USD	432,620	432,822	0.25
399,000	PHH ESCROW ISSUER 9.875 1NOV29 144A	USD	391,703	389,306	0.22

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.  
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Statement of investments as at May 31, 2025 (continued)

#### Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
	Bonds (continued)		USD	USD	%
314,000	PILGRIM'S PRIDE CORP 3.50 01MAR32	USD	238,273	277,912	0.16
605,000	PLT VII FINANCE FRN 15JUN31 REGS	EUR	653,944	687,707	0.39
576,000	POST HOLDINGS 4.625 15APR30 144A	USD	580,994	545,297	0.31
550,000	POST HOLDINGS INC 5.50 15DEC29	USD	498,240	543,036	0.31
776,000	PRIME SECSRVC BR 6.25 15JAN28 144A	USD	776,919	776,021	0.44
550,000	QUIKRETE HLDGS 6.375 01MAR32 144A	USD	553,039	559,102	0.32
111,000	QUIKRETE HOLDINGS 6.75 01MAR33 144A	USD	111,000	112,561	0.05
429,000	QXO BLDG PRODUCTS 6.75 30APR32 144A	USD	430,880	440,134	0.25
422,000	RAC BOND CO PLC 5.25 04NOV27 REGS	GBP	583,035	555,125	0.31
428,826	RADIOLOGY PART 7.775 31JAN29 144A	USD	412,892	430,970	0.24
516,000	RAIN CARBON INC 12.25 01SEP29 144A	USD	522,240	538,976	0.31
512,000	RAKUTEN GROUP INC 9.75 15APR29 144A	USD	547,470	546,966	0.31
924,000	RAVEN ACQUISITIO 6.875 15NOV31 144A	USD	915,925	920,037	0.52
485,000	RAY FINANCING LLC 6.5 15JUL31 REGS	EUR	518,804	571,706	0.32
160,000	REALOGY GROUP 5.75 15JAN29 144A	USD	125,600	131,562	0.06
349,000	RHP HOTEL PTY/FIN 6.50 01APR32 144A	USD	349,583	353,235	0.20
1,216,000	RITHM CAPITAL CO 8.00 01APR29 144A	USD	1,204,100	1,218,676	0.69
571,000	RLJ LODGING TRUST 4.00 15SEP29 144A	USD	550,040	523,112	0.30
1,174,000	ROCKCLIFF ERGY II 5.5 15OCT29 144A	USD	1,122,464	1,109,958	0.63
725,000	ROCKETMTGE CO-IS 4.00 15OCT33 144A	USD	611,623	626,731	0.36
1,060,000	ROCKIES EXPRESS 4.80 15MAY30 144A	USD	926,820	999,629	0.57
694,000	ROYAL CARIB CRUISE 6.0 01FEB33 144A	USD	694,790	696,106	0.39
260,000	ROYAL CARIB CRUISE 5.5 31AUG26 144A	USD	260,650	260,502	0.15
351,000	ROYAL CARIBBEAN 5.625 30SEP31 144A	USD	348,368	347,583	0.20
358,000	S AND S HLDGS LLC 8.375 1OCT31 144A	USD	362,895	342,695	0.19
601,225	SAMARCO MINERACAO FRN 30JUN31 144A	USD	563,226	583,895	0.33
88,538	SAMARCO MINERACAO FRN 30JUN31 REGS	USD	82,099	85,986	0.04
219,000	SCIH SALT HLDGS 4.875 01MAY28 144A	USD	212,978	212,405	0.12
1,087,000	SEALED AIR CORP 5.00 15APR29 144A	USD	1,061,474	1,066,838	0.60
429,000	SECHE ENVIRONNEMENT 4.50 25MAR30	EUR	481,876	496,817	0.28
265,000	SELECT MEDICAL CO 6.25 01DEC32 144A	USD	265,000	262,234	0.15
310,000	SERV PROP TRUST 8.625 15NOV31 144A	USD	318,525	330,215	0.19
604,000	SGL GROUP APS FRN 22APR30	EUR	643,223	672,989	0.38
145,000	SGL GROUP APS FRN 24FEB31	EUR	149,077	161,524	0.08
581,000	SIMMONS FOOD INC 4.625 01MAR29 144A	USD	512,733	542,586	0.31
690,000	SINCLAIR TELE GP 8.125 15FEB33 144A	USD	690,308	688,917	0.39
380,000	SIRIUS XM RADIO 4.00 15JUL28 144A	USD	353,875	359,885	0.20
390,000	SM ENERGY CO 6.75 01AUG29 144A	USD	391,625	383,494	0.22
484,000	SOTERA HEALTH 7.375 01JUN31 144A	USD	487,071	502,139	0.28
336,000	SPECIALTY BLDG PR 7.75 15OCT29 144A	USD	315,840	322,517	0.18
500,000	SPIE SA 3.75 28MAY30	EUR	566,175	570,279	0.32
400,000	SS&C TECHNOLOGIES 5.5 30SEP27 144A	USD	381,076	399,076	0.23
343,000	SS&C TECHNOLOGIES 6.50 01JUN32 144A	USD	343,000	351,315	0.20
631,000	STAPLES INC 10.75 01SEP29 144A	USD	603,510	573,752	0.33
211,000	STARWOOD PPRTY 4.375 15JAN27 144A	USD	206,516	206,836	0.12

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.  
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Statement of investments as at May 31, 2025 (continued)

#### Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
	Bonds (continued)		USD	USD	%
486,000	STARWOOD PROP TST 7.25 01APR29 144A	USD	485,595	504,092	0.29
597,000	STATION CASINOS 4.625 01DEC31 144A	USD	544,143	546,059	0.31
510,000	STONEPEAK NILE 7.25 15MAR32 144A	USD	499,481	529,125	0.30
575,000	SUNRISE FINCO I 4.625 15MAY32 REGS	EUR	651,602	656,160	0.37
351,000	TASEKO MINES LTD 8.25 01MAY30 144A	USD	351,000	360,073	0.20
750,000	TENET HEALTHCARE 6.75 15MAY31	USD	753,840	772,939	0.44
341,000	TENET HEALTHCARE CORP 6.125 15JUN30	USD	341,853	343,956	0.19
559,000	TRANSDIGM INC 6.375 31MAY33 144A	USD	552,013	553,403	0.31
417,000	TRANSDIGM INC 6.75 15AUG28 144A	USD	418,610	424,333	0.24
690,000	TRANSDIGM INC 6.875 15DEC30 144A	USD	690,000	711,205	0.40
393,000	TRANSDIGM INC 7.125 01DEC31 144A	USD	393,215	407,961	0.23
460,000	TUI CRUISES GMBH 5.00 15MAY30 REGS	EUR	524,880	524,099	0.30
603,000	UKG INC 6.875 1FEB31 144A	USD	607,911	621,859	0.35
280,000	UNITED GROUP BV 6.5 31OCT31 REGS	EUR	306,894	326,269	0.18
950,000	UNITED GROUP BV 6.75 15FEB31 REGS	EUR	1,029,526	1,116,749	0.63
292,000	UNITED RENTALS NORTH 3.75 15JAN32	USD	234,258	262,053	0.15
283,000	UNITED RENTALS NORTH AM 4.0 15JUL30	USD	286,713	265,681	0.15
327,000	UNITI GP/CSL CAP 10.50 15FEB28 144A	USD	333,312	346,740	0.20
388,000	UNITI GP/CSL CAP 6 15JAN30 144A	USD	346,775	353,324	0.20
550,000	UPC BROADBAND 4.875 15JUL31 144A	USD	482,625	509,295	0.29
679,000	US ACUTE CARE 9.75 15MAY29 144A	USD	696,984	688,948	0.39
451,000	VENTURE GBL PLQ 7.50 01MAY33 144A	USD	458,398	470,429	0.27
530,000	VENTURE GLOBAL 4.125 15AUG31 144A	USD	469,050	479,489	0.27
93,000	VENTURE GLOBAL 7.00 15JAN30 144A	USD	93,172	92,737	0.04
531,000	VENTURE GLOBAL 8.125 01JUN28 144A	USD	531,217	543,570	0.31
125,000	VENTURE GLOBAL 8.375 01JUN31 144A	USD	131,719	127,081	0.06
858,000	VENTURE GLOBAL CA 3.875 1NOV33 144A	USD	677,258	732,783	0.42
377,000	VERDE PURCHASER 10.50 30NOV30 144A	USD	380,050	401,355	0.23
990,000	VERISURE MIDHOLD 5.25 15FEB29 REGS	EUR	1,146,282	1,130,881	0.64
590,000	VERTICAL MIDCO 4.375 15JUL27 REGS	EUR	580,625	668,147	0.38
1,257,000	VFH PARENT 7.5 15JUN31 144A	USD	1,281,992	1,313,424	0.74
320,000	VIRGIN MEDIA FIN 3.75 15JUL30 REGS	EUR	294,659	342,861	0.19
845,000	VIRGIN MEDIA SEC 5.50 15MAY29 144A	USD	776,065	822,208	0.47
783,000	VIRTUSA CORP 7.125 15DEC28 144A	USD	753,860	755,964	0.43
505,000	VISTRA OPERATION 6.875 15APR32 144A	USD	509,800	525,705	0.30
854,000	VISTRA OPERATIONS 7.75 15OCT31 144A	USD	856,444	904,285	0.51
530,000	WALGREENS BOOTS AL 4.65 01JUN46	USD	471,170	477,164	0.27
471,000	WALGREENS BOOTS ALLIANC 4.8 18NOV44	USD	416,835	433,677	0.25
929,000	WAND NEWCO 3 INC 7.625 30JAN32 144A	USD	937,250	967,000	0.55
678,000	WASTE PRO USA INC 7.0 01FEB33 144A	USD	683,799	695,751	0.39
170,000	WESCO DISTRIB 6.375 15MAR33 144A	USD	170,638	172,972	0.10
550,000	WESCO DISTRIB 6.625 15MAR32 144A	USD	550,275	563,673	0.32
788,000	WHITE CAP BUYER 6.875 15OCT28 144A	USD	734,178	769,018	0.44
406,000	WINDSOR HOLDINGS 8.50 15JUN30 144A	USD	430,360	429,723	0.24
756,000	WINDSTREAM ESC LLC 8.25 1OCT31 144A	USD	765,234	786,598	0.45

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.  
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Statement of investments as at May 31, 2025 (continued)

#### Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
	Bonds (continued)		USD	USD	%
390,000	WOLSELEY GROUP FI 9.75 31JAN31 REGS	GBP	519,265	523,843	0.30
872,000	WR GRACE HLD LLC 5.625 15AUG29 144A	USD	756,480	768,252	0.44
227,000	XPLR INFRAST OP 8.375 15JAN31 144A	USD	227,000	236,402	0.13
227,000	XPLR INFRAST OP 8.625 15MAR33 144A	USD	227,000	236,780	0.13
466,000	ZAYO GROUP HLDGS INC 4 01MAR27 144A	USD	433,380	439,256	0.25
Total bonds			165,666,833	171,162,628	97.01
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			165,666,833	171,162,628	97.01
Total investments			165,666,833	171,162,628	97.01

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments	UNAUDITED
-------------------------------	-----------

### Global High Yield Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector		
Country	Economical sector	Ratio (%)*
USA	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	11.62
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	8.70
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	4.69
	Telecommunications	4.33
	Human Health Activities	3.17
	Publishing Activities	2.50
	Activities Of Holding Companies	2.45
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	2.13
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	2.12
	Wholesale Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	1.74
	Computer Programming, Consultancy And Related Activities	1.50
	Manufacture Of Other Transport Equipment	1.49
	Manufacture Of Computer, Electronic And Optical Products	1.43
	Programming And Broadcasting Activities	1.26
	Activities Of Insurance Agents And Brokers	1.20
	Civil Engineering	1.13
	Manufacture Of Rubber And Plastic Products	1.11
	Gambling And Betting Activities	1.10
	Manufacture Of Food Products	1.09
	Land Transport And Transport Via Pipelines	0.98
	Other Manufacturing	0.83
	Air Transport	0.67
	Manufacture Of Basic Pharmaceutical Products And Pharmaceutical Preparations	0.61
	Mining Support Service Activities	0.58
	Wholesale And Retail Trade And Repair Of Motor Vehicles And Motorcycles	0.55
	Rental And Leasing Activities	0.54
	Mining Of Metal Ores	0.52
	Non-Life Insurance	0.46
	Accommodation	0.43
	Manufacture Of Fabricated Metal Products, Except Machinery And Equipment	0.42
	Information Service Activities	0.40
	Security And Investigation Activities	0.40
	Waste Collection, Treatment And Disposal Activities; Materials Recovery	0.39
	Specialised Construction Activities	0.39
	Manufacture Of Paper And Paper Products	0.37
	Manufacture Of Coke And Refined Petroleum Products	0.34
	Retail Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	0.33
	Office Administrative, Office Support And Other Business Support Activities	0.33
	Life Insurance	0.28
	Manufacture Of Electrical Equipment	0.25
	Manufacture Of Basic Metals	0.25
	Repair And Installation Of Machinery And Equipment	0.19
	Advertising And Market Research	0.13
	Manufacture Of Machinery And Equipment N.E.C.	0.13
	Other Activities Auxiliary To Financial Services, Except Insurance And Pension Funding	0.09

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

<b>Classification of investments (continued)</b>		<b>UNAUDITED</b>
<b>Global High Yield Bond Fund</b>		
<b>Classification of investments by country and by economical sector</b>		
Country	Economical sector	Ratio (%)*
<u>USA (continued)</u>		
	Real Estate Activities	0.06
	Manufacture Of Chemicals And Chemical Products	0.05
		<u>65.73</u>
<u>United Kingdom</u>		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	4.52
	Activities Of Holding Companies	0.56
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	0.21
		<u>5.29</u>
<u>Netherlands</u>		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	1.56
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	1.34
	Computer Programming, Consultancy And Related Activities	0.57
	Manufacture Of Food Products	0.27
		<u>3.74</u>
<u>France</u>		
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	0.86
	Real Estate Activities	0.52
	Warehousing And Support Activities For Transportation	0.39
	Human Health Activities	0.36
	Civil Engineering	0.32
	Accommodation	0.28
	Waste Collection, Treatment And Disposal Activities; Materials Recovery	0.28
	Rental And Leasing Activities	0.17
	Activities Of Holding Companies	0.15
		<u>3.33</u>
<u>Germany</u>		
	Manufacture Of Basic Pharmaceutical Products And Pharmaceutical Preparations	1.26
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	1.08
	Water Transport	0.30
	Manufacture Of Chemicals And Chemical Products	0.28
	Accommodation	0.20
		<u>3.12</u>
<u>Luxembourg</u>		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	1.57
	Retail Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	0.51
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	0.45
	Telecommunications	0.12
		<u>2.65</u>

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

### Global High Yield Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector		
Country	Economical sector	Ratio (%)*
Canada		
	Manufacture Of Basic Pharmaceutical Products And Pharmaceutical Preparations	0.76
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.74
	Mining Of Metal Ores	0.49
	Manufacture Of Machinery And Equipment N.E.C.	0.26
	Manufacture Of Other Transport Equipment	0.27
		2.52
Italy		
	Other Monetary Intermediation	0.48
	Manufacture Of Machinery And Equipment N.E.C.	0.45
	Retail Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	0.39
	Manufacture Of Basic Pharmaceutical Products And Pharmaceutical Preparations	0.37
	Gambling And Betting Activities	0.26
	Manufacture Of Food Products	0.26
	Manufacture Of Coke And Refined Petroleum Products	0.25
		2.46
Jersey		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	1.36
		1.36
Ireland		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	1.24
		1.24
Sweden		
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	1.01
		1.01
Spain		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.43
	Manufacture Of Motor Vehicles, Trailers And Semi-Trailers	0.33
		0.76
Liberia		
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	0.74
		0.74
Panama		
	Water Transport	0.62
		0.62

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

### Global High Yield Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector	
Country	Economical sector
	Ratio (%)*
Bermuda	
	Water Transport 0.50
	0.50
Denmark	
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities 0.47
	0.47
Belgium	
	Manufacture Of Chemicals And Chemical Products 0.42
	0.42
Brazil	
	Mining Of Metal Ores 0.38
	0.38
Australia	
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C. 0.36
	0.36
Japan	
	Retail Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles 0.31
	0.31
Total investments	97.01

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

(2) 2024年5月31日終了年度

① 貸借対照表

ニッポン・オフショア・ファンズ  
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
純資産計算書  
2024年5月31日現在  
(米ドルで表示)

資産	注記	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	
		米ドル	千円
投資有価証券			
時価評価額	2. 2	187,085,766.12	27,840,233
取得原価		184,888,205.78	27,513,214
現金預金		9,301,777.76	1,384,198
債券にかかる未収利息	2. 6	3,068,221.76	456,582
未収投資有価証券売却代金		426,302.50	63,438
為替先渡契約にかかる			
未実現評価益	2. 5, 10	95,261.90	14,176
<b>資産合計</b>		<b>199,977,330.04</b>	<b>29,758,626</b>
負債			
未払投資有価証券購入代金		1,489,560.36	221,661
為替先渡契約にかかる			
未実現評価損	2. 5, 10	1,138,594.19	169,434
未払買戻支払額		852,159.12	126,810
未払販売管理報酬	3	140,442.50	20,899
未払管理報酬	3	107,441.16	15,988
未払販売報酬	6	41,307.74	6,147
未払専門家費用		22,508.53	3,349
未払印刷および公告費		20,449.75	3,043
未払代行協会員報酬	7	16,519.90	2,458
未払管理事務代行報酬	4	9,914.30	1,475
未払保管報酬	5	6,606.03	983
未払弁護士報酬		5,090.84	758
未払受託報酬	8	1,304.32	194
その他の負債		7,287.51	1,084
<b>負債合計</b>		<b>3,859,186.25</b>	<b>574,286</b>
<b>純資産額</b>		<b>196,118,143.79</b>	<b>29,184,341</b>
純資産額			
豪ドルヘッジ・			
豪ドル建て受益証券		295,746,160.84 豪ドル	28,935,804,377 円
発行済受益証券口数			
豪ドルヘッジ・			
豪ドル建て受益証券		68,020,339.00 口	
1口当たり純資産価格			
豪ドルヘッジ・			
豪ドル建て受益証券		4.35 豪ドル	426 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ② 損益計算書

**ニッポン・オフショア・ファンズ**  
**グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド**  
**運用計算書および純資産変動計算書**  
**2024年5月31日に終了した年度**  
**(米ドルで表示)**

	注記	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドル	千円
<b>収益</b>			
債券にかかる利息	2. 6	13, 075, 095. 64	1, 945, 705
預金利息		244, 346. 17	36, 361
その他の収益		2, 204. 76	328
<b>収益合計</b>		<b>13, 321, 646. 57</b>	<b>1, 982, 394</b>
<b>費用</b>			
販売管理報酬	3	1, 745, 405. 96	259, 734
管理報酬	3	1, 335, 260. 91	198, 700
販売報酬	6	513, 367. 82	76, 394
代行協会員報酬	7	205, 307. 16	30, 552
管理事務代行報酬	4	123, 213. 60	18, 335
保管報酬	5	82, 098. 64	12, 217
取引手数料		42, 290. 97	6, 293
印刷および公告費		31, 984. 63	4, 760
専門家費用		22, 060. 60	3, 283
保護預り費用		21, 659. 35	3, 223
弁護士報酬		8, 624. 70	1, 283
受託報酬	8	7, 547. 61	1, 123
その他の費用		39, 512. 90	5, 880
<b>費用合計</b>		<b>4, 178, 334. 85</b>	<b>621, 778</b>
<b>投資純利益</b>		<b>9, 143, 311. 72</b>	<b>1, 360, 616</b>
<b>以下にかかる実現純損益 :</b>			
外国為替	2. 3	724, 982. 86	107, 885
投資有価証券	2. 2	(2, 249, 183. 53)	(334, 701)
為替先渡契約	2. 5	(3, 393, 599. 65)	(505, 002)
<b>当期投資純利益および実現純損失</b>		<b>4, 225, 511. 40</b>	<b>628, 798</b>
<b>以下にかかる未実現評価損益の純変動 :</b>			
投資有価証券	2. 2	12, 888, 756. 98	1, 917, 976
為替先渡契約	2. 5	3, 983, 162. 86	592, 734
<b>運用による純資産の純増加</b>		<b>21, 097, 431. 24</b>	<b>3, 139, 509</b>
<b>資本の変動</b>			
受益証券発行手取額		3, 654, 520. 65	543, 829
受益証券買戻支払額		(25, 082, 870. 07)	(3, 732, 582)
<b>資本の変動、純額</b>		<b>(21, 428, 349. 42)</b>	<b>(3, 188, 753)</b>
<b>支払分配金</b>	11	(16, 960, 096. 50)	(2, 523, 832)
<b>期首現在純資産額</b>		<b>213, 409, 158. 47</b>	<b>31, 757, 417</b>
<b>期末現在純資産額</b>		<b>196, 118, 143. 79</b>	<b>29, 184, 341</b>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ  
統計情報（未監査）

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券

期末現在発行済受益証券口数

2022年5月31日	80,633,409 口
2023年5月31日	75,526,984 口

発行口数	1,260,660 口
買戻口数	(8,767,305) 口

2024年5月31日	68,020,339 口
------------	--------------

豪ドル 千円

期末現在純資産総額

2022年5月31日	394,589,693.47	38,606,656
2023年5月31日	329,503,740.67	32,238,646
2024年5月31日	295,746,160.84	28,935,804

豪ドル 円

期末現在 1口当たり純資産価格

2022年5月31日	4.89	478
2023年5月31日	4.36	427
2024年5月31日	4.35	426

## ニッポン・オフショア・ファンズ

### 財務書類に対する注記

2024年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンズ

#### 注記1. 活動および目的

ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンズ（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（旧名称：ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）（以下「受託会社」という。）とBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間で締結された基本信託証書および2010年8月26日および2015年7月31日付補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

本財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

#### 受益証券クラス

豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券（以下「受益証券」という。）が発行されている。

#### 投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、世界のハイ・イールド債券（上場または店頭取引される派生商品を含む。）から成る分散されたポートフォリオに投資することを通じ、安定した収益の確保と長期的な資産の成長を追求することである。債務不履行のリスクを可能な限り回避するため、債券の信用力は、投資時において調査され、シリーズ・トラストのポートフォリオに保有されている間、管理される。

シリーズ・トラストのポートフォリオの目標は、長期的なトータル・リターンの提供を狙いつつ、毎月の分配金を安定的に支払うため十分な収益を確保することである。

投資運用会社および／または委託先が投資し得る世界のハイ・イールド債券には、現物社債、ゼロクーポン債、PIK債（同種の追加債券の形態で利息を支払う債券）、ユーロ債、ヤンキー債およびこれらの派生商品を含むことがあるが、これらに限定されないものとする。投資運用会社および／または委託先はまた、現金および短期金融商品（預金（カストディアン・スウェーピング・アカウントを含む。）、コマーシャル・ペーパー、預金証書、米国財務省短期・中期証券およびその他の現金相当金融商品を含むがこれらに限られない。）に投資することができる。

投資運用会社は、シリーズ・トラストのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。

投資運用会社は隨時、その裁量にて別のまたは追加の投資顧問会社または投資運用会社を任命することができる。

管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを軽減する（完全になくすものではない）ため、また、受益証券が表示される通貨である豪ドルに対する（シリーズ・トラストが表示される）米ドルの値下りから受益証券の価値を保護するため、為替ヘッジ取引を使用する予定である。

管理会社は、上記に詳述した外国為替取引を1つあるいは複数の手段をもって運営することができる。管理会社は、為替ヘッジに関する機能を（i）為替ヘッジの一部を（自社またはその委託先を通じて）運営すること、および／または（ii）残りの部分の為替ヘッジを事前に取り決められた為替ヘッジに関するパラメータに基づき管理および監視する第三者（以下「為替管理会社」という。）を指名することによって分割して運営することができる。

---

## 注記2. 重要な会計方針

---

### 2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

### 2.2 有価証券への投資の評価

(a) 下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズド・エンド型投資信託および上場投資信託の持分を含む。）の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとする。（A）（i）該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、（ii）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、（B）（場合に応じ）最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が隨時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。

- (b) 下記 (e) および (h) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとする。 (i) 該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、(ii) 該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、当該評価時点またはその直前における直近の清算価格、(iii) 該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が隨時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- (c) 下記 (e) および (h) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとする。
- (d) 下記 (e) および (h) の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の1口当たり純資産価格とするが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (e) 純資産総額もしくは該当する建値が、上記 (a)、(b)、(c) もしくは (d) に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、(a)、(b)、(c)、(d)、(f) もしくは (g) に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により隨時決定されるものとする。
- (f) 上記 (d) が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とする。
- (g) 手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうなく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- (h) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

(i) シリーズ・トラストの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない。）により、シリーズ・トラストの表示通貨に換算されるものとする。

### 2.3 外貨換算

シリーズ・トラストは米ドルで表示されている。活動中の受益証券のクラスは豪ドル建てである。米ドル以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより米ドルに換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

### 2.4 設立費

設立費はすべて償却されている。

### 2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間に関する純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

為替先渡契約から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

### 2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

---

### **注記3. 管理報酬および販売管理報酬**

---

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.65パーセントの管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

さらに、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.85パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびシリーズ・トラストに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

---

### **注記4. 管理事務代行報酬**

---

管理事務代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.06パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

---

### **注記5. 保管報酬**

---

保管会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いにて支払われる。

---

### **注記6. 販売報酬**

---

販売会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.25パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

---

### **注記7. 代行協会員報酬**

---

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

---

## 注記8. 受託報酬

---

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いにて支払われる。

---

## 注記9. 税金

---

### ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

### その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

---

## 注記10. 為替先渡契約

---

2024年5月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

### 10.1—ポートフォリオ管理における為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益
米ドル					
ユーロ	28,205,000.00	米ドル	30,635,802.80	2024年6月28日	75,691.06
英ポンド	7,480,000.00	米ドル	9,520,836.47	2024年6月28日	16,588.53
ポートフォリオ管理における為替先渡契約にかかる未実現評価益合計					92,279.59

10.2-豪ドルの米ドルへの換算および豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／(評価損)
米ドル					
豪ドル	11,362.00	米ドル	7,539.65	2024年6月24日	(0.32)
豪ドル	39,373.70	米ドル	26,270.61	2024年6月24日	141.60
豪ドル	44,210.40	米ドル	29,656.03	2024年6月24日	317.20
豪ドル	68,931.60	米ドル	45,972.55	2024年6月24日	228.48
豪ドル	107,648.40	米ドル	71,057.63	2024年6月24日	(378.97)
豪ドル	119,856.40	米ドル	79,573.86	2024年6月24日	35.58
豪ドル	124,523.40	米ドル	83,413.24	2024年6月24日	777.33
豪ドル	256,193.60	米ドル	170,544.24	2024年6月24日	530.47
豪ドル	312,212.55	米ドル	206,484.89	2024年6月24日	(702.88)
豪ドル	596,793.40	米ドル	396,288.72	2024年6月24日	248.73
米ドル	32,931.64	豪ドル	49,093.60	2024年6月24日	(352.23)
米ドル	170,448.29	豪ドル	256,193.60	2024年6月5日	(528.67)
米ドル	206,376.87	豪ドル	312,212.55	2024年6月6日	702.91
米ドル	396,097.75	豪ドル	596,793.40	2024年6月7日	(253.51)
米ドル	31,980,758.33	豪ドル	47,743,092.61	2024年6月24日	(297,608.72)
米ドル	166,762,000.00	豪ドル	250,000,000.00	2024年6月28日	(838,768.88)
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための 為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(1,135,611.88)
為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(1,043,332.29)

注記11. 支払分配金

2024年5月31日に終了した年度中にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券1口当たり支払分配金	現地分配基準日	分配落ち日	現地分配日
<u>豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券</u>			
0.03 豪ドル	2023年6月15日	2023年6月16日	2023年6月22日
0.03 豪ドル	2023年7月18日	2023年7月19日	2023年7月24日
0.03 豪ドル	2023年8月16日	2023年8月17日	2023年8月22日
0.03 豪ドル	2023年9月15日	2023年9月19日	2023年9月22日
0.03 豪ドル	2023年10月16日	2023年10月17日	2023年10月20日
0.03 豪ドル	2023年11月15日	2023年11月16日	2023年11月21日
0.03 豪ドル	2023年12月15日	2023年12月18日	2023年12月21日
0.03 豪ドル	2024年1月16日	2024年1月17日	2024年1月22日
0.03 豪ドル	2024年2月15日	2024年2月16日	2024年2月22日
0.03 豪ドル	2024年3月15日	2024年3月18日	2024年3月22日
0.03 豪ドル	2024年4月15日	2024年4月16日	2024年4月19日
0.03 豪ドル	2024年5月15日	2024年5月16日	2024年5月22日

---

## 注記12. 為替レート

---

期末現在、使用された米ドルに対する為替レートは以下のとおりである。

通貨	為替レート
豪ドル	1.5080
ユーロ	0.9240
英ポンド	0.7870

---

## 注記13. 重要事象

---

2022年2月24日にロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。ロシアのウクライナ侵攻は、世界経済に重大なリスクをもたらす。これによって生じる地政学的不安定性、金融市場のボラティリティ、インフレおよびロシアへの制裁措置がシリーズ・トラストに与える影響は、未だに未知数である。管理会社、投資運用会社および受託会社は、引き続きその展開を監視し、シリーズ・トラストへの影響を評価する。

---

## 注記14. 後発事象

---

期末より後にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券1口当たり支払分配金	現地分配基準日	分配落ち日	現地分配日
<hr/>			
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券			
0.03 豪ドル	2024年6月17日	2024年6月18日	2024年6月24日
0.03 豪ドル	2024年7月16日	2024年7月17日	2024年7月22日
0.03 豪ドル	2024年8月16日	2024年8月19日	2024年8月22日
0.03 豪ドル	2024年9月17日	2024年9月18日	2024年9月24日

ニッポン・オフショア・ファンズの管理会社の取締役は、2024年6月25日の取締役会において、ファンドの監査人をプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島からケーピーエムジー エルエルピー（ケイマン諸島）に変更することを決定した。この変更は、2025年5月31日終了会計年度から有効となる。

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Statement of net assets as at May 31, 2024

#### Global High Yield Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Global High Yield Bond Fund USD
<b>Assets</b>		
<b>Investments</b>		
At market value	2.2	187,085,766.12
At cost		184,888,205.78
Cash at bank		9,301,777.76
Interest receivable on bonds	2.6	3,068,221.76
Receivable on investment sold		426,302.50
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,10	95,261.90
<b>Total assets</b>		<b>199,977,330.04</b>
<b>Liabilities</b>		
Payable on investments purchased		1,489,560.36
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,10	1,138,594.19
Redemptions payable		852,159.12
Marketing fees payable	3	140,442.50
Manager fees payable	3	107,441.16
Distributor fees payable	6	41,307.74
Professional expenses payable		22,508.53
Printing and publishing expenses payable		20,449.75
Agent Company fees payable	7	16,519.90
Administrator fees payable	4	9,914.30
Custodian fees payable	5	6,606.03
Legal expenses payable		5,090.84
Trustee fees payable	8	1,304.32
Other liabilities		7,287.51
<b>Total liabilities</b>		<b>3,859,186.25</b>
<b>Total net assets</b>		<b>196,118,143.79</b>
<b>Net assets</b>		
AUD Hedged Class Unit	AUD	295,746,160.84
<b>Number of units outstanding</b>		
AUD Hedged Class Unit		68,020,339.00
<b>Net asset value per unit</b>		
AUD Hedged Class Unit	AUD	4.35

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Statement of operations and changes in net assets for the year ended May 31, 2024

#### Global High Yield Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Global High Yield Bond Fund USD
<b>Income</b>		
Interest on bonds	2.6	13,075,095.64
Bank interests		244,346.17
Other income		2,204.76
<b>Total income</b>		<b>13,321,646.57</b>
<b>Expenses</b>		
Marketing fees	3	1,745,405.96
Manager fees	3	1,335,260.91
Distributor fees	6	513,367.82
Agent Company fees	7	205,307.16
Administrator fees	4	123,213.60
Custodian fees	5	82,098.64
Transaction fees		42,290.97
Printing and publishing expenses		31,984.63
Professional expenses		22,060.60
Safekeeping fees		21,659.35
Legal expenses		8,624.70
Trustee fees	8	7,547.61
Other expenses		39,512.90
<b>Total expenses</b>		<b>4,178,334.85</b>
<b>Net investment gain</b>		<b>9,143,311.72</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Statement of operations and changes in net assets for the year ended May 31, 2024 (continued)

Global High Yield Bond Fund	(Expressed in US Dollar)
Notes	Global High Yield Bond Fund USD
<b>Net investment gain</b>	<b>9,143,311.72</b>
<b>Net realised</b>	
Gain on foreign exchange	2.3
Loss on investments	2.2
Loss on forward foreign exchange contracts	2.5
<b>Net investment gain and net realised loss for the year</b>	<b>4,225,511.40</b>
<b>Net change in unrealised</b>	
Appreciation on investments	2.2
Appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5
<b>Net increase in net assets as result of operations</b>	<b>21,097,431.24</b>
<b>Movement in capital</b>	
Subscriptions of units	3,654,520.65
Redemptions of units	(25,082,870.07)
<b>Net movement in capital</b>	<b>(21,428,349.42)</b>
Distribution	11
	(16,960,096.50)
<b>Net assets at the beginning of the year</b>	<b>213,409,158.47</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>	<b>196,118,143.79</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statistical information	UNAUDITED
Global High Yield Bond Fund AUD Hedged Class Unit	
<b>Number of units outstanding at the end of the year</b>	
May 31, 2022	80,633,409
May 31, 2023	75,526,984
number of units issued	1,260,660
number of units redeemed	(8,767,305)
May 31, 2024	68,020,339
<b>Total net assets at the end of the year</b>	
May 31, 2022	394,589,693.47
May 31, 2023	329,503,740.67
May 31, 2024	295,746,160.84
<b>Net asset value per unit at the end of the year</b>	
May 31, 2022	4.89
May 31, 2023	4.36
May 31, 2024	4.35

# NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements

(As at May 31, 2024)

### Global High Yield Bond Fund

#### Note 1 - Activity and objectives

**NIPPON OFFSHORE FUNDS**, (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

**Global High Yield Bond Fund** (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and Supplemental Trust Deeds dated August 26, 2010 and July 31, 2015, all between CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited (formerly known as FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

#### Classes of units

AUD Hedged Class Unit (The “Unit”) is available for issue.

#### Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to pursue stable income generation and long-term capital appreciation through investment in a diversified portfolio of global high yield bonds, as well as over-the-counter or exchange traded derivative instruments thereon. The credit quality of the bonds should be thoroughly reviewed at the time of purchase and closely monitored thereafter for the bond holdings in the portfolio to avoid default as much as possible.

The portfolio aims to balance the objectives of providing sufficient income to support the stable payment of a monthly distribution, while attempting to provide a long-term total return.

The global high yield bonds in which the Investment Manager and/or its delegates may invest may include but shall not be limited to cash bonds issued by corporations, zero-coupon bonds, payment-in-kind bonds (bonds which pay interest in the form of additional bonds of the same kind), Eurobonds, Yankee bonds, and derivatives thereon. The Investment Manager and/or its delegates may also invest in cash and money market instruments, including but not limited to cash deposits (including custodian sweep accounts), commercial paper, certificates of deposit, Treasury notes and bills and other cash equivalents.

The Investment Manager has delegated to the Sub-Investment Manager its responsibility for the management of the investment and re-investment of the Series Trust's investment portfolio.

The Investment Manager may from time to time appoint other or additional investment advisers or investment managers in its discretion.

The Manager and/or its delegates intend to use currency hedging transactions which are designed to reduce, but not eliminate, exchange-rate risk and protect the value of the Units from a depreciation in US dollars (in which the Series Trust is denominated) against AUD, the currency in which the Units are denominated.

# NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2024)

### Global High Yield Bond Fund

#### Note 1 - Activity and objectives (continued)

The Manager may manage the foreign exchange transactions described above using one or more different methods. The Manager may split the currency hedging function by (i) managing part of the currency hedging (through itself or a delegate) and/or (ii) in relation to the remainder of the currency transactions, appointing another party (the "Currency Administrator") to administer and monitor the foreign exchange transactions according to predetermined currency transaction parameters.

#### Note 2 - Significant accounting policies

##### 2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

##### 2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of equities (including interests in closed-ended collective investment schemes and exchange traded funds) quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to: (A) (i) where the relevant securities market is in Asia, Oceania or Americas, the closing price, or (ii) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price, on the principal stock exchange or securities market for such equities, or (B) if no closing price or opening price (as the case may be) is available, the last available closing price on the principal stock exchange or securities market for such equities, or otherwise as determined by the Manager and the Trustee, the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such equities; at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;
- (b) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of futures and options contracts quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to (i) where the relevant securities market is in Americas, the last settlement price on the last trading day before the relevant Valuation Day, or (ii) where the relevant securities market is in Asia or Oceania, the last settlement price at or immediately preceding the Valuation Point, or (iii) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2024)

#### Global High Yield Bond Fund

### Note 2 - Significant accounting policies (continued)

#### 2.2 - Valuation of investments in securities and other assets (continued)

- (c) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of debt instruments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to the last available bid price at the Valuation Point;
- (d) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, the value of each interest in any collective investment scheme which is not quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (e) If no net asset value or the relevant price quotations are available as provided in paragraphs (a), (b), (c) or (d) above, or if the relevant Investment is not an Investment described in paragraphs (a), (b), (c), (d), (f) or (g), the value of the relevant Investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (f) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (d) above applies, the value of any Investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the estimated fair market value as determined in good faith by the Manager or by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such Investment;
- (g) The value of any cash in hand and accounts receivable, prepaid expenses and cash dividends accrued and not yet received shall be the full amount thereof, unless it is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be derived after making such discounts as the Manager may consider appropriate to reflect the fair value thereof;
- (h) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any Investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the Investment; and
- (i) The value of any Investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than that in which the Series Trust is denominated shall be converted into the currency of denomination of the Series Trust at the rate (whether official or otherwise) which the Administrator shall deem appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### **Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2024)

#### **Global High Yield Bond Fund**

### **Note 2 - Significant accounting policies (continued)**

#### **2.3 - Conversion of foreign currencies**

The Series Trust is denominated in US Dollar. The active class of units is denominated in Australian Dollar. Assets and liabilities expressed in other currencies than the US Dollar are translated into US Dollar at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into US Dollar at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

#### **2.4 - Formation expenses**

Formation expenses have been fully amortised.

#### **2.5 - Forward foreign exchange contracts**

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

#### **2.6 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

---

### **Note 3 - Manager fees and marketing fees**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.65 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.85 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

# NIPPON OFFSHORE FUNDS

## **Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2024)

### **Global High Yield Bond Fund**

#### **Note 4 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

#### **Note 5 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

#### **Note 6 - Distributor fees**

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.25 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

#### **Note 7 - Agent Company fees**

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

#### **Note 8 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

#### **Note 9 - Taxation**

##### **Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

##### **Other Countries**

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2024)

#### Global High Yield Bond Fund

##### Note 10 - Forward foreign exchange contracts

As at May 31, 2024, the following forward foreign exchange contracts were open:

###### 10.1 - Forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation
<b>USD</b>					
EUR	28,205,000.00	USD	30,635,802.80	28/06/24	75,691.06
GBP	7,480,000.00	USD	9,520,836.47	28/06/24	16,588.53
<b>Total unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management</b>					<b>92,279.59</b>

###### 10.2 - Forward foreign exchange contracts to convert AUD into USD and to cover the currency exposure of AUD Hedged Class Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
<b>USD</b>					
AUD	11,362.00	USD	7,539.65	24/06/24	(0.32)
AUD	39,373.70	USD	26,270.61	24/06/24	141.60
AUD	44,210.40	USD	29,656.03	24/06/24	317.20
AUD	68,931.60	USD	45,972.55	24/06/24	228.48
AUD	107,648.40	USD	71,057.63	24/06/24	(378.97)
AUD	119,856.40	USD	79,573.86	24/06/24	35.58
AUD	124,523.40	USD	83,413.24	24/06/24	777.33
AUD	256,193.60	USD	170,544.24	24/06/24	530.47
AUD	312,212.55	USD	206,484.89	24/06/24	(702.88)
AUD	596,793.40	USD	396,288.72	24/06/24	248.73
USD	32,931.64	AUD	49,093.60	24/06/24	(352.23)
USD	170,448.29	AUD	256,193.60	05/06/24	(528.67)
USD	206,376.87	AUD	312,212.55	06/06/24	702.91
USD	396,097.75	AUD	596,793.40	07/06/24	(253.51)
USD	31,980,758.33	AUD	47,743,092.61	24/06/24	(297,608.72)
USD	166,762,000.00	AUD	250,000,000.00	28/06/24	(838,768.88)
<b>Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of AUD Hedged Class Unit</b>					<b>(1,135,611.88)</b>
<b>Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts</b>					<b>(1,043,332.29)</b>

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2024)

#### Global High Yield Bond Fund

##### Note 11 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year ending May 31, 2024 are as follows:

Distribution paid per unit	Record date	Ex-distribution date	Payment date
<hr/>			
AUD Hedged Class unit			
0.03	15/06/2023	16/06/2023	22/06/2023
0.03	18/07/2023	19/07/2023	24/07/2023
0.03	16/08/2023	17/08/2023	22/08/2023
0.03	15/09/2023	19/09/2023	22/09/2023
0.03	16/10/2023	17/10/2023	20/10/2023
0.03	15/11/2023	16/11/2023	21/11/2023
0.03	15/12/2023	18/12/2023	21/12/2023
0.03	16/01/2024	17/01/2024	22/01/2024
0.03	15/02/2024	16/02/2024	22/02/2024
0.03	15/03/2024	18/03/2024	22/03/2024
0.03	15/04/2024	16/04/2024	19/04/2024
0.03	15/05/2024	16/05/2024	22/05/2024

##### Note 12 - Exchange rates

The exchange rates against USD used at the end of the year are as follows:

Currency	Exchange rate
AUD	1.5080
EUR	0.9240
GBP	0.7870

##### Note 13 - Significant event

On February 24, 2022, Russia launched a military invasion into Ukraine. Russia's invasion of Ukraine carries significant risks for the world economy. The impact on the Series Trust of the consequential geo-political instability, financial market volatility, inflation and imposition of sanctions on Russia remains unknown. The Manager, Investment Manager and Trustee will continue to monitor the development and evaluate its impact on the Series Trust.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

### Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2024)

#### Global High Yield Bond Fund

##### Note 14 - Subsequent events

Distributions made by the Series Trust after the year ended are as follows:

Distribution paid per unit	Record date	Ex-distribution date	Payment date
<b>AUD Hedged Class unit</b>			
0.03	17/06/2024	18/06/2024	24/06/2024
0.03	16/07/2024	17/07/2024	22/07/2024
0.03	16/08/2024	19/08/2024	22/08/2024
0.03	17/09/2024	18/09/2024	24/09/2024

The directors of the Management Company for Nippon Offshore Funds decided to change its Fund auditor from PWC Cayman to KPMG Cayman at the June 25, 2024 board meeting. This change will be effective for its financial year end at May 31, 2025.

## 2 ファンドの現況

### 純資産額計算書

(2025年9月末日現在)

		豪ドル (IVを除く)	千円 (IVおよびVを除く)
I	資産総額	268, 509, 177. 02	26, 270, 938
II	負債総額	438, 739. 24	42, 926
III	純資産総額 (I - II)	268, 070, 437. 78	26, 228, 012
IV	発行済口数	62, 625, 120口	
V	1口当たり純資産価格 (III/IV)	4. 28	419円

(注) ファンドの投資対象は米ドル建てで管理されているが、現在発行されている受益証券は豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券のみであり、I、II、IIIおよびVの数値は豪ドルで表示されている。

## 第4 外国投資信託受益証券事務の概要

### (イ) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

名 称 SMB C 日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り 2番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

### (ロ) 受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上にあたる1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

### 文書の提供および閲覧

信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および／または管理会社間で締結されたファンドに関するサービス提供者を任命する契約、ファンドの受益証券の日本における販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除く。）の通常の営業時間に管理事務代行会社の事務所において、無料で閲覧可能となり、かかる写し

は、合理的な料金を支払った上で入手することができる。

(ハ) 受益者等に対する特典

受益者に対する特典はない。

(ニ) 受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が隨時承認する様式の書面により、自らが保有するいずれの受益証券についても譲渡することができる。ただし、譲受人は、関連もしくは該当する法域における法律規定、政府その他の要件もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社または適法に授権された受託会社の代理人が要求する情報を事前に提供するものとする。さらに、譲受人は、(a) 受益証券の譲渡が適格投資家に対するものであること、(b) 謙受人が専ら投資目的のために自己勘定で受益証券を取得すること、および(c) 受託会社がその裁量により要求するその他の事項につき、書面で受託会社に対して表明する必要がある。

(ホ) その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項なし。

## 第三部 特別情報

### 管理会社の概況

#### 1 管理会社の概況

##### (1) 資本金の額

2024年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株、純資産の額は約101億円である。

最近5年間に資本金の増減はなされていない。ただし、2007年7月1日より、資本金を含む財務書類の記帳通貨が米ドルから円に変更された。

##### (2) 管理会社の機構

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人である。2025年6月末日現在、同社の取締役会は、以下の3名の取締役から構成される。

スコット・レノン	取締役
ブシュラ・マナン	取締役
ケビン・ソロモン	取締役

権限を授権された取締役がファンドに関して管理会社を代理する。

管理会社は、ファンドの管理事務をSMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託しており、また、投資運用業務をBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

## 2 事業の内容及び営業の概況

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含む。

2025年9月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っている。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	11	342,291,849,224円

### 3 管理会社の経理状況

(1) 管理会社であるBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項本文を適用し、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あづさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月25日

BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 御園生豪洋  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの2024年1月1日から2024年12月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書目までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,941,773	7,775,848
未収委託者報酬	189,560	182,340
前払販売関連費用	3,727,122	2,460,320
未収入金	386,109	319,944
デリバティブ債権	—	3,516
流動資産計	10,244,566	10,741,969
資産合計	10,244,566	10,741,969
負債の部		
流動負債		
未払金	159,615	137,418
未払費用	505,676	502,543
デリバティブ債務	5,826	—
流動負債計	671,117	639,961
負債合計	671,117	639,961
純資産の部		
株主資本		
資本金	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,379,372	8,907,931
株主資本合計	9,573,448	10,102,007
純資産合計	9,573,448	10,102,007
負債・純資産合計	10,244,566	10,741,969

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,441,739	2,357,831
販売管理報酬等	2,239,588	2,176,543
営業収益計	4,681,327	4,534,375
営業費用		
支払手数料	2,134,871	2,065,094
販売関連費用	2,058,216	1,816,554
営業費用計	4,193,087	3,881,649
一般管理費		
事務委託費	175,571	110,098
諸経費	20,465	27,147
一般管理費計	196,036	137,246
営業利益	292,202	515,479
営業外収益		
受取利息	4	6
為替差益	—	14,974
営業外収益計	4	14,980
営業外費用		
為替差損	3,922	—
営業外費用計	3,922	—
経常利益	288,284	530,460
特別損失		
前払販売関連費用追加償却費	* <sup>1</sup> 3,272	* <sup>1</sup> 1,901
税引前当期純利益	285,012	528,559
当期純利益	285,012	528,559

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本			株主資本合計	純資産合計		
	資本剰余金	利益剰余金	その他 資本剰余金				
	その他 利益剰余金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	246	1,193,830	8,094,359	9,288,435	9,288,435		
当期変動額							
当期純利益	—	—	285,012	285,012	285,012		
当期変動額合計	—	—	285,012	285,012	285,012		
当期末残高	246	1,193,830	8,379,372	9,573,448	9,573,448		

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本			株主資本合計	純資産合計		
	資本剰余金	利益剰余金	その他 資本剰余金				
	その他 利益剰余金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	246	1,193,830	8,379,372	9,573,448	9,573,448		
当期変動額							
当期純利益	—	—	528,559	528,559	528,559		
当期変動額合計	—	—	528,559	528,559	528,559		
当期末残高	246	1,193,830	8,907,931	10,102,007	10,102,007		

## 注記事項

(重要な会計方針)

### 1. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

### 2. 前払販売関連費用の処理方法

前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから收受する販売管理報酬及び解約時に投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

### 3. 収益及び費用の計上基準

約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。委託者報酬・販売管理報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

買戻手数料は、契約に基づき、手数料を受領することが確実であり将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。損益計算書において販売管理報酬等として計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

### 1. 販売関連費用の計上額

#### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

科目名	前事業年度	当事業年度
前払販売関連費用	3,727,122	2,460,320
前払販売関連費用追加償却費	3,272	1,901

#### (2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

前払販売関連費用は、販売会社に支払った手数料のうち、合理的に見積もられる将来投資期間と将来のファンド純資産をもとに算出された、期末日以降に発生すると予想される収益に対応する部分を計上しております。これらの見積りは将来の投資家の動向や経済状況の影響を受け、実際と異なった場合、翌事業年度以降の財務諸表において前払販売関連費用追加償却費を計上する可能性があります。

(損益計算書関係)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

\* 1. 前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

\* 1. 前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,000	—	—	1,000
優先株式 (株)	1,000	—	—	1,000

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,000	—	—	1,000
優先株式 (株)	1,000	—	—	1,000

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っております。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権及び預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ① 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての預金については急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることがあります。

## 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

前事業年度（2023年12月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
デリバティブ取引 通貨関連取引	—	(5,826)	—	(5,826)
デリバティブ取引計	—	(5,826)	—	(5,826)

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（注2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注3）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金、未払費用について記載を省略しております。

当事業年度（2024年12月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
デリバティブ取引 通貨関連取引	—	3,516	—	3,516
デリバティブ取引計	—	3,516	—	3,516

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（注2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注3）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金、未払費用について記載を省略しております。

### 金銭債権の決算日後の償還予定額

#### 前事業年度（2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	5,941,773	—	—	—
未収入金	386,109	—	—	—
合 計	6,327,883	—	—	—

#### 当事業年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,775,848	—	—	—
未収入金	319,944	—	—	—
合 計	8,095,792	—	—	—

#### (デリバティブ取引関係)

##### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 通貨関連

#### 前事業年度（2023年12月31日）

区分	取引の 種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	235,362	—	△5,826	△5,826
	合計	235,362	—	△5,826	△5,826

当事業年度（2024年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	187,929	—	3,516	3,516
	合計	187,929	—	3,516	3,516

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前事業年度（2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した結果

「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

「重要な会計方針」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

### セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 関連情報

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	2,441,739	2,239,588	4,681,327

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	2,357,831	2,176,543	4,534,375

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の 90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	BNY メロン・イン ベストメント・マ ネジメント・ジャ パン株式会社	東京都 千代田 区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資 運用 委託	投資 運用 委託 (注 2)	2,083,813	未払 費用	505,502
						事務 委託	事務 委託 (注 3)	173,635		
同一の 親会社 を持つ 会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万 米ドル	銀行業	なし	預金 預取引	預金の 預入 (純額) (注 4)	1,526,072	預金	5,886,898
						デリバ ティブ 取引	デリバ ティブ 取引に による支払 (注 4)	12,674	デリバ ティブ 債務	5,826

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っております。
- (3) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。
- (4) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	BNY メロン・イン ベストメント・マ ネジメント・ジャ パン株式会社	東京都 千代田 区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資 運用 委託 (注 2)	投資 運用 委託 (注 2)	2,065,094	未払 費用	502,363
						事務 委託 (注 3)	事務 委託 (注 3)	108,000		
同一の 親会社 を持つ 会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万 米ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の 預入 (純額) (注 4)	1,825,604	預金	7,714,490
						デリバ ティブ 取引	デリバ ティブ 取引に による支払 (注 4)	19,886	デリバ ティブ 債権	3,516

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っております。
- (3) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。
- (4) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション  
(ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 〔自 2023年1月1日 至 2023年12月31日〕	当事業年度 〔自 2024年1月1日 至 2024年12月31日〕
1株当たり純資産額	4,786,724円18銭	5,051,003円77銭
1株当たり当期純利益	142,506円21銭	264,279円60銭

(注) 1. 前事業年度及び当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 〔自 2023年1月1日 至 2023年12月31日〕	当事業年度 〔自 2024年1月1日 至 2024年12月31日〕
当期純利益(千円)	285,012	528,559
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	285,012	528,559
期中平均株式数	2,000	2,000
うち、普通株式	1,000	1,000
うち、普通株式と同等の株式： 優先株式	1,000	1,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 利害関係人との取引制限

管理会社および受託会社、これらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「**関係当事者**」という。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招き得る他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することがある。かかる活動には、他の投資信託の受託者または管理者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーまたは代理人として行為することが含まれる。特に、管理会社は、ファンドのそれと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する助言に関与することが予想される。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなる。管理会社および受託会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとする。利益相反が生じた場合、管理会社または受託会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとする。異なる顧客（ファンドを含む。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性がある。ただし、管理会社は、当該状況下の投資機会が長期にわたり評価され公平に配分されることを保証する。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができる。関係当事者（受託会社を除く。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができる。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができる。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができる。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わず当該ファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができる。

適用ある法令に従い、

- (a) 管理事務代行会社、保管会社ならびにその各子会社、関連会社、代理人、被委譲者および関係者（各々を「**関連当事者**」という。）は、本人または代理人として、または管理事務代行会社が管理事務代行契約の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利を有するその他の者として、ファンドの勘定で資産または株式を購入、保有、処分その他取引することができるが、管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (b) 関連当事者は、同一または類似の投資対象がファンドによりもしくはその勘定で保有されるかまたは当該ファンドに関係するか否かにかかわらず、自己の勘定、ファンドの勘定または自己の顧客の勘定で投資対象を購入、保有および取引することができ、これに関与するいかなる者も、かかる取引によりまたはこれに関連し得られた利益につき説明する義務を負わない。管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開

示する義務を負うともみなされない。

- (c) 関連当事者は、ファンドの勘定で、保管会社またはそのノミニーに対し投資対象を売却し、かかる者から投資対象を購入し、またはかかる者に対し投資対象を付与することができ、かつ、受益者、ファンド、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されているかまたは当該ファンドに関連する投資信託または機関の勘定で、保管会社もしくはそのノミニーとの間で金融取引、銀行取引、通貨取引またはその他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができるが、かかる関連当事者のいずれも、かかる取引に関し関係する当事者間の関係のみに基づき発生した利益につき説明することを求められない。ただし、上記（a）乃至（c）に企図される取引は、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものとして実行され、かつ、以下に従うものとする。
- (i) 独立しておりかつ認定評価を行う資格を有すると保管会社により認められた者からかかる評価を受領すること、
- (ii) 該当する規則に基づく最高の条件による計画的な投資取引を実行すること、
- (iii) 上記（i）または（ii）に規定される手続が実行可能でない場合は、保管会社（保管会社が関係する取引の場合は管理会社）が、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものとして取引が行われたと満足する条件により実行すること。
- (d) 関連当事者は、購入者またはベンダーが当該時点で公開されていない証券取引所その他の市場において通常の方法で成立する契約に従い行われる取引を完了することができる。
- (e) 関連当事者は、他の者の事務管理代行会社もしくは登録機関として行為することを継続するかまたはかかる行為に同意することができ、また、ファンドに対し同様のサービスを提供することなく他の顧客に対し事務管理サービスまたは登録サービスを提供することができる。
- (f) 関連当事者は、ファンドのために、（関連当事者または当該関連当事者に課せられる銀行手数料または預金利息その他の事項に関する）通常の顧客向け銀行業務を条件として、銀行施設を提供するかまたは関連当事者をして銀行として行為し銀行施設（直物為替取引および為替予約取引を含む。）を提供せしめることができる。関連当事者は通常利息を認めるが、これに従い、該当するファンドまたはその受益者に対し説明する義務を負うことなく、銀行としての役割に関連し自己に発生する利益を請求しこれを保有する権利を有するものとする。

## 5 その他

### （1）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更される。

### （2）事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社のすべての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポレーション（以下「M I H C」）という。）が保有していた。その後M I H Cは解散し、この解散に伴い、その当時M I H Cの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ（以下「メロン・バンク」という。）は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くM I H Cの資産および負債をすべて引受けた。

その後、メロン・バンクはM I H Cの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の

現金を除くすべての資産をメロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション（以下「MOIC」という。）に提供した。管理会社のすべての発行済株式は、MOICに提供されたかかる資産に含まれていたため、管理会社はMOICの完全子会社になった。

その後、MOICは、MOICが保有する管理会社の全ての発行済株式を同じくBNYグループのグループ会社であるエムビーシー・インベストメンツ・コーポレーション（以下「MBC」という。）に譲渡したため、2025年6月末日現在、管理会社はMBCの完全子会社である。

### （3）出資の状況

該当事項なし。

### （4）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有する。

「受渡営業日」および  
「日本における営業日」 日本において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

「営業日」および  
「ファンド営業日」 ニューヨーク、ルクセンブルグ、シドニーおよび日本のすべてにおける銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除く。）、またはファンドに関し管理会社が隨時に決定する事のできるその他の日をいう。

「英文目論見書」 ファンドに関する2004年6月付英文目論見書をいい、適宜変更または補足される。

「S&P」 S&Pグローバル・レーティングをいう。

「円」および「¥」 日本の法定通貨をいう。

「オーストラリア・ドル」 オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。  
および「豪ドル」

「買付申込書」 管理会社または管理事務代行会社から入手することができる受益証券の買付申込書をいう。

「買戻請求書」 管理会社または管理事務代行会社から入手できる買戻請求書をいう。

「買戻日」 各営業日またはファンドに関し管理会社が隨時に決定する事のできるその他の日をいう。

「管理会社」 BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドをいう。

「管理事務代行会社」 ファンドの管理事務代行会社としての資格におけるSMB日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。

「管理事務代行契約」 受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された2006年3月30日付管理事務代行契約をいい、適宜変更または補足される。

「金融商品取引法」	日本の金融商品取引法をいう。
「現地分配基準日」	各月の15暦日もしくは当該日が営業日ではない場合には直後の営業日、またはファンドに関し管理会社が隨時に決定することのできる各年のその他の日をいう。
「現地分配日」	各現地分配基準日の後4営業日目の日またはファンドに関し管理会社が適宜決定することのできる各年のその他の日をいう。
「受益者」	当該時点における登録された受益証券の保有者をいい、共同登録者を含む。
「受益証券」	豪ドル建ての「豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券」と指定されるファンドの受益証券をいう。
「受益者決議」	1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または受益者集会において1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により可決された決議をいう。
「受託会社」	トラストの受託者としてのCIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
「純資産総額」	基本信託証書に従い計算されるファンドの純資産価額をいう。
「シリーズ・トラスト」 および「ファンド」	受託会社と管理会社との間の信託証書に基づいて設立されたトラストのシリーズ・トラストである、グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドをいう。
「設定日」	2010年9月30日
「代行協会員」	SMB C 日興証券株式会社をいう。

「適格投資家」	(a) 以下の (i) から (iv) に該当しない者、法人もしくは法主体をいう。 (i) 米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、(ii) ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除く。）、(iii) 適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに (iv) 上記 (i) から (iii) に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者、または (b) 受託会社がファンドについて隨時特定もしくは指定するその他の者、法人もしくは法主体をいう。
「投資運用会社」	B NYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社をいう。
「投資運用契約」	管理会社と投資運用会社との間で締結された2010年9月1日付投資運用契約（改訂済）をいう。
「投資対象通貨」	ファンドの投資対象が表示される通貨をいう。
「トラスト」	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるニッポン・オフショア・ファンズをいう。
「取引日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が隨時に決定することのできるその他の日をいう。
「販売会社」または 「日本における販売会社」	株式会社三井住友銀行をいう。
「1口当たり純資産価格」	純資産総額（各評価日に管理事務代行会社が決定する為替レートで豪ドルに換算される。）を評価時に発行済の受益証券の口数で除して算出される額をいう。
「評価日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が隨時に決定することのできるその他の日をいう。

「ファンド決議」	ファンドの発行済受益証券口数の2分の1以上の保有者が書面により承認した決議、または当該ファンドの受益者集会においてファンドの受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により可決された決議をいう。
「副投資運用会社」	アルセントラ・エヌワイ・エルエルシーをいう。
「副投資運用契約」	投資運用会社と従前の副投資運用会社との間で2010年9月1日に締結され、2020年12月30日に副投資運用会社に承継された副投資運用契約をいう。
「分配期間」	前の現地分配基準日の翌暦日から開始し、現地分配基準日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インクをいう。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいう。
「米ドル」、「USD」 および「US\$」	米国の法定通貨であるドルをいう。
「保管会社」	ファンドの保管会社としての資格におけるS M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。
「保管契約」	受託会社と保管会社との間で締結された2006年3月30日付保管契約をいい、適宜変更または補足される。
「ユーロ」および「€」	1992年2月7日にマーストリヒトで署名された欧州連合条約に従って单一通貨を採用した欧州連合参加加盟国の共通通貨をいう。



**BNY MELLON**  
INVESTMENT MANAGEMENT